

第2部

男女共同参画のまちづくりの取組

1. 令和4年度の取組について

① 各推進事業の取組状況

第4次プランでは、7つの目標の下に合計187の推進事業を掲げています。そのうち再掲している事業は23事業あり、延べ推進事業は210事業となっています。

また、推進事業の取組状況については、毎年度、各施策・事業の担当課にて内部評価(点検・評価)を行い、推進しています。

令和4年度の各施策・事業の担当課の年度ごとの自己評価をみると、評価A「計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、十分な効果があった(または目標を大きく上回った)」が29.5%、評価B「計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、一定の効果があった(または目標を概ね達成できた)」が63.8%となり、評価A、評価Bを合わせた割合は93.3%となっています(図表48)。

図表48 令和4年度の取組状況(総括)

	A	B	C	D	E	—
目標Ⅰ	7	21	0	0	0	0
	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
目標Ⅱ	4	16	0	1	0	0
	19.0%	76.2%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%
目標Ⅲ	2	7	0	0	0	0
	22.2%	77.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
目標Ⅳ	9	23	2	1	0	2
	24.3%	62.2%	5.4%	2.7%	0.0%	5.4%
目標Ⅴ	2	15	1	1	0	0
	10.5%	78.9%	5.3%	5.3%	0.0%	0.0%
目標Ⅵ	17	34	1	0	2	0
	31.5%	63.0%	1.9%	0.0%	3.7%	0.0%
目標Ⅶ	21	18	2	0	0	1
	50.0%	42.9%	4.8%	0.0%	0.0%	2.4%
全体	62	134	6	3	2	3
	29.5%	63.8%	2.9%	1.4%	1.0%	1.4%

A: 計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、十分な効果があった(または目標を大きく上回った)

B: 計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、一定の効果があった(または目標を概ね達成できた)

C: 計画に基づいて事業を実施したが、施策の方向性の観点から、あまり効果がなかった
(または目標の達成には課題が残った)

D: 計画に基づいて事業を実施したが、施策の方向性の観点から、ほとんど効果がなかった。
(またはほとんど目標を達成できなかった)

E: 事業を予定どおり実施しなかった

—: その他(未実施、効果測定不能、事業終了など)

※ここでの計画とは、「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」のことを指します。

② 全庁共通事業の取組状況

第4次プランにおいては、全庁的に取り組む共通事業を5事業掲げており、毎年度取組状況を把握して推進しています。

●第4次プランにおいて全庁的に取り組む共通事業

- 1 男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成(事業番号43)
- 2 審議会等委員への女性の登用促進(事業番号46)
- 3 審議会等委員の市民公募の実施(事業番号47)
- 4 職務・職場の固定的性別役割分担意識の見直しの推進(事業番号86)
- 5 被害者及びその関係者に関する情報の保護(事業番号173)

全庁的に取り組む共通事業 1

事業番号 43 男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成

【施策内容】

人権尊重・男女共同参画の視点に留意し、広報・出版物を作成します。

【令和4年度の状況】

庁内全課(対象 431 課)に、広報物等の作成状況及び男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成にあたっての5項目を点検するとともに、作成にあたって注意していること、広報等の作成についての考え方を設問しました。

令和4年度に広報物・出版物を作成した課は 191 課で、年間平均 5.06 種類を作成しています。

また、作成時に留意している男女共同参画の視点は、下表のとおりとなっています(図表 49)。

図表 49 事業番号 43 の令和 4 年度の実施状況 (集計結果)

A : 十分できている (90%以上) B : 概ねできている (70%以上)
C : できている面もあるが不十分である (50%程度) D : (あまり) できていない (50%未満)

該当のあった課191 / 調査対象課431	A	B	C	D	非該当
1 男女いずれかに偏った表現にならないようになっているか	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%
2 性別によりイメージを固定化した表現にならないようになっているか	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%
3 男女を対等な関係で描いているか	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%
4 男女で異なった表現、性別による特有な表現を使わないようになっているか	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%
5 女性を安易にアイキャッチャーとして起用しないようになっているか	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

(人権政策・男女共同参画課)

事業番号 46 審議会等委員への女性の登用促進

【施策内容】

男女が対等なパートナーとして政策・方針などの決定に参画できるよう審議会等委員への女性登用を促進します。「さいたま市審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱」に基づき、委員の選任の際、目標値(42%)を下回る所管課と事前協議を実施するほか、毎年、全審議会等の登用計画書の作成を行います。また、男女共同参画推進本部を中心に全庁的な取組を図ります。

【令和4年度の状況】

審議会等における女性委員の割合は、令和4年度末は34.9%で、令和3年度末と比べ、0.5ポイント下回りました(図表 50)。目標に対する進捗率は約 83.1%となっています。

161 の審議会等内訳では、要綱等に基づくものの女性委員割合が 38.4%と最も高く、続いて条例に基づくものが 37.2%、法律等により必置のものが 29.6%となっています(図表 51)。

女性委員の割合別内訳では、目標値 42%を達成している審議会等数が 75 となっており、86 の審議会等が未達成となっています(図表 52)。

図表 50 審議会等における女性委員の割合

令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
35.6%	35.4%	34.4%	34.9%

(人権政策・男女共同参画課)

図表 51 審議会等数内訳

	審議会等数	うち女性委員を含む審議会等数	委員総数	女性委員数	女性委員割合
法律等により必置のもの	26	24	754 人	223 人	29.6%
条例に基づくもの	85	85	896 人	333 人	37.2%
要綱等に基づくもの	50	49	544 人	209 人	38.4%
合計	161	158	2,194 人	765 人	34.9%

(人権政策・男女共同参画課)

図表 52 女性委員の割合別内訳

女性委員の割合	0%	~10%	~20%	~30%	~42%未満	42%以上	合計
令和4年度審議会等数	3	4	22	24	33	75	161

86

(人権政策・男女共同参画課)

全庁的に取り組む共通事業 3

事業番号 47 審議会等委員の市民公募の実施

【施策内容】

審議会等委員の男女割合の格差を積極的に是正するため、市民公募を実施し、女性の市政参画を促進します。

【令和4年度の状況】

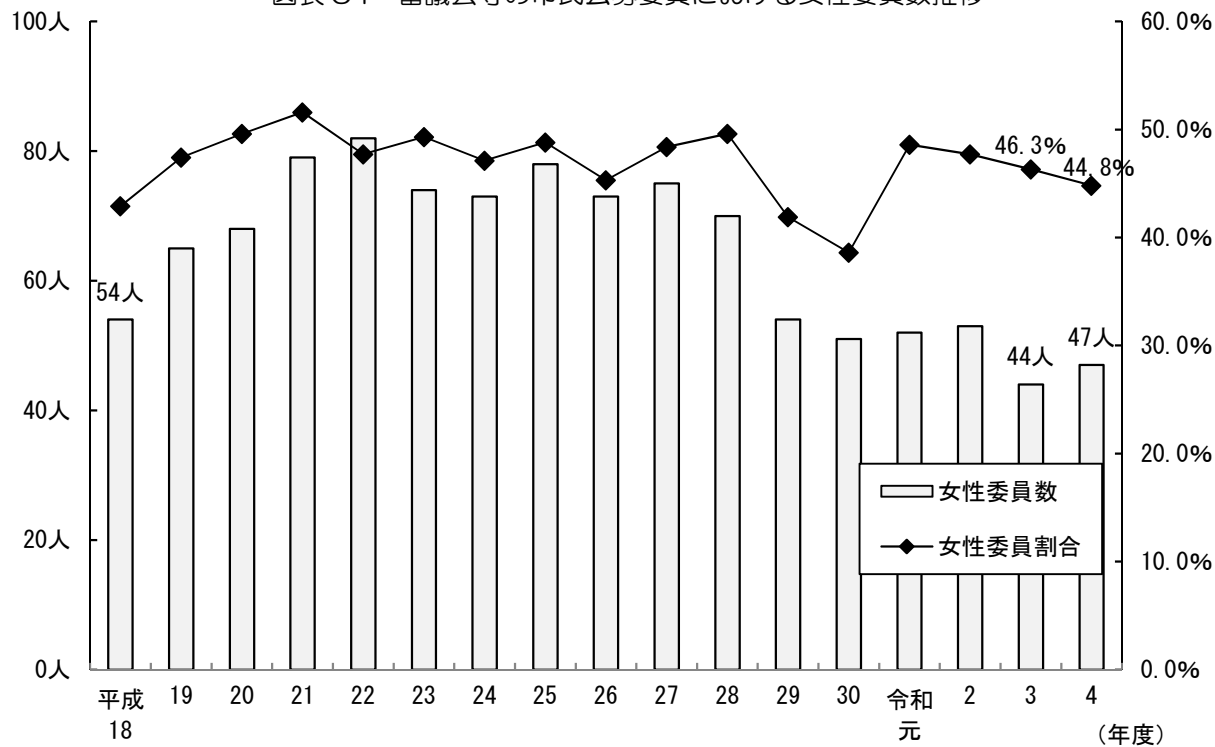
161の審議会等の中で、市民公募を実施している審議会等は42で、全体の26.1%となっております。また、市民公募委員105人のうち、女性委員は47人で、割合は44.8%となっております(図表53、54)。

図表 53 令和4年度末の審議会等における市民公募の実施状況

	市民公募 を実施している 審議会等数	市民公募 委員数	うち女性委員数	公募委員の 女性委員割合
法律等により 必置のもの	4	17	5	29.4%
条例に 基づくもの	27	66	30	45.5%
要綱等に 基づくもの	11	22	12	54.5%
合計	42	105	47	44.8%

(人権政策・男女共同参画課)

図表 54 審議会等の市民公募委員における女性委員数推移



(人権政策・男女共同参画課)

事業番号 86 職務・職場の固定的性別役割分担意識の見直しの推進

【施策内容】

職員研修の開催、男女共同参画職員ハンドブックの配布などにより、職務・職場における固定的な性別役割分担意識の見直しを促進します。

【令和4年度の状況】

庁内全課(対象431課)に、職務・職場の固定的性別役割分担についての9項目の点検を設問しました。9項目のうち8項目については、女性がいない等で非該当と回答した課を除き、ほとんどの課で A(十分できている)と回答しています(図表55)。

図表 55 事業番号 86 の令和4年度の取組状況 (集計結果)

A : 十分できている (90%以上) B : 概ねできている (70%以上)
 C : できている面もあるが不十分である (50%程度) D : (あまり) できていない (50%未満)

調査対象課431	A	B	C	D	非該当
1 主導的役割について、性別を固定せず男女の隔たりなく行われているか	86.5%	0.2%	0.0%	0.0%	13.2%
2 補助的業務について、性別を固定せず男女双方隔たりなく行われているか	86.3%	0.5%	0.0%	0.0%	13.2%
3 資料のコピーや雑用などは、男女の区別なく行われているか	86.5%	0.2%	0.0%	0.0%	13.2%
4 育児休業、子の看護休暇、介護休暇、短時間休暇などが取りやすい環境になっていると思うか	92.8%	2.6%	0.5%	0.0%	4.2%
5 職場での会話や個別の出来事への対応について、性差別を意識せず、職務に専念できる環境になっていると思うか	88.4%	0.2%	0.0%	0.0%	11.4%
6 男女を問わず、個々の能力が発揮されていると思うか	86.8%	0.5%	0.0%	0.0%	12.8%
7 男女を問わず、会議や研修に参加できる環境になっているか	87.0%	0.2%	0.0%	0.0%	12.8%
8 課内で、各担当の業務予定や問題点等について共通認識を持つため、性別や年代に関わらず、意見交換・調整の場があるか	93.7%	0.9%	0.0%	0.0%	5.3%
9 日常業務で「さいたま市職員の男女共同参画ハンドブック」を活用しているか	50.1%	38.7%	5.8%	5.3%	0.0%

(人権政策・男女共同参画課)

事業番号 173 被害者及びその関係者に関する情報の保護

【施策内容】

DV被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。

【令和4年度の状況】

庁内全課(対象 431 課)に、DV被害者及びその関係者に関する情報管理の徹底について設問しました。該当のあった課は 206 課で、A(できている)と回答した課が 201 課、B(できているが課題もある)と回答した課が5となっています(図表 56)。

図表 56 事業番号 173 の令和4年度の実施状況 (集計結果)

該当のあった課206／調査対象431		
A できている	B できているが 課題もある	C できていない
201	5	0

(人権政策・男女共同参画課)

③ 数値目標の進捗状況

男女共同参画社会の実現にむけて、第4次プランから新たに64事業(69項目)に数値目標を設定して取り組んでおり、毎年度取組状況を把握しています。

進捗状況は以下のとおりで、目標を達成している事業は28事業(30項目)、達成率は事業ベースで43.8%となっています(図表57)。

図表57 64事業(69項目)の数値目標の進捗状況

数値目標対象事業	目標達成事業	達成率
64	28	43.8%

※複数の指標項目をもつ事業においては指標項目の1つでも達成していた場合、目標達成事業に数えている。
 ※目標達成期限未到来のものについては、令和4年度の実績を目標値と比較した際の達成状況。

図表58 64事業(69項目)の数値目標の実績値(令和4年度)

No	目標	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (H30調査時点)	単位	R4年度 実績 (通算)	達成期限の 目標値 (達成期限)	所管課
1	I	1	人権についての啓発パンフレット作成・配布	啓発冊子・パンフレットの作成・配布数	5,600 (29年度末)	部	5,400 —	5,800 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
2	I	2	人権セミナー・講座等の開催	人権啓発講演会のアンケートにおける、人権問題についての関心や理解が深まった少し深まった割合	94.8 (29年度末)	%	97.1 —	96 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
3	I	3	人権問題に関する情報の提供	人権相談及び人権啓発に関する情報の市報への掲載回数	14 (29年度末)	回	15 —	14 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
4	I	7再II	男女用同参画に関する講座・講演会の開催	講座等受講者の満足度	98 (29年度末)	%	93.9 —	100 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
5	I	13再III	地域活動における男女共同参画の啓発	啓発活動実施回数	3回/年度 (29年度)	—	7回 —	3回以上/年度 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
6	I	14	図書館資料情報の提供	男女共同参画コーナーに受入を行った1年間あたりの本の冊数	34 (29年度末)	冊	40 —	40 (令和5年度)	資料サービス課
7	I	23	男女共同参画推進団体の活動への支援	協議会の新規加盟団体数	— (29年度末)	団体	— 令和2年度協議会解散	5 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
8	I	25	相談事業の充実	相談に携わる職員の研修等の開催回数	12 (29年度末)	回	13回/年度 —	15回/年度 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
—	II	7再I	男女用同参画に関する講座・講演会の開催	講座等受講者の満足度	98 (29年度末)	%	93.9 —	100 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
9	II	36	父子手帖の発行及び配布	父子手帖の発行及び配布数	15,000 (29年度)	冊	15,000 —	15,000 (令和5年度)	子育て支援課 (子育て支援政策課)
10	II	40	さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」	仕事をすることは人の役に立つことだと思うと回答した生徒の割合	89.1 (29年度末)	%	89.8 —	94.8 (令和5年度)	生涯学習振興課

No	目標	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (H30調査時点)	単位	R4年度実績 (通算)	達成期限の 目標値 (達成期限)	所管課
11	II	41	親の学習、家庭教育学級等の実施	親の学習事業の男性参加者の中で満足と回答した割合	79.8	%	83.7	83.4	生涯学習総合センター
					(29年度)	—	(令和2年度)		
12	II	45	情報モラル教育の推進	学校非公式サイト等監視業務における児童生徒による不適切な書き込みの削除率	76.2	%	—	90	教育研究所
					(29年度末)	—	(令和5年度)		
13	III	46	審議会等委員への女性の登用促進	審議会等における女性委員の割合	36.1	%	34.9	42.0	人権政策・男女共同参画課 全庁
					(29年度末)	—	(令和5年度)		
14	III	46	審議会等委員への女性の登用促進	女性のいない審議会等の数	2	件	3	0	人権政策・男女共同参画課 全庁
					(29年度末)	—	(令和5年度)		
15	III	47	審議会等委員の市民公募の実施	公募委員登用可能な審議会等の公募委員登用率	未調査	—	15.0	20%以上	総務課 全庁
					(28年度末)	—	(令和5年度)		
16	III	48	女性職員の管理職への登用促進	管理職女性登用率	一般行政職11.2	%	11.6	一般行政職 14.0	人事課
					(平成29年4月1日時点)	—	(令和3年4月1日時点)		
17	III	49	女性教職員の管理職への登用促進	管理職女性登用率	教職員10.8	%	教職員19.1	教職員 12.0	教職員人事課
					(平成29年4月1日時点)	—	(令和3年4月1日時点)		
18	III	50	市の女性職員の職域拡大	消防職の女性職員の採用割合（4年間総採用者数）	消防職 4.3	%	12.0%	消防職 14.0	消防職員課
					(28年度末)	—	(令和2年度末)		
19	III	51	市の女性職員の職域拡大	企業職の女性職員の配置割合	企業職12.7	%	16.4	企業職16.2	水道総務課
					(平成29年4月1日時点)	—	(令和6年4月1日時点)		
—	III	13再I	地域活動における男女共同参画の啓発	啓発活動実施回数	3回／年度	—	7回	3回以上／年度	人権政策・男女共同参画課
					(29年度)	—	(令和5年度)		
20	IV	55	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座の開催	ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識した受講生の割合	87.4	%	92.7	90	人権政策・男女共同参画課
					(29年度末)	—	(令和5年度末)		
21	IV	58再V	積極的な取組を行っている事業者への表彰制度の実施	表彰事業者数	2事業者	—	0	3事業者／年度	人権政策・男女共同参画課
					(30年度)	—	(令和5年度)		
22	IV	59	「CSRチェックリスト」の活用による意識啓発	CSRチャレンジ企業認証企業数	10	社	—	25社／年度	経済政策課
					(29年度)	—	令和3年度事業廃止 (30年度～令和2年度)		
23	IV	63再IV	育児休業・介護休暇取得の促進	男性の育児休業取得率※教職員除く	12.1	%	61.8	13	人事課
					(29年度)	—	(令和2年度)		
24	IV	65	認知症サポーター養成事業	認知症サポーター養成数	62,719	人	3,185人	今後3年間で 24,600人養成	いきいき長寿推進課
					(29年度末)	—	平成30年度～ 令和4年度累計 26,028人		
25	IV	66	介護者サロン・カフェの充実（介護者支援体制充実事業）	①介護者サロンの実施回数	923	回	602	980	いきいき長寿推進課
					(29年度末)	—	(令和2年度末)		
26	IV	66	介護者サロン・カフェの充実（介護者支援体制充実事業）	②介護者カフェの実施か所数	4	か所	22	8	いきいき長寿推進課
					(29年度末)	—	(令和2年度末)		
27	IV	66	介護者サロン・カフェの充実（介護者支援体制充実事業）	③地域包括支援センターの認知度	—	—	55%	指標の設定	いきいき長寿推進課
					(29年度末)	—	(令和2年度末)		
28	IV	67	介護保険関連施設等の整備促進	施設の定員	7,824	人	8,519	8,481	介護保険課
					(29年度末)	—	(令和2年度)		
29	IV	70	育児学級の開催	育児不安軽減者の割合	78.3	%	81.5%	80%以上	地域保健支援課
					(29年度末)	—	(令和5年度)		

No	目標	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (H30調査時点)	単位	R4年度 実績 (通算)	達成期限の 目標値 (達成期限)	所管課
30	IV	73	子どもショートステイ事業	契約施設数	6 (毎年度契約)	施設	6施設	毎年度6施設と契約 (令和5年度)	子ども家庭支援課 (子ども家庭総合センター総務課)
					(29年度末)		—		
31	IV	75	子育て支援拠点施設整備・運営事業	単独型施設数	10	カ所	10	10 (令和5年度)	子育て支援課 (子育て支援政策課)
					(29年度末)		—		
32	IV	76	子育て情報の提供	子育て応援ブックの発行数	50,000	部	50,000	50,000 (令和5年度)	子育て支援課 (子育て支援政策課)
					(29年度末)		—		
33	IV	77	子育て支援ネットワークの充実	ネットワーク会議の開催回数	1	回	1	1 (令和5年度)	子育て支援課 (子育て支援政策課)
					(29年度末)		—		
34	IV	79再VI	ふれあい親子支援事業	自分の気持ちを話せる母親の割合	100	%	100	100 (令和5年度)	地域保健支援課
					(29年度末)		—		
35	IV	81	病児保育室の拡充	病児保育室施設数	9	施設	0	12 (令和2年度)	のびのび安心子育て課
					(平成30年4月1日)		11		
36	IV	82	認可保育所等の拡充	保育所等利用待機児童数	315	人	0	0 (令和2年度)	のびのび安心子育て課
					(平成30年4月1日)		—		
37	IV	83	私立幼稚園預かり保育事業の充実	子育て支援型幼稚園の認定園数	なし	園	2	35 (令和2年度)	幼児・放課後児童課 (幼児政策課)
					(29年度末)		48		
38	IV	84	放課後児童健全育成事業	利用ニーズに対する入所者の割合	96.6	%	97.3	100 (令和5年度)	幼児・放課後児童課 (青少年育成課)
					(平成30年4月1日)		—		
—	V	58再IV	積極的な取組を行っている事業者への表彰制度の実施	表彰事業者数	2事業者	—	0	3事業者/年度 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
					(30年度)		—		
39	V	93	女性の再就職支援	ワークステーションさいたまにおけるワンストップ就職支援サービス利用者数	9,156	人	10,543	9,600 (令和2年度)	労働政策課
					(29年度末)		—		
40	V	97再VI	女性と若者の創業支援事業	女性創業件数	9	件	—	50 (29年度～令和2年度累計)	経済政策課
					(29年度末)		—		
41	V	97再VI	女性と若者の創業支援事業	若者創業件数	7	件	—	39 (29年度～令和2年度累計)	経済政策課
					(29年度末)		—		
42	V	99	女性農業者の育成	地場産農産物料理講習会への講師派遣人数	10人/年度	—	4人/年度	10人/年度 (令和5年度)	農業政策課
					(29年度末)		—		
43	V	101	早期起業家教育事業の実施	早期起業家教育事業参加者数	643	人	40	600 (令和2年度)	労働政策課
					(29年度)		—		
44	VI	102	ひとり親家庭の生活安定と自立支援	ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数	28	人	0	30 (令和5年度)	子育て支援課 (子育て支援政策課)
					(29年度末)		—		
—	VI	97再V	女性と若者の創業支援事業	女性創業件数	9	件	—	50 (29年度～令和2年度累計)	経済政策課
					(29年度末)		—		
—	VI	97再V	女性と若者の創業支援事業	若者創業件数	7	件	—	39 (29年度～令和2年度累計)	経済政策課
					(29年度末)		—		
45	VI	104	さいたま市子ども・若者支援ネットワーク	さいたま市子ども・若者支援ネットワーク開催回数	5	回	1	6 (令和5年度)	子ども政策課 (青少年育成課)
					(29年度)		—		
46	VI	105	さいたま市若者自立支援ルーム	若者自立支援ルームの年間延べ利用者数	9,300	人	8,908	12,000 (令和5年度)	子ども政策課 (青少年育成課)
					(29年度)		—		

No	目標	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (H30調査時点)	単位	R4年度実績 (通算)	達成期限の 目標値 (達成期限)	所管課
47	VI	106	ニートの就労機会の創出	地域若者サポートステーションさいたまにおける就職等進路決定者数	117	人	143	130	労働政策課
					(28年度末)		—	(令和2年度)	
48	VI	108	居住環境の整備	居室改善費補助金申請件数	4	件	29	4	高齢福祉課
					(29年度)		—	(令和5年度)	
49	VI	111	高齢者の見守り活動の支援	見守り活動を行う地区社会福祉協議会数	43	地区	50	49	高齢福祉課
					(29年度末)		—	(令和2年度)	
50	VI	113	だれもが住みよい福祉のまちづくり推進事業	モデル地区推進事業参加者アンケートによる理解度	アンケート未実施	%	98.3	90	福祉総務課
					—		—	(令和5年度)	
51	VI	116	一般介護予防事業	リハビリテーション専門職の派遣回数	161	回	480	300	いきいき長寿推進課
					(29年度末)		—	(令和2年度末)	
52	VI	117	生きがい活動事業の充実 (アクティブチケット交付事業)	アクティブチケット新規交付者数	4,830	人	2,701	5,100	高齢福祉課
					(29年度末)		—	(令和2年度)	
53	VI	119	シルバーバンクの充実	マッチング成功数	875	件	207	835	高齢福祉課
					(29年度)		—	(令和5年度)	
54	VI	120	シルバー人材センターの充実	シルバー人材センター会員数	5,086	人	4,738	5,500	高齢福祉課
					(29年度末)		—	(令和4年度)	
55	VI	122	障害福祉サービス事業所などの充実	障害福祉サービス事業所等(生活介護)の整備人数	1,422	人	136人増	150人増	障害政策課
					(29年度末)		638人増 (平成30年度～令和4年度累計)	(平成30年度～令和2年度累計)	
56	VI	139	薬物・喫煙・飲酒に関する健康教育の推進	市立中・中等教育・高等学校における薬物乱用防止教室開催数	61	校	62	62	健康教育課
					(24年度末)		—	(令和5年度)	
—	VI	79 再IV	ふれあい親子支援事業	自分の気持ちを話せる母親の割合	100	%	100	100	地域保健支援課
					(29年度末)		—	(令和5年度)	
57	VI	143	乳がん・子宮がん等の検診の実施	がん検診の平均受診率	乳がん検診24.4% 子宮頸がん検診29.9% 平均受診率28.9%	%	乳がん検診19.7% 子宮頸がん検診26.8% 平均受診率23.9%	がん検診の平均受診率 40%	地域保健支援課
					(29年度)		—	(令和5年度)	
58	VI	145	精神保健福祉に関する講演会	参加者のアンケートによる満足度	80	%	94	80	こころの健康センター
					(29年度末)		—	(令和5年度)	
59	VI	146	子どもの精神保健相談室	支援者研修参加者のアンケートによる理解度	100	—	98.4	80	こころの健康センター
					(29年度末)		—	(令和5年度)	
60	VI	148	自主防災活動の推進	自主防災組織の結成率	91.8	%	92.6	97	防災課
					(29年度末)		—	(令和元年度)	
61	VI	149	女性消防団員の入団促進	女性消防団員数	74	人	12	140	消防団活躍推進室
					(H30年4月1日現在)		102	(令和5年度)	
62	VII	155	若年層(生徒)における未然防止啓発の推進	中・高等学校教職員を対象とするデートDV防止研修の参加校数	中学校2校 高等学校4校	—	中学校3校 高等学校3校	中学校16校 高等学校4校	人権教育推進室
					(29年度)		—	(令和5年度)	
63	VII	159	学校現場等における防止体制	①校内研修の実施校数	市立全167校	—	市立全168校	市立全168校	教職員人事課
					(29年度)		—	(令和5年度)	
64	VII	159	学校現場等における防止体制	②苦情及び相談に係る問題の未解決件数	0	件	0	0	教職員人事課
					(29年度)		—	(令和5年度)	
65	VII	160	市役所におけるハラスメント防止体制	ハラスメント防止のための研修の実施回数	1回/年度	—	1回/年度	1回/年度	人事課
					(29年度末)		—	(令和5年度)	

No	目標	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (H30調査時点)	単位	R4年度 実績 (通算)	達成期限の 目標値 (達成期限)	所管課	局名
66	VII	161	地域と連携した防犯の推進	刑法犯認知件数	10,958	件	7,113	11,560	市民生活安全課	市民局
					(29年度末)		—	(令和2年)		
67	VII	162	道路照明施設(公衆街路灯)の設置及び維持管理	道路照明施設(公衆街路灯)設置数	870灯/年	—	541灯	800灯/年	市民生活安全課	市民局
					(29年度末)		—	(令和2年度)		
68	VII	166	相談体制の強化と周知	人権相談の実施回数	13	回	13	13	人権政策・男女共同参画課	市民局
					(28年度末)		—	(令和5年度)		
69	VII	179 再VII	自立に向けた支援	ひとり親家庭等介護職員 初任者研修の参加者数	28	人	0	30	子育て支援課 (子育て支援政策課)	子ども未来局
					(29年度末)		—	(令和5年度)		
—	VII	73 再掲IV	子どもショートステイ事業	契約施設数	6施設 (毎年度契約)	—	6施設	毎年度6施設と契約	子ども家庭支援課 (子ども家庭総合センター総務課)	子ども未来局
					(29年度末)		—	(令和5年度)		

2. 目標別推進事業の実施状況及び内部評価

内部評価の見方

事業番号	推進事業	事業内容	R1年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
55	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業	男女共同参画推進センターおよび事業所などにおいて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるように、に関する講座、講演会を開催します。 【数値目標】 「ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識した受講生の割合」 87.4%（平成29年度） →90%（令和5年度）	市内事業者へ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する出前講座を実施した。 講座後のアンケートでワーク・ライフ・バランスの必要性を認知した人の割合は88.7%となった。 ・令和〇年〇月〇日 〇〇〇株式会社 受講者数 〇名 テーマ 〇〇〇〇	事業者側の研修の趣旨を伺いつつ、事業所の方々へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を行うことで、多様な働き方などへの認識が深まり、ワーク・ライフ・バランスに向けたさまざまな取り組みの推進につなげられるような内容の講座を実施した。

※「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」上では、平成31年度以降の目標達成期限等についても、計画策定時点での年号である「平成」を使用し表記しておりますが、本年次報告書上では、「令和」を使用した表記に改めています。

（例）平成35年度→令和5年度

A：計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、十分な効果があった（または目標を大きく上回った）
 B：計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、一定の効果があった（または目標を概ね達成できた）
 C：計画に基づいて事業を実施したが、施策の方向性の観点から、あまり効果がなかった（または目標の達成には課題が残った）
 D：計画に基づいて事業を実施したが、施策の方向性の観点から、ほとんど効果がなかった（またはほとんど目標を達成できなかった）
 E：事業を予定どおり実施しなかった
 ー：その他（未実施、効果測定不能、事業終了など）
 ※ここでの計画とは、「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」のことを指します。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
20	○	R1	B	講座後のアンケートでワーク・ライフ・バランスの必要性を認知した人の割合が88.7%となったことから、ワーク・ライフ・バランスについて考える契機となり、実践に繋げる機会となった。	ワーク・ライフ・バランスの必要性を認知した人の割合は、前年度の●%から増加したものの、目標値に満たないため、さらに認知度を向上させる必要がある。	ワーク・ライフ・バランスの必要性の認知度が向上し、事業所等で実践されるよう、アンケートで希望の多かったテーマとするなど内容を検討しつつ、今後も引き続き、講座や講演会を開催する。	人権政策・男女共同参画課
		R2					
		R3					
		R4					
		R5					

目標指標の達成度の考え方		
	①5か年で測るもの	②単年度で測るもの
◎・目標値を上回った	$X \geq 20\%$	$X \geq 100\%$
○・概ね目標値どおり	$20\% > X \geq 0\%$	$100\% > X \geq 80\%$
△・目標値を下回った	$0\% > X$	$80\% > X$
	①は「累計値÷達成期限までの年数×経過年数」を目標値とした上で評価	

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究	① 人権尊重・男女平等意識の啓発	1	人権についての啓発パンフレット作成・配布	様々な人権問題の解決のため、同和問題、女性・子ども・障害のある人・高齢者・外国人などの人権問題について理解を図るための資料を作成します。 【数値目標】 「啓発冊子・パンフレットの作成・配布数」 5,600部（平成29年度末） →5,800部（令和5年度）	人権問題への理解を深めるための資料を作成。 「啓発冊子・パンフレットの作成・配布数」5,400部 ・人権啓発冊子「私たちの人権」3,000冊 ・人権啓発冊子「子どもと人権」2,400冊	「私たちの人権」については、同和問題に特化した内容であったが、女性の人権等も触れるように改編した。
		2	人権セミナー・講座等の開催	市民の人権尊重意識の普及・高揚を図るため、市民に対して人権問題の講演会を開催します。 【数値目標】 『人権啓発講演会のアンケートにおける、人権問題についての関心や理解が「深まった」「少し深まった」割合』 94.8%（平成29年度末） →96%（令和5年度）	R4.12.9～R5.1.13に人権啓発講演会を開催。 ・アンケート結果 人権問題についての関心や理解が「深まった」「やや深まった」97.1%	講演テーマの選定にあたり、男女の偏りがないう配慮した。
		3	人権問題に関する情報の提供	差別を許さない市民運動強調月間・週間、人権相談の実施など人権問題に関する情報を市報などに掲載し、市民の理解と認識を深めるとともに、人権問題の解決を図ります。 【数値目標】 「人権相談及び人権啓発に関する情報の市報への掲載回数」 14回（平成29年度末） →14回（令和5年度）	市報に人権問題に関する情報を掲載。 ・掲載回数15回 ・コロナに関する差別についての記事1回（4月） ・差別・偏見についての記事2回（8、12月） ・無料相談（人権相談）記事12回（毎月）	掲載にあたり、内容、表現などに男女の偏りがないう意識した。
		4 VIIに再掲	性の多様性への理解の促進	自分の性別に違和を感じる人々や同性愛、両性愛といった異性愛以外の性的指向を持つ人など、性の多様性についての理解を促進するための講座などを実施します。	・「第2回パートナーシップさいたまフェスタ」（オンライン開催）において、「I Am Here-私たちはともに生きている-」をテーマに基調講演を実施した。 ・性の多様性への理解促進をテーマとする出前講座を5回実施した。 ・職員の性的少数者への理解が促進されるよう、性的少数者への配慮促進メッセージを入れた職員名札を着用するよう職員用情報システムで全庁的に周知を図った。 ・「多様な性を知る講座」と題し、専門家の講師による市民向けオンライン講義を2回実施した。 マッチングファンド事業「まず大人が知ろう！自分らしく生きていくための性の知識」（NPO法人にじの糸との協働）にて、性の多様性への理解の促進に関する講座を実施した。 第2回「性の多様性編」 講師：中島潤	より多くの方に向け、性の多様性への理解促進を図ることが出来るよう、主催講座に加え、教育委員会・事業者・団体との連携して講座等を行った。
		5	職員ハンドブックによる啓発	男女共同参画の視点を持って業務にあたるための指針として、職員ハンドブックを作成・配布します。	全職員が常時閲覧できるよう、職員用情報システムに職員ハンドブックのデータを保存し、全庁掲示板によりハンドブックの周知を行った。	職員ハンドブックの周知を図るため、新規採用職員向けのeラーニング研修の資料とした。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
1	○	R1	B	数値目標は若干下回ったものの、必要と考えられる冊子を予算の範囲内で必要数作成することができたため。	「私たちの人権」は、従来は同和問題に特化した内容であったが、人権全般について触れる内容に改編した。この中の「女性の人権」の項でジェンダー平等について触れており、今後も毎年度内容を必要に応じて更新していく。	「私たちの人権」は、従来は同和問題に特化した内容であったが、人権全般について触れる内容に改編した。この中の「女性の人権」の項でジェンダー平等について触れており、今後も毎年度内容を必要に応じて更新していく。	人権政策・男女共同参画課
	△	R2	B				
	△	R3	B				
	△	R4	B				
2	○	R1	B	最終目標値を達成したため。	事業実施にあたり、ジェンダー平等に配慮する必要がある。	ジェンダー平等の観点が欠如したものとなっていないか、プログラム内容を入念にチェックする。	人権政策・男女共同参画課
	○	R2	A				
	○	R3	A				
	◎	R4	A				
3	◎	R1	A	最終目標値を達成したため。	記事掲載にあたり、ジェンダー平等に配慮する必要がある。	ジェンダー平等の観点が欠如したものとなっていないか、原稿内容を入念にチェックする。	人権政策・男女共同参画課
	△	R2	B				
	◎	R3	A				
	◎	R4	A				
		R1	A	性の多様性への理解促進テーマとする出前講座では理解度(平均値)が99.2%と、高い値であった。	様々な年齢、立場の方が、性の多様性への理解を深めることが出来るよう、多様な手法による継続的な取組を実施するとともに、取組内容について発信していく。	全ての人が生きやすい社会を実現するため、今後も講座や研修をはじめ、多様な手法による取組を継続していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	B	新規採用職員向けのe-ラーニング研修の資料としたり、全庁掲示板等で全職員へのハンドブックの周知を行うことで男女共同参画に関する基礎知識を習得する機会とすることができたため。	e-ラーニング研修のアンケートで職員から意見のあった事項について、記載内容や実施方法を検討する必要がある。	男女共同参画に関する国・県や社会の動向に注視するとともに、職員からの意見を踏まえ、内容の追加・更新を行っている。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究	① 人権尊重・男女平等意識の啓発	6 Ⅱに再掲	学校における人権教育の推進	<p>様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育成するとともに、教職員の更なる人権意識の高揚を図ります。このため、校内人権教育研修会・講演会の支援、人権標語・人権作文の募集及び表彰、さらに実践事例集や人権文集、人権ニュースの作成等に取り組みます。</p>	<p>学校における人権教育は全教育活動を通して行われることから、管理職をはじめ、キャリア段階に応じた人権教育研修会を実施した。また、市立学校において、校内人権教育研修会・講演会を積極的に実施できるよう、講師の紹介、謝金補助等の支援を行った。</p> <p>人権啓発資料としては、研究指定校の実践例や授業にそのまま活用できる人権課題別学習指導案等を掲載した「ほほえみ～新人権教育実践事例集～」を作成し、全ての教職員に配布した。また、小学校第1学年の保護者へ児童虐待防止啓発リーフレットを作成、配布した。</p> <p>人権標語・作文については、市立小・中・中等教育学校児童生徒に対し募集を行い、最優秀作品受賞者を表彰し、優秀作品を掲載した人権文集や人権標語短冊を作成、配布した。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研修会…5回 ・校内人権教育研修会・講演会…30校、27回 ・人権標語・作文の募集と表彰 標語…92,768作品 作文…70,657作品の応募 最優秀作品表彰式 日時：令和4年11月27日（日） 場所：教育研究所 対象：最優秀受賞者17名 ・ほほえみ（新人権教育実践事例集）…4,000部 ・人権教育ニュース第49・50号…各2,000部 ・人権文集…4,100部 ・人権標語短冊…6,450部 ・デートDV防止啓発リーフレット…15,000部 ・児童虐待防止啓発リーフレット…13,000部 	<p>人権教育啓発資料作成の際には、男女それぞれの委員の意見を尊重した。また、男女をはじめ、性に関する研修会・講演会の積極的な開催を支援した。</p> <p>「ほほえみ～新人権教育実践事例集～」に掲載されている、性的指向・性自認に関する人権を取り扱った指導案の紹介・広報を各研修会で行った。</p>

数値 目標NO.	数値目標の 達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における 男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題 解決に向けた今後の取組	
		R1	A	新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けたが、開催方法を変更するなど、工夫して実施することができた。人権教育主任を対象とした研修会では、性的マイノリティの当事者を招聘した講演会の開催を行った。性に関する校内研修会(講演会)は11校11回であった。啓発資料の配布にあたっては、説明しながら活用方法を示すなど、より効果的に活用してもらえよう工夫した。	各学校における校内人権教育研修会・講演会の更なる実施が必要である。また、児童生徒が授業等で学んだ知識等と家庭や地域社会において固定的な性別役割分担に日常的に触れる現状の間に乖離がある。	人権教育研修会において、市立学校校内人権教育研修会・講演会の実施例等の紹介を行い、積極的な実施を促していく。関係部局と連携し男女共同参画の意義や重要性を、家庭や地域に幅広く発信していく必要がある。	人権教育推進室
	R2	A					
	R3	A					
	R4	A					

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究	② 男女共同参画に関する意識の啓発	7 Ⅱに再掲	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	男女共同参画に関する講座・講演会を開催します。 【数値目標】 「講座等受講者の満足度」 98%（平成29年度末） →100%（令和5年度末）	男女共同参画推進センターにおける講座、講演会その他、大学・学校において出前講座を実施した。 ・講座開催数 63回 ・講座等受講者数 5,403人 ・講座等受講者の満足度 93.9% ・講座等受講者の理解度 96.7% 講座内容の概要を「報告」として男女共同参画推進センターのHPに掲載した。	第4次男女共同参画のまちづくりプランの重点事項に係る講座を企画し、センター利用者等を構成員とする事業検討会議で意見を伺っている。コロナ禍においても、継続的に講座等を実施するため、主にオンラインで開催した。講座の内容の理解度についてもアンケート項目の1つとしている。また、講座内容の充実を図るため、講師とも受講者感想文を共有した。
		8 Ⅱに再掲	男女共同参画に関する各種資料・情報の提供	男女共同参画に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画に関する各種資料や情報の収集、提供を行った。 図書2,546冊、情報誌3誌、ビデオ123作品、貸出点数110点 また、男女共同参画推進センターが実施する講座等の案内や報告、相談事業のお知らせ等を掲載する広報誌「鐘の音」を発行し、市内公共施設等に配架、HP掲載、SNSによる周知を実施した。（年2回、10月号・3月号、各42,000部） 令和4年度さいたま市男女共同参画推進センター公募型共催事業の1つとして、「さいたま市女性学研究会（ゆい）」さんと協働で、当センターの図書等の紹介をする図書情報紙「ゆい」（夏号・冬号）を発行し、センターに配架するとともに、HPで周知した。	男女共同参画の課題解決に資する資料をセンター内で検討、選定し、情報提供を行った。また、情報・資料コーナーにはビデオ視聴スペースを設置している。 広報誌等の発行にあたり、市民から公募した広報誌編集員との協働により、誌面を作成した。発行にあたっては、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」と合わせて作成・配布を行った。
		9	職員研修等の実施	職員の男女共同参画に関する知識を深め、意識の啓発を図るため、職員研修などを実施します。	各所属の職員約400名を対象に動画配信システムを使用し、男女共同参画職員研修を実施した。 ・日程：8月23日～8月31日 ・参加人数：390名（アンケート回答者数） ・講義：「政策・方針決定過程への女性の参画について」 ・アンケート結果 「研修内容についての理解度」99.0% 「施策の実施にあたり男女共同参画の視点が必要であることの理解度」99.0%	昨今の社会情勢等を踏まえ、男女共同参画に関する理解が深まるようなテーマを選定し、研修の題材とした。 ここ数年、審議会等委員の女性の登用が伸び悩んでいる状況を踏まえ、職員に女性が政策・方針決定に参画することの意義を認識してもらえようテーマを選定した。
		10	男女共同参画週間の周知	男女共同参画社会基本法の制定にちなんで全国的に実施される男女共同参画週間の周知のため、記念講演会の開催、広報、ホームページにおける啓発などを行います。	ホームページ、メールマガジン、SNS、催事情報等を活用し、周知を行った。また、男女共同参画週間記念事業として、オンライン講座を配信した。 ・日程：6月1日～6月29日 ・講師、テーマ、再生回数 能條桃子、「モヤモヤを行動に！若者から日本社会を変えていく」、106回	SNSを活用し周知を行い、広く周知した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
4	○	R1	B	講座の満足度、理解度ともに昨年度より若干低下したものの、講座実施数、受講者数、ともに昨年度を大幅に上回ったため、自己評価「B」とした。	講座受講者の満足度や理解度が向上するよう、講座内容を検討していく必要がある。	講座の実施方法については、オンラインと会場での両方のメリット・デメリットを考慮し、検討しながら実施していく。講座内容についても、より幅広い市民に効果的な啓発が出来るよう、検討していく。	人権政策・男女共同参画課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
	○	R4	B				
		R1	B	講座のテーマに関する理解を深めるため、関連する図書をリスト化し、講座等受講者へ配布したことにより、講座受講後の資料貸出利用を促し、貸出利用に繋がったことから評価を「B」とした。	情報資料をより多くの人に利用してもらうため、効果的に周知していく必要がある。	情報資料の一層の充実を図るとともに、講座等にて引き続き周知する。また、新型コロナウイルス感染症拡大状況に留意しつつ、ビデオ視聴スペースの利用を促進する。	人権政策・男女共同参画課
	R2	B					
	R3	B					
	R4	B					
		R1	B	感染症拡大防止の観点から、動画配信システムを使用し、各職場で受講することとした。「研修内容について理解できた」99.0%、「施策の実施にあたり男女共同参画の視点が必要であること」の理解度99.0%と高い数値となったことから、自己評価を「A」とした。	受講後のアンケートで、「講義で現状については理解することができたが、どのような改善策があるのか具体例を提示してもらえるとよいと思う」という意見があったため、実際の取組事例などを含めた内容となるよう企画する必要がある。	今後も多くの職員に男女共同参画に関する内容に興味を持ってもらえるよう、受講後のアンケートの意見を踏まえ、業務において実践しやすい内容を盛り込むとともに、実施方法等についても検討する。	人権政策・男女共同参画課
	R2	A					
	R3	A					
	R4	A					
		R1	B	計28名から申し込みがあり、アンケートでは、「理解した」「よく理解した」の合計が、93.3%と高い数値となったことから、自己評価を「B」とした。	オンライン講座の公開のみにとどまったため、視聴者へ講師への質問の機会が与えられなかった。	男女共同参画社会の実現について考える契機となるよう、今後も様々な媒体を活用し、周知を行い、時機に応じた講演を実施していく。	人権政策・男女共同参画課
	R2	B					
	R3	B					
	R4	B					

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究	② 男女共同参画に関する意識の啓発	11	男女共同参画に関する法令の周知	女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法、DV防止法、男女雇用機会均等法など、男女共同参画に関する法令及び男女共同参画社会基本法の理念を踏まえて制定した、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」等の周知を行います。	男女共同参画に関する法令及び「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を基に、職員向けハンドブックを作成し、庁内掲示板に掲載し、全職員に向けハンドブックの周知を行った。また、国の男女共同参画関連の法改正等について情報誌や市ホームページ上で周知した。	男女共同参画に関する法改正等について、情報誌や市ホームページ上で周知を行った。
		12 Ⅱに再掲	広報誌等による情報提供及び啓発	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」、市報、ホームページなどに男女共同参画に関する情報を掲載します。	市民の男女共同参画に関する意識を啓発するため、市民から公募された「鐘の音」編集員と協働で、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、男女共同参画推進センターが実施する講座・相談業務の案内等を掲載する広報誌「鐘の音」を年2回(10月・3月)発行した。10月号・3月号ともに市内公共施設、医療機関等への配布を行い、市ホームページに掲載した。「You&Me～夢～」は、「ブックシェルフ埼玉」に電子書籍として記事をデータで掲載した。	情報誌「You&Me～夢～」の特集のテーマについて時流に沿った情報や市民の方の意見等を踏まえ検討し、内容および寄稿依頼先の選定を行った。
		13 Ⅲに再掲	地域活動における男女共同参画の啓発	地域活動や交流の場を利用して男女共同参画の啓発活動を行います。 【数値目標】 「啓発活動実施回数」 3回/年度(平成29年度) →3回以上/年度(令和5年度)	地域のイベント等で、男女共同参画に関する情報誌等の配布や男女共同参画に関するクイズの活用による啓発を実施した。 【実施回数】7回/年度	男女共同参画に関するクイズ動画のオンラインでの配信等のほか、イベント等での男女共同参画に関するクイズ冊子や、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」等の配布による啓発を行った。
	14	図書館資料情報の提供	中央図書館内「市民活動支援コーナー」に「男女共同参画コーナー」を設け、ジェンダーや女性論、家族や結婚・離婚に関する本などを収集し、情報の提供を行います。 【数値目標】 「男女共同参画コーナー」に受入を行った1年間あたりの本の冊数 34冊(平成29年度末) →40冊(令和5年度)	R4年度に受入した資料のうち「男女共同参画コーナー」へ配置した資料は、40冊であった。	男女共同参画をテーマにした内容の資料を意識的に選定した。	
	③ 各種調査・研究	15	市民意識調査の実施	市民の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画施策の推進に向けた基礎資料とするため、市民意識調査を実施します。	令和3年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果について、「次期さいたま市男女共同参画基本計画」の策定に関する提言書の作成のための基礎資料として、諮問機関であるさいたま市男女共同参画推進協議会へ提供した。また、「令和4年度版男女共同参画年次報告書」に基礎資料として調査の結果を掲載し、男女共同参画をとりまく状況の説明に活用した。。	市民意識調査の結果だけでなく、国等が実施する調査の結果についても提言書や年次報告書を作成するうえでの基礎資料とし、データが充実するよう努めた。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	ハンドブックを全職員へ周知し、男女共同参画に関する基礎知識の習得の機会とすることができた。 国の男女共同参画関連の法改正等について情報誌や市ホームページ上で周知した。	男女共同参画に関する法令について、適宜情報発信していく必要がある。	男女共同参画に関する法令については、男女共同参画推進に係る国・県の動向を踏まえ、適宜情報発信していくとともに、関連するテーマの研修や講座等の際にも発信していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」について、多くの市民に興味を持ってもらえるよう特集のテーマをタイムリーな話題を選定し、ジェンダー平等と少子化対策(10月号)、ジェンダー平等と防災(3月号)を取り上げた。	市内公共施設や市内医療機関、市内各駅等に配置を行い、市ホームページや各区役所のタッチパネル式多言語型デジタルサイネージに掲載したが、情報誌「You&Me～夢～」、広報誌「鐘の音」の市民意識調査における認知度は2割程度であったため、より効果的な周知方法等について検討する必要がある。	市民に男女共同参画に対する興味を持つ契機となるよう、今後も社会情勢を鑑みたテーマを選定するとともに、各種講座やイベント、SNS等の多様なツールを活用し、効果的に周知していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
5	○	R1	B	男女共同参画に関するクイズ動画のオンラインでの配信、イベント等での男女共同参画に関するクイズ冊子や、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」等の配布など、複数の手法により啓発を行い、啓発活動の実施回数が目標値を上回ったため、自己評価を「A」とした。	市民等へ広く男女共同参画の必要性や意義を広めるため、引き続き、オンラインでのイベント、会場で実施されるイベント双方で啓発を行っていく必要がある。	男女共同参画の効果的な啓発のため、参加するイベントや啓発方法の検討を引き続き行っていく必要がある。	人権政策・男女共同参画課
	△	R2	C				
	◎	R3	A				
	◎	R4	A				
6	◎	R1	A	数値目標を達成しているため。	男女共同参画をテーマにした出版物が増える傾向にある分、内容にも幅が出てきており、コーナーに配置するのに相応しい内容が迷うものが増えた。	資料の充実に努めるとともにコーナーに配置する資料の見直しも検討する。	中央図書館資料サービス課
	△	R2	B				
	◎	R3	A				
	○	R4	B				
		R1	B	提言書や男女共同参画年次報告書を作成するうえでの基礎資料として、市民意識調査の結果を効果的に活用することができたため。	引き続き、市民意識調査の結果を効果的に活用し、男女共同参画施策の推進に反映させていく必要がある。	「次期さいたま市男女共同参画基本計画」の策定(令和5年度)の際に引き続き市民意識調査の結果を活用し、今後の市の男女共同参画施策の推進に反映させていく必要がある。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知	① 国際理解・交流活動の推進	16	国際社会への理解を深めるイベント・講座等の開催	市民を対象に国際友好フェアや日本語スピーチ大会を開催します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」実施事業	・国際友好フェア ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止。過去の開催内容やボランティアの活動動画を作成しオンライン等で紹介。 ・国際ふれあいフェア ・外国人日本語スピーチ大会	チラシやHPなどで周知する際、男女双方のイラストや写真を使用するよう配慮している。
		17	NPO/NGOとの協力・連携	NPO・NGO団体と協力・連携し、市民が参加できるイベントなどを開催します。	・わくわくグローバルフェスタ2023 ※オンラインと会場参加のハイブリッド方式で実施	チラシやHPなどで周知する際、男女双方のイラストや写真を使用するよう配慮している。
		18	外国人市民委員会の開催	市内在住外国人市民の市政への参加推進や諸問題について話し合い、要望や意見をまとめ、市長に提言を行います。	・第5期さいたま市外国人市民委員会活動状況 ・第1回委員会 令和4年8月1日 ・第2回委員会 令和4年12月27日 ・第3回委員会 令和5年3月20日	委員の選定にあたり、男女比率を考慮している。
	② 国際社会における男女共同参画に関する情報提供と学習機会の充実	19	世界の女性の問題に関する情報提供・学習機会の提供	世界の女性を取り巻く問題や現状を知るための情報収集・提供、学習機会の提供を行います。	図書等の各種資料を収集し、男女共同参画推進センターにおいて情報提供を行った。 また、主催講座「世界の女性とつながる講座」(全2回)を実施し、世界の女性の問題に関する情報提供・学習機会の提供とした。 ・日程:1月12日～22日、2月2日～2月12日 ・講師:梁・永山聡子氏 ・申込者数:50名 ・視聴回数:計228回	新型コロナウイルス感染症対策の観点から、オンラインによる講義を実施。
		20	国際理解・平和に関する講座の開催	国際理解・平和に関する講座を開催します。	国際理解を推進するための講座を公民館において実施した。	男女それぞれが参加しやすいように企画した。
		21	国際理解講座の開催	海外の習慣や文化などの違いについて理解を深めるための講座を開催します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」実施事業	世界各国の魅力、歴史、文化などを学ぶミニ講座を開催。	チラシやHPなどで周知する際、男女双方のイラストや写真を使用するよう配慮している。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、新型コロナウイルス感染防止策を講じて開催。また、中止にしたイベントについても、オンライン等で活動を紹介したため。	イベントの効果的な周知が課題である。	事業は継続開催により広く認識されてきており、多くの参加があるが、外国人市民の参加も促進する。	観光国際課
		R2	E				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	—	新型コロナウイルス感染症の影響により、新型コロナウイルス感染防止策を講じてオンライン等でハイブリッド開催したため。	イベントの効果的な周知が課題である。	国際交流団体との連携強化を図ることで、在住外国人と市民の交流を活性化させ、相互理解を促進する。	観光国際課
		R2	E				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	男女問わず委員からの積極的な意見交換が行われた。	公募委員の確保及びそのための募集に関する効果的な周知が課題である。	委員会での意見提案を受け、国際化推進市政に反映させる必要がある。	観光国際課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	受講後のアンケートで、満足度71.4%、理解度64.3%となった。ともに100%であった前年度と比べると下がったものの、回答者の半数を超える効果が出ているため、自己評価を「B」とした。	講座の開催をはじめ、様々な手法で、より多くの人に情報提供していく必要がある。	世界の女性の問題に触れる講座を開催するとともに、より多くの人に情報提供していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	B				
		R1	B	国際理解を推進するための講座を公民館において実施したため。	講座内容等について、より充実した内容となるよう検討していく。	今後も継続して国際理解を深める内容となるよう検討し、実施する。	生涯学習総合センター
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、新型コロナウイルス感染防止策を講じて開催。また、対面開催できなかった講座についても、オンラインを活用し動画配信したため。	イベントの効果的な周知が課題である。	多文化共生の推進に資する内容であり、且つ多くの市民に参加してもらえらるテーマの選定。	観光国際課
		R2	E				
		R3	B				
		R4	B				

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
3 市民・事業者との連携の推進	① 市民・事業者との連携の推進	22	苦情処理制度の充実	男女共同参画に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響があると認められる施策に対する苦情の申出を処理する制度について、広く市民などが利用できるよう周知を図るとともに、苦情の申出に対して適切かつ迅速に処理します。	苦情処理制度の周知を図るため、ホームページへの掲載のほか、市報や男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」に掲載した。 日頃からの男女共同参画の視点を持った施策の推進および、苦情の申出に対する迅速・適切な対応のため、職員にむけて、男女共同参画ハンドブックによる啓発のほか、職員研修や男女共同参画推進本部会議において、男女共同参画に関する内容を扱い、啓発を行った。 申出:0件	日頃からの男女共同参画の視点を持った施策の推進および、苦情の申出に対する迅速・適切な対応のため、職員にむけて、男女共同参画ハンドブックによる啓発のほか、職員研修や男女共同参画推進本部会議において、男女共同参画に関する内容を扱い、啓発を行った。
		23	男女共同参画推進団体の活動への支援	男女共同参画推進団体が組織される協議会が企画・運営する「女・男フェスタさいたま」の開催を支援します。また、団体に対し、男女共同参画に関する情報の提供を行います。 【数値目標】 「協議会の新規加盟団体数」 →5団体（令和5年度末）	さいたま市が主催となり、「第2回パートナーシップさいたまフェスタ」をオンライン開催した。 開催日:1月24日～2月23日 テーマ:「ジェンダー平等を実現しよう」 内容:基調講演、公募による出展団体プログラム、令和4年度オンライン講座プレイバック、男女共同参画に関する取組紹介 参加者:305名 【数値目標】 協議会の新規加盟団体数 目標 平成35年度末(令和5年度末) 5団体 実績 令和2年度末 1団体 (達成率20%) →協議会は令和2年度末をもって解散した。令和3年度より、さいたま市が主催となり、さいたま市と市民・団体・事業者・学校関係者との有機的ネットワーク醸成の場として、「パートナーシップさいたまフェスタ」を開催している。	広く市民に対して、ジェンダー平等・男女共同参画に関する啓発や理解促進を図る場として、また、さいたま市と市民・団体・事業者との有機的ネットワーク醸成の場として、「第2回パートナーシップさいたまフェスタ」を開催した。
		24	事業者等との連携	事業者等と連携し、男女共同参画の推進に資する取組を実施します。	・さいたま市女性の活躍を推進する議員連絡会、さいたまイクボス共同宣言事業者と連携し、「女性の知恵で社会をデザインする講座」をオンラインで実施した。 開催日 10月16日～1月15日(全3回) 参加者 10人	男女共同参画を推進するためには、産学官連携が重要となることから、事業者等と連携し、取組を実施した。 「従来女性が少なかった分野へのチャレンジ支援」として政治分野をとりあげ、さいたま市女性の活躍を推進する議員連絡会と連携し、実際に活動をしている女性議員を講師として招き講座を実施した。成果報告会において女性議員の方とイクボス共同宣言事業者の方に講評をいただいた。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	複数の方法により市民へ広く制度の周知を行った。また、日頃からの男女共同参画の視点を持った施策の推進および、苦情の申出に対する迅速・適切な対応のため、職員に向け啓発を行ったため。	市民にとって使いやすい制度となるよう、引き続き、広く制度の周知を行う必要がある。	今後も引き続き、制度の周知を図るとともに、申出の内容を苦情処理委員会議で共有する。苦情の申出の処理状況を公開するとともに、施策実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れるよう、職員に対する啓発を継続して実施する。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
7	○	R1	B	協議会は令和2年度末をもって解散した。令和3年度より、さいたま市が主催となり、さいたま市と市民・団体・事業者・学校関係者との有機的ネットワーク醸成の場として、「パートナーシップさいたまフェスタ」を開催している。	様々な主体との協働により、ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に資するフェスタを開催していく必要がある。	広く市民に対して、ジェンダー平等・男女共同参画に関する啓発や理解促進を図る場として、また、さいたま市と市民・団体・事業者等との有機的ネットワーク醸成の場として、「パートナーシップさいたまフェスタ」を開催していく。	人権政策・男女共同参画課
	○	R2	B				
	—	R3	B				
	—	R4	B				
		R1	B	事業者等との連携により、取組を実施することが出来たため、「B」評価とした。	今後も、講座の実施等の事業者等との連携をとおして、男女共同参画を推進していく必要がある。	引き続き、事業者等と連携し、男女共同参画の課題解決に資する取組を実施していく必要がある。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
4 男女共同参画推進センター機能の充実	① 男女共同参画推進センター事業の充実	25	相談事業の充実	<p>様々な悩みを抱えている方からの相談を通して、性別にとらわれず自分らしく生きていけるように対応します。</p> <p>【数値目標】 「相談等に携わる職員の研修等の開催回数」 12回（平成29年度末） →15回／年度（令和5年度）</p>	<p>相談者が今できていることを認めることでエンパワーメントし、相談者が自己決定できるような相談者の心情に寄り添う継続相談・支援を実施した。また、相談に対応する婦人相談員の質の向上を図るため、スーパービジョン(4回)や研修(9回)を実施した。</p> <p>【数値目標】 「相談等に携わる職員の研修等の開催回数」計13回</p>	<p>様々な悩みが原因で生きづらさを感じ、悩み相談に繋がる相談者へ適切な対応ができるよう、婦人相談員を対象に研修等を実施した。</p>
		26	団体・交流支援事業の充実	<p>男女共同参画推進に関わる団体への情報提供や団体間の連携、交流に向けたネットワークづくりの促進などの支援を充実するとともに、センターでの活動を支援します。</p>	<p>男女共同参画意識の啓発事業の一環として、さいたま市と市民・団体・事業者・学校関係者との間の、有機的ネットワークを醸成する場として、「第1回パートナーシップさいたまフェスタ」をオンライン開催した。</p> <p>開催日：1月24日～2月23日 テーマ：「ジェンダー平等を実現しよう」 内容：基調講演、公募による出展団体プログラム、令和4年度オンライン講座プレイバック、男女共同参画に関する取組紹介 参加者：305名</p> <p>「男女共同参画推進市民企画講座」として、公募によって選考した1団体が、男女共同参画に関する講座を行った。2団体を選考し、そのうち1団体は事業中止。</p> <p>実施団体：Gemini(ジェミニ)女性のためのオンライン日本語教室 テーマ：「やさしい日本語」でやさしい社会を考えるー入門編ー 日程：10月12日、11月9日、11月30日、12月14日、1月11日 参加者数：43名</p> <p>「さいたま市男女共同参画推進センター公募型共催事業」として、4団体と講座等を開催した。</p>	<p>団体の参画により、「パートナーシップさいたまフェスタ」、「男女共同参画推進市民企画講座」、「さいたま市男女共同参画推進センター公募型共催事業」を実施した。</p> <p>多彩の団体の参画のもと、地域における様々なジェンダー課題の解決に資するため、団体の柔軟な発想を活かした特色ある取組を実施できた。</p>
		27	事業検討委員会の設置	<p>男女共同参画推進センターの運営及び事業について検討する委員会を設置し、市民意見を事業に反映します。</p>	<p>講座受講者、広報誌編集員等で構成する事業検討会議を開催し、センター事業について検討を行った。</p> <p>第1回 9月15日 第2回 3月2日</p>	<p>市民が受講しやすい講座の開催等について、意見を聴取した。</p>
		28	男女共同参画に関する学習グループの支援	<p>男女共同参画推進センターなどの活動場所及び情報を提供することにより、男女共同参画に関する学習グループなどを支援します。</p>	<p>男女共同参画推進センターにおいて、活動場所及び情報の提供を行った。</p> <p>会議室利用者 ・男女共同参画推進センター 3,129人</p> <p>また、講座等で、男女共同参画推進センターの利用案内を配布した。</p>	<p>多様な人から構成される多彩な学習グループが利用しやすいよう、平日は午前9時から午後9時まで開館し、土曜日・日曜日・祝日(9時から17時)も開館をしている。</p>

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
8	○	R1	A	様々な悩みを抱えている相談者からの相談を通して、自分らしく生きていけるよう相談者に寄り添った相談・支援をすることができた。	相談者からの様々な悩みに対応に必要な支援に繋げるため、相談に携わる職員の資質の更なる向上を図るとともに、関係機関とのさらなる連携を図ることが必要。	多様な相談に応じられるよう、婦人相談員の資質向上・研鑽に努めるとともに、利用できる支援についての情報を収集する。	人権政策・男女共同参画課
	△	R2	B				
	○	R3	A				
	○	R4	A				
		R1	B	「パートナーシップさいたまフェスタ」、「男女共同参画推進市民企画講座」、「公募型共催事業」等、多彩な団体との協働により事業を実施することができた。	さいたま市男女共同参画推進センターが団体活動・交流の拠点としての役割を果たせるよう、効果的な取組を推進していく必要がある。	ジェンダー平等社会の実現に向け、市民・団体・事業者・学校関係者との有機的ネットワークを醸成する各種取組を実施していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	事業検討会議は、男女共同参画の視点から、講座等の内容や、対象者、受講しやすい時間帯、オンライン講座に対する評価等について意見聴取し、事業に反映したため、自己評価を「B」とした。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン、書面による回答により実施した。事業検討会議の構成員同士の日程が合わず、オンラインであっても会議の場に来ることが難しい。今後も、従来の方法によらない会議開催の方法について、検討していく必要がある。	今後も、事業検討会議での意見を踏まえ、男女共同参画推進センターの事業の充実を図る。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	男女共同参画推進センターの基本的な役割・機能の一つである活動場所及び情報の提供を行った。	男女共同参画推進センターの認知度を高め、男女共同参画に関する学習グループの利用をさらに促進する必要がある。	男女共同参画推進センターの認知度を高めるための周知を継続的に行っていく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①性別による固定的な役割分担にとらわれない意識の啓発	7 Iに 再掲	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	男女共同参画に関する講座・講演会を開催します。 【数値目標】 「講座等受講者の満足度」 98%（平成29年度末） →100%（令和5年度末）	男女共同参画推進センターにおける講座、講演会その他、大学・学校において出前講座を実施した。 ・講座開催数 63回 ・講座等受講者数 5,403人 ・講座等受講者の満足度 93.9% ・講座等受講者の理解度 96.7% 講座内容の概要を「報告」として男女共同参画推進センターのHPに掲載した。	第4次男女共同参画のまちづくりプランの重点事項に係る講座を企画し、センター利用者等を構成員とする事業検討会議で意見を伺っている。コロナ禍においても、継続的に講座等を実施するため、主にオンラインで開催した。講座の内容の理解度についてもアンケート項目の1つとしている。また、講座内容の充実を図るため、講師とも受講者感想文を共有した。
		8 Iに 再掲	男女共同参画に関する各種資料・情報の提供	男女共同参画に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画に関する各種資料や情報の収集、提供を行った。 図書2,546冊、情報誌3誌、ビデオ123作品、貸出点数109点 また、男女共同参画推進センターが実施する講座等の案内や報告、相談事業のお知らせ等を掲載する広報誌「鐘の音」を発行し、市内公共施設等に配架、HP掲載、SNSによる周知を実施した。（年2回、10月号・3月号、各42,000部） 令和4年度さいたま市男女共同参画推進センター公募型共催事業の1つとして、「さいたま市女性学研究会（ゆい）」と協働で、当センターの図書等の紹介をする図書情報紙「ゆい」（夏号・冬号）を発行し、センターに配架するとともに、HPで周知した。	男女共同参画の課題解決に資する資料をセンター内で検討、選定し、情報提供を行った。また、情報・資料コーナーにはビデオ視聴スペースを設置している。 広報誌等の発行にあたり、市民から公募した広報誌編集員との協働により、誌面を作成した。発行にあたっては、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」と合わせて作成・配布を行った。
		12 Iに 再掲	広報誌等による情報提供及び啓発	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」、市報、ホームページなどに男女共同参画に関する情報を掲載します。	市民の男女共同参画に関する意識を啓発するため、市民から公募された「鐘の音」編集員と協働で、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、男女共同参画推進センターが実施する講座・相談業務の案内等を掲載する広報誌「鐘の音」を年2回（10月・3月）発行した。10月号・3月号ともに市内公共施設、医療機関等への配布を行い、市ホームページに掲載した。「You&Me～夢～」は、「ブックシェルフ埼玉」に電子書籍として記事をデータで掲載した。	情報誌「You&Me～夢～」の特集のテーマについて時流に沿った情報や市民の方の意見等を踏まえ検討し、内容および寄稿依頼先の選定を行った。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
4	○	R1	B	講座の満足度、理解度ともに昨年度より若干低下したものの、講座実施数、受講者数、ともに昨年度を大幅に上回ったため、自己評価「B」とした。	講座受講者の満足度や理解度が向上するよう、講座内容を検討していく必要がある。	講座の実施方法については、オンラインと会場での両方のメリット・デメリットを考慮し、検討しながら実施していく。講座内容についても、より幅広い市民に効果的な啓発が出来るよう、検討していく。	人権政策・男女共同参画課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
	○	R4	B				
		R1	B	講座のテーマに関する理解を深めるため、関連する図書リスト化し、講座等受講者へ配布したことにより、講座受講後の資料貸出利用を促し、貸出利用に繋がったことから評価を「B」とした。	情報資料をより多くの人に利用してもらうため、効果的に周知していく必要がある。	情報資料の一層の充実を図るとともに、講座等にて引き続き周知する。また、ビデオ視聴スペースの利用を促進する。	人権政策・男女共同参画課
	R2	B					
	R3	B					
	R4	B					
		R1	B	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」について、多くの市民に興味を持ってもらえるよう特集のテーマをタイムリーな話題を選定し、ジェンダー平等と少子化対策(10月号)、ジェンダー平等と防災(3月号)を取り上げた。	市内公共施設や市内医療機関、市内各駅等に配置を行い、市ホームページや各区役所のタッチパネル式多言語型デジタルサイネージに掲載したが、情報誌「You&Me～夢～」、広報誌「鐘の音」の市民意識調査における認知度は2割程度であったため、より効果的な周知方法等について検討する必要がある。	市民に男女共同参画に対する興味を持つ契機となるよう、今後も社会情勢を鑑みたテーマを選定するとともに、各種講座やイベント、SNS等の多様なツールを活用し、効果的に周知していく。	人権政策・男女共同参画課
	R2	B					
	R3	B					
	R4	B					

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	② 公民館・団体等における推進・啓発	29	市民コミュニティづくり事業の充実	地域のコミュニティづくりやまちづくりを推進する事業を行います。	生涯学習総合センターにおいて、生涯学習相談ボランティアによる学習相談及び市民団体との協働による子育てサロンの運営を行った。 また、公民館においては、市民団体との協働による子育てサロンの運営等を行った。	男女それぞれが参加しやすいように事業を企画した。
		30	公民館での託児の実施	子育て中の方でも、生涯学習総合センター及び公民館での講座に参加できるように、託児付き講座の充実を図ります。	令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、託児付き講座を実施しなかった。	託児付き講座を実施しなかったため該当なし。
		31	男女共同参画の視点に立った講座の企画・運営	男女共同参画社会への理解を深めるため、生涯学習総合センター及び地区公民館において男女共同参画の視点に立った講座を開催します。	男女共同参画を推進するための講座を公民館において実施した。	男女がそれぞれ参加しやすい内容を企画した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	生涯学習相談ボランティアによる学習相談や市民団体との協働による子育てサロンの運営等を行ったため。	高齢化しているボランティア団体については、新たな人材を養成していく必要がある。	今後も内容の充実を図り実施する。	生涯学習総合センター
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	託児付き講座は実施しなかったため。	感染症等の状況を鑑みながら、実施について検討していく必要がある。	感染症拡大防止の観点から、今後の託児の方法等について検討し、段階的に託児を実施していく。	生涯学習総合センター
		R2	D				
		R3	D				
		R4	D				
		R1	B	男女共同参画を推進するための講座を公民館において実施したため。	講座内容等について、より充実した内容となるよう検討していく。	今後も継続して男女共同参画社会への理解を深める内容となるよう検討し、実施する。	生涯学習総合センター
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 男性にとっての男女共同参画の推進	① 男性にとっての男女共同参画の意義の理解の促進	32	男性のための講座の開催	男性の家庭・地域生活への参加等、男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するための講座を開催します。	男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するため「国際男性デー記念講座」をはじめとして、男性が参加可能な主催講座を複数実施した。	男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するため、前年度と比べ、男性も参加可能な主催講座数を増加させた。
		33 IVに再掲	出産前教室の実施	初めて出産する妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・産褥及び育児に関する講義や実習等を各区役所で実施します。	新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、対面・オンライン・ハイブリッド形式で教室を実施した。 実施延回数162回、参加実人数4279人。参加者アンケートでは、内容を理解できたと回答した割合が98.1%であった。	妊娠・出産・育児についての理解と協力を促し、積極的に家事・育児に取り組めるように社会資源の情報提供も含めた内容の教室を実施した。また、教室内で出産前教室動画について周知した。
	② 男性の家庭生活・地域活動への参画に向けての啓発・教育	34	パパサンデーなど父親の子育て参加の推進	父親を対象とした家事・育児参加を促進する講座・イベントなどを、協働や他事業との連携により、開催します。	・さいたまパパ・スクールをオンラインと集合の両形式を織り交ぜ、実施(各パート全4回、2パート合計8回実施)。 参加人数延べ129名 ・全単独型子育て支援センター10センターにおいて、パパサンデーを実施し、2センターにおいて、オンラインでの父親向けのイベントを実施することができた。	・男性保護者が来場、参加しやすいよう、父親向け講座やイベントを実施した。
		35	保育士・幼稚園教諭体験の拡大	父親等の子育て参加を推進するため、市内の保育施設・幼稚園における父親等の1日保育士・幼稚園教諭体験事業を実施します。	令和4年度の年間参加者数は728人となった。(保育士体験549人、幼稚園教諭体験179人)	父親等の子育て参加を推進するため、掲示等で事業の周知を行い、園だより等を通じて体験風景を伝えるなど各園で働きかけをし、各種行事に合わせた実施等参加しやすい弾力的な運営を行った。
		36	父子手帖の発行及び配布	父親の子育て参加の契機とするため、父子手帖を発行・配布します。 【数値目標】 「父子手帖の発行及び配布数」 15,000冊(平成29年度) →15,000冊(令和5年度)	父子手帖を発行及び配布した。 父子手帖の発行及び配布数 15,000冊	初版発行から引き続き、固定的な性別役割分担意識解消のためのページを設け発行した。
		37 IVに再掲	育児・介護休業制度の普及・啓発	育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座(労務実務関連講座)の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住又は在勤の勤労者等を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で育児・介護休業法を扱い、周知・啓発を図った。 テーマ:「安心して働き続けるための労働法～労働法の基礎知識や、就労継続の措置・仕組みについて押さえましょう～」(全5回) 受講者数:延べ38人 対象者:市内在住又は在勤の勤労者 アンケート結果:100%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2023を作成し、育児・介護休業等の諸制度について掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。(例 育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等)

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	男性が参加可能な講座を複数回実施し、男性が男女共同参画の意義について考える機会を設けることができたことと捉え、「B」評価とした。	引き続き、男性が参加可能な主催講座を実施し、男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するための機会を創出することが必要である。	引き続き、男性が参加可能な講座を実施し、男性の理解促進の機会を創出していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	新型コロナウイルス感染症の影響で、教室の実施方法や内容を変更しながら教室を実施することができた。また、参加者のアンケートの結果、内容を理解できたと回答した割合が昨年度と同程度であった。以上の理由から自己評価Bとした。	新型コロナウイルス感染症の影響で教室の実施方法等に変更があり各区で工夫して対応した。今後も実施方法等が変更する可能性はあるが、そういった場合でも妊婦と夫やパートナー等が対等に協力して妊娠・出産・育児に取り組んでいけるように引き続き教室を工夫して実施する必要がある。	教室の実施方法等に変更があった場合でも、妊婦と夫やパートナー等が対等に協力しながら育児に取り組めるような教室内容を実施する。	地域保健支援課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	・父親向けのイベントの実施において、会場での実施に加え、10センターのうち2センターではあるが、父親向けのオンラインイベントを実施することができたため。	母親の育児不安や負担感を緩和するため、男性保護者の育児参加を推進する必要がある。	父親が来場しやすいイベントや講座の企画、センターの雰囲気づくりを行い、父親の育児参加を推進を支援していく必要がある。	子育て支援課 (子育て支援政策課)
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	父親等の子育て参加を推進することで、子どもと触れ合う時間や育児について改めて考える機会が増えた。	父親等の子育て参加を推進するため、様々な媒体を活用した情報提供や参加しやすい弾力的な運営を行うとともに、民間保育園等の未実施施設に対する事業参加への働きかけが必要である。	引き続き、情報提供を行い、民間保育園等の未実施施設に対する事業参加への働きかけが必要である。	保育課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
9	○	R1	B	予定通りの発行ができたため。	様々な理由により積極的に育児に参加できていない父親に対する、子育て参加の意識醸成。	引き続き情報提供に努める。	子育て支援課 (子育て支援政策課)
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	・働く人の支援講座については、男女問わず参加があったため。 ・働く人の支援ガイドについては、多様で柔軟な働き方の実現や、育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるために、周知・啓発を図ることができたため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう時勢に応じた内容・レイアウト等を工夫する必要がある。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、分かりやすい内容を心がける。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 男性にとつての男女共同参画の推進	③ 男性にもたらされる重圧への支援	38	男性の悩み電話相談の実施	生き方、仕事、家庭、人間関係など男性が抱える悩みについて、男性相談員が相談に対応します。	男性の公認心理師又は臨床心理士による男性の悩み電話相談を実施した。 ・実施日時 第2・第4日曜日 13時～16時 ・相談件数 87件	埼玉県公認心理師協会から推薦頂いた方に男性相談員を依頼した。 令和4年度より、相談者がより相談しやすくなるよう、相談日時を変更した。
3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	① 学校教育での取組	6 Iに再掲	学校における人権教育の推進	様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育成するとともに、教職員の更なる人権意識の高揚を図ります。このため、校内人権教育研修会・講演会の支援、人権標語・人権作文の募集及び表彰、さらに実践事例集や人権文集、人権ニュースの作成等に取り組みます。	学校における人権教育は全教育活動を通して行われることから、管理職をはじめ、キャリア段階に応じた人権教育研修会を実施した。また、市立学校において、校内人権教育研修会・講演会を積極的に実施できるよう、講師の紹介、謝金補助等の支援を行った。 人権啓発資料としては、研究指定校の実践例や授業にそのまま活用できる人権課題別学習指導案等を掲載した「ほほえみ～新人権教育実践事例集～」を作成し、全ての教職員に配布した。また、小学校第1学年の保護者へ児童虐待防止啓発リーフレットを作成、配布した。 人権標語・作文については、市立小・中・中等教育学校児童生徒に対し募集を行い、最優秀作品受賞者を表彰し、優秀作品を掲載した人権文集や人権標語短冊を作成、配布した。 【実績】 ・人権教育研修会…5回 ・校内人権教育研修会・講演会…30校、27回 ・人権標語・作文の募集と表彰 標語…92,768作品 作文…70,657作品の応募 最優秀作品表彰式 日時：令和4年11月27日（日） 場所：教育研究所 対象：最優秀受賞者17名 ・ほほえみ（新人権教育実践事例集）…4,000部 ・人権教育ニュース第49・50号…各2,000部 ・人権文集…4,100部 ・人権標語短冊…6,450部 ・デートDV防止啓発リーフレット…15,000部 ・児童虐待防止啓発リーフレット…13,000部	人権教育啓発資料作成の際には、男女それぞれの委員の意見を尊重した。また、男女をはじめ、性に関する研修会・講演会の積極的な開催を支援した。 「ほほえみ～新人権教育実践事例集～」に掲載されている、性的指向・性自認に関する人権を取り扱った指導案の紹介・広報を各研修会で行った。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	令和4年度より、相談者がより相談しやすくなるよう、相談員及び相談日時を変更した。生き方、仕事、家庭、人間関係など男性が抱える悩みについて、男性相談員が相談に対応することができた。	男女共同参画の視点も踏まえ、自己解決につながるよう支援する必要がある。	悩みをもった男性が相談を利用できるよう周知に努める。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	A	新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けたが、開催方法を変更するなど、工夫して実施することができた。人権教育主任を対象とした研修会では、性的マイノリティの当事者を招聘した講演会の開催を行った。性に関する校内研修会(講演会)は11校11回であった。啓発資料の配布にあたっては、説明しながら活用方法を示すなど、より効果的に活用してもらえよう工夫した。	各学校における校内人権教育研修会・講演会の更なる実施が必要である。また、児童生徒が授業等で学んだ知識等と家庭や地域社会において固定的な性別役割分担に日常的に触れる現状の間に乖離がある。	人権教育研修会において、市立学校校内人権教育研修会・講演会の実施例等の紹介を行い、積極的な実施を促していく。関係部局と連携し男女共同参画の意義や重要性を、家庭や地域に幅広く発信していく必要がある。	人権教育推進室
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	① 学校教育での取組	39	キャリア教育の推進	生徒が主体的に進路選択できる資質を育成するためのワークシートの作成・配布や、中・高等学校の教員を対象とした「さいたま市進路指導・キャリア教育連絡協議会」を開催するなど、各学校と協働し、進路指導・キャリア教育を推進します。	・生徒が主体的に進路選択できる資質を育成するためのさいたま市キャリア・パスポートの作成・配布をした。 ・オンラインで市立学校の教員が参加する「さいたま市進路指導・キャリア教育研究協議会」を開催し、進路指導・キャリア教育を推進した。	・学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性など、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育を取り入れた。
		40	さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」	市立中学校・特別支援学校の生徒に、勤労観、職業観を育み、学ぶことの意義を考える機会となる、さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」を実施します。 【数値目標】 「仕事をすることは人の役に立つことだと思う」と回答した生徒の割合 89.1%（平成29年度末） →94.8%（令和5年度）	・市立中学校39校にて職場体験を実施。 ・その他の市立中学校は、講演会等代替となる活動を実施。 ・市Webサイトの更新 ・生徒用のモバイル端末を用いたオンライン職場体験を実施 ・『「仕事をすることは人の役に立つことだと思う」と回答した生徒の割合』 89.8%	性別に関わりなく、自分の個性と能力が十分発揮される進路を選択できるよう体験事業所決定の際に配慮した。
	② 家庭教育への取組	41	親の学習、家庭教育学級等の実施	子育て中の親同士が自分自身や子育てについて改めて考え、様々な学びを通して気付くことにより、親として成長することを目的としたワークショップ形式による親の学習事業や、家庭における子育てについて理解を深める講座などを実施します。 【数値目標】 『親の学習事業の男性参加者の中で「満足」と回答した割合』 79.8%（平成29年） →83.4%（令和2年）	親の学習事業を生涯学習総合センター及び公民館において、144事業実施した。 家庭教育学級などを公民館において実施した。 ・『親の学習事業の男性参加者の中で「満足」と回答した割合』83.7%	男女を問わず広く多様なニーズに応えられる講座づくりに努めた。
		42	家庭教育、子育てセミナー等の開催	小学校の就学時健診や中学校の入学説明会などの機会を活用し、保護者を対象に、家庭教育に関する講座を開催します。	小学校入学前の就学時健診や中学校の入学説明会などの機会を活用し、保護者を対象に、家庭教育に関する講座を開催した。 ・市立小学校104校中63校で実施 ・市立中学校及び特別支援学校60校中17校で実施	講座実施校を増やすことができるよう、講師に関する情報提供を行った。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	<p>・キャリア教育について小・中・中等・高等学校の校種間で連携し、継続的な指導を行うために、「さいたま市キャリア・パスポート」の活用場面を示すなど、効果的な活用の仕方を、研修会を通して周知することができた。</p>	<p>・研修会等で男女共同参画にも配慮したキャリア教育を進める必要があることを十分に伝達する必要がある。</p>	<p>・市立学校の教員が参加する協議会を開催し、その中で、ジェンダー平等について学ぶなどの男女共同参画に配慮したキャリア教育を進める必要があることを各校種の教職員へ周知していく。</p>	指導1課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
10	○	R1	B	<p>令和4年度、「仕事をするには人の役に立つことだ」と回答した生徒の割合は、89.8%であり、数値目標である94.8%の9割を超える数値となっているため。</p>	<p>自分の個性と能力が十分発揮される進路を選択できるようにするために、多様な業種に協力を呼び掛け、受入れ事業所を増やす必要がある。</p>	<p>引き続き受入れ事業所の拡大ができるよう事業の周知・啓発活動を進めていく。</p>	生涯学習振興課
	-	R2	E				
	○	R3	B				
	○	R4	B				
11	◎	R1	A	<p>生涯学習総合センター及び公民館において実施した親の学習事業について、令和4年度の男性参加者の中で「満足」と回答した割合が83.7%となり、一定の効果を得られたと考えられるため。</p>	<p>男性参加者の割合を増やすとともに講座満足度上げるため、より充実した講座内容となるよう検討していく。</p>	<p>今後も継続して生涯学習総合センター及び公民館において親の学習事業を実施する。</p>	生涯学習総合センター・公民館
	△	R2	D				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	<p>講座を実施した学校からは、「現代の子育ての悩みや課題等も事例を挙げながらお話しいただき、参加者も熱心に聞いていた。」といった報告があり、家庭教育の支援において、一定の効果があつた。</p>	<p>コロナ禍において、感染症拡大の懸念等により子育て講座の実施を見合わせる学校が多くあつた。</p>	<p>講座実施校を増やすことができるよう、講師リストの送付等により、周知徹底を行う。</p>	生涯学習振興課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
4 メディアにおける男女共同参画の推進	① 人権尊重と男女共同参画の意識の向上の推進 意識の向上の推進 意識の向上の推進	43	男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成	人権尊重・男女共同参画の視点に立った、広報・出版物を作成します。	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」の作成にあたり、ガイドラインに沿って、性別による隔たりや固定的観念に基づいた表現を用いることのないよう留意し、イラスト等についても多様な年代や立場の方が存在することを認識してもらえよう配慮した。また、庁内に向けて、男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成を周知するため、庁内掲示板に「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を掲載し、活用を促した。	誌面の作成にあたり、あらゆる立場の人が見て違和感や性別による隔たり等を感じることはないよう表現に十分配慮した。
		44	メディア・リテラシー向上のための啓発、講座の開催	男女共同参画の視点からメディアを読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）に関する啓発及び講座などを実施します。	「メディア・リテラシー講座」を実施し、メディア・リテラシーに関する啓発を行った。 講師：吉永磨美 テーマ：『失敗しないためのジェンダー表現ガイド』ができるまで 申込者数：51人 視聴回数：109回	性別や世代を問わず一般的なメディア・リテラシーについて講座を実施した。
		45	情報モラル教育の推進	全ての市立小・中・高等・特別支援学校での「携帯・インターネット安全教室」や、教職員を対象とした情報モラル関連の研修を開催します。また、教育研究所WEBページにおいて、情報モラルを学ぶことができる学習サイト「ス学（マナ）ピ」を公開します。さらに、「学校非公式サイト」などの継続的な監視と削除依頼を実施します。 【数値目標】 「学校非公式サイト等監視業務における児童生徒による不適切な書き込みの削除率」 76.2%（平成29年度末） →90.0%（令和5年度）	「スマホ・タブレット安全教室」をすべての市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校で実施した。また、教育研究所Webページにおいて、情報モラルを学ぶことができる学習サイト「ス学（マナ）ピ」を公開、運用している。さらに、「学校非公式サイト」などの継続的な監視と削除依頼を実施した。 なお、令和4年度は監視において不適切な書き込みが確認できなかったため、削除は実施していない。	「スマホ・タブレット安全教室」実施においては男女共同参画への意識啓発が含まれ、情報モラルの向上と共に、男女共同参画の推進につなげられるような内容となった。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	当課はもとより、広報・出版物作成の際の文章やイラスト等について、各所属で配慮がなされるよう庁内に向けてガイドラインの活用を促したため。	広報物の作成の際に、作成部署より男女共同参画の視点に立った広報について個別具体的な相談を受けることもあるため、相談に対応するために必要な知識・情報を日頃より収集していく必要がある。	今後も「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を全庁的に周知するとともに、男女共同参画の視点に配慮し、ガイドラインに沿って「You&Me～夢～」や「鐘の音」等の広報・出版物を作成していく。また、日頃より、メディアにおけるジェンダー表現に関する話題などを注視していく。	人権政策・男女共同参画課 全庁
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	受講後のアンケートで、理解度、満足度ともに100%と高い数値となったことから、自己評価を「A」とした。	より多くの人に情報提供するため、この問題を主テーマとして扱う講座の開催等、効果的に周知していく必要がある。	テーマに沿った講座を開催し、より多くの人に周知していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	A				
12	○	R1	B	全ての市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校に対して実施している「スマホ・タブレット安全教室」及び、情報モラルを学ぶことができる学習サイト「ス学(マナ)ビ」の周知により、情報モラル教育の推進に一定の効果が表れていると考えられることから、評価をBとした。	SNSの普及により、新たな情報モラルに関する課題が発生したため、「ス学(マナ)ビ」の内容を更改する必要性が生じた。	事業を引き続き実施し、情報モラルに関する新たな課題について、男女共同参画への意識啓発を含んだ教育を行っていく。	教育研究所
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	①行政・審議会等への女性の積極的登用	46	審議会等委員への女性の登用促進	男女共同参画推進本部の開催、事前協議の実施、登用計画書の作成などを通じて、審議会等への女性登用を促進します。 【数値目標】 ①審議会等における女性委員の割合 ②女性のいない審議会等の数 ①36.1% ②2件（平成29年度末） →①42.0% ②0件（令和5年度末）	男女共同参画推進本部会議等の庁内推進体制の下、審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱の周知、同要綱に基づく事前協議の実施、登用計画の作成など全庁的な取組を行った。 令和4年度末の女性登用率:34.9%、女性がいらない審議会等の数:3件	毎月、職員用情報システムで要綱及び事前協議について周知を行った。また、登用計画を基に改選時期の審議会等を抽出し、庁内メールで審議会等の所管課に事前協議依頼を行った。 さらに、今年度の職員研修のテーマに「政策・方針決定過程への女性の参画」を選定し、審議会等について女性の割合を増やすことの意義を職員に広く周知した。
		47	審議会等委員の市民公募の実施	審議会等委員の市民公募を実施し、男女が共に市政に参画する機会の拡大に努めます。 【数値目標】 「公募委員登用可能な審議会等の公募委員登用率」 未調査（平成28年度末） →20%以上（令和5年度）	市民公募登用率 令和5年3月末現在:15.0%	さいたま市附属機関等に関する要綱に基づく「委員選任の事前協議」を通じて、市民公募委員の登用促進を図った。
		48	女性職員の管理職への登用促進	女性職員の管理職への登用を促進します。 【数値目標】 「管理職女性登用率」 一般行政職 11.2% （平成29年4月1日時点） →一般行政職 14.0% （令和3年4月1日時点）	・「さいたま市職員の子育ておもしろい・女性活躍推進プラン」にて、女性職員の管理職登用率の向上を目標に掲げた。 ・令和5年4月1日時点の一般行政職の管理職への女性登用率は11.6%となっている。	管理職の前段である、監督職への登用について、係長級昇任試験の女性職員の受験率が低いことを受け、受験対象の女性職員にチラシを配布し、女性職員の受験促進を図った。
		49	女性職員の管理職への登用促進	女性教職員の管理職への登用を促進します。 【数値目標】 「管理職女性登用率」 教職員 10.8% （平成29年4月1日時点） →教職員 12.0% （令和3年4月1日時点）	管理職女性登用率 教職員19.1% （令和5年4月1日時点）	年度における数値目標を達成しているため、引き続き、管理職女性登用率が向上するよう人事配置を行っている。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
13	○	R1	B	毎月、審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱の周知を行い、事前協議において、審議会等の所管課と女性の積極的登用についての方策を協議した。	令和3年度から事前協議の際に女性が少ない審議会等に対し、女性人材リストから候補者の情報提供を行っている。審議会等委員の変更の余地がある段階で事前協議の周知を行う必要がある。	引き続き、さいたま市男女共同参画推進本部会議にて本部員への意識づけを行う。また、審議会等の所管課に改選時期について連絡し、適切な時期に事前協議を行うよう促すとともに、職員用情報システム等により、数値目標達成のための積極的な取組例を周知するなど、審議会等への女性の登用を促進する。	人権政策・男女共同参画課 全庁
	○	R2	B				
	○	R3	B				
	○	R4	B				
14,15	○	R1	B	さいたま市附属機関等に関する要綱に基づく「委員選任の事前協議」を通じて、市民公募委員の登用促進を図ったが、数値目標である20%を下回ったため。	公募委員を登用していない審議会等への登用促進。	引き続き、「委員選任の事前協議」を通じて市民公募委員の登用促進を図る。	総務課 全庁
	○	R2	B				
	○	R3	B				
	○	R4	B				
16	○	R1	B	階層別研修での自己学習や各種啓発物の配布等を通して、職員の意識醸成等を図ることができたため。	係長級昇任試験の女性職員の受験率は、男性職員に比べると低い状況にあるため、引き続き受験促進を図る必要がある。	今後も取組を継続し、管理職への女性登用率の向上に努める。	人事課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
	○	R4	B				
17	◎	R1	B	目標を達成したため。	管理職選考試験における女性受験者の確保	引き続き、管理職を含む全ての教職員にとって働きやすい職場づくり、ワークライフバランスの取れた職場づくりに向けた学校の働き方改革を推進するとともに、研修会等で、管理職のやりがいや魅力を発信する。	教職員人事課
	◎	R2	A				
	◎	R3	A				
	◎	R4	A				

目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	① 行政・審議会等への女性の積極的参画	50	市の女性職員の職域拡大	女性職員があらゆる分野で能力を発揮できるよう職域の拡大に努めます。 【数値目標】 「消防職の女性職員の採用割合（4年間総採用者数）」 消防職 4.3%（平成28年度末） →消防職 14.0%（令和2年度末）	1 消防職の女性消防職員の採用割合を増加させるため、埼玉県内の消防本部と合同で、消防合同職業セミナーを実施し、女性消防士による女性限定ブースを展開した。また、本局単独で女性向け消防職業説明会を実施した。 2 本市消防局が女性消防吏員にとっても「働きやすく、働きがいのある職場」であることを積極的に広報し、本市採用試験の女性受験者数の増加に繋げるため、広報用チラシ及びポスターを作製した。 3 女性消防吏員のキャリア形成の支援、職域拡大等を目的とした知識及び能力の習得として研修機関に派遣した。 4 消防職を希望する女性の増加を促すため、大学等の採用説明会に出向き、今年度作成した女性活躍推進チラシを配布するなど、女性職員の活躍状況を広報した。 【数値実績】 R4年度実績(12.0%) H29年度からR4年度までの実績(10.2%)	女性消防職員の活躍状況について、幅広く認知していくため、採用説明会では人事担当職員と共に女性消防職員が一緒に採用説明を行った。また、埼玉県内の消防本部と合同で実施した消防合同職業セミナーでは、各消防本部で消防業務に従事する女性職員が主体となった女性限定座談会ブースを展開し、女性参加者が女性消防職員と気軽に直接話すことが出来る機会を設けた。
		51	市の女性職員の職域拡大	女性職員があらゆる分野で能力を発揮できるよう職域の拡大に努めます。 【数値目標】 「企業職の女性職員の配置割合」 企業職 12.7%（平成29年4月1日時点） →企業職 16.2%（令和6年4月1日時点）	企業職の新規採用女性職員に対し、面談等を通じて、配慮事項の把握に努めた。 16.4%（令和5年4月1日）	男女に関わりなく、職員が能力を最大限発揮できるように女性職員を適材適所に配置した。
	② 事業者・団体による取組の推進	52 Vに 再掲	積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）の周知	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、ポジティブ・アクションの周知を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施やホームページでの周知を行います。	・市内在住又は在勤の勤労者等を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で女性が働きやすい職場環境や、女性活用について扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「働く女性の活躍支援を考える」 対象者：市内在住または在勤の労務担当者・管理者・経営者 受講者数：8人 アンケート結果：100%が満足と回答 ・厚生労働省の行うポジティブ・アクションの取り組みについて、ホームページで周知を行った。	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 また、女性の活躍支援をテーマとした講座を実施した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
18	△	R1	C	数値目標の達成状況が概ね目標値どおりだったため。	女性消防吏員を計画的に採用するために、引き続き受験者数の増加を図る必要がある。	女性消防吏員を計画的に採用し、受験者数の増加を図るために、年間を通して大学や専門学校の職業説明会等に職員を継続的に派遣する。	消防職員課
	△	R2	C				
		R3	C				
		R4	B				
19	○	R1	B	目標の達成に向けて、計画的に、女性職員の配置割合を増やしたことにより、職域の拡大が図れた。	水道事業において、職員を独自採用していないことから、市長部局との交流における調整が、課題となる。	女性職員の配置割合の目標値を達成するため、市長部局との人事交流における女性職員の配置割合への配慮について、人事部門へ継続的に働きかけを行う。	水道総務課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
	○	R4	B				
		R1	B	・働く人の支援講座については、男女問わず参加があったため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2あらゆる分野における女性の参画の拡大	①男女共同参画に向けた人材発掘・育成	53	人材リストの作成と活用	埼玉県内で活躍している女性の人材情報を広く収集し、次の目的のために活用します。 (1)さいたま市の審議会等の委員への登用 (2)さいたま市が主催する講演会の講師選定	職員情報システムを活用し、女性人材リストの周知及び人材推薦依頼を月1回行った。また、女性人材リストへの登録についてホームページや市報で周知した。 令和4年度の新規登録者数は3人、令和4年度末の登録者数は95名。令和4年度の閲覧申請は3件、延べ13人で、審議会等の委員及び講師の登用が2件あった。 また、登録から4年以上経過したものについて、登録内容の確認、更新を行った。	女性人材リストの活用を促進するため、審議会等の所管課に事前協議の依頼をする際、女性が少ない審議会等について女性人材リストから適任と思われる人材の情報提供を行っている。
		13 Iに 再掲	地域活動における男女共同参画の啓発	地域活動や交流の場を利用して男女共同参画の啓発活動を行います。 【数値目標】 「啓発活動実施回数」 3回/年度（平成29年度） →3回以上/年度（令和5年度）	地域のイベント等で、男女共同参画に関する情報誌等の配布や男女共同参画に関するクイズの活用による啓発を実施した。 【実施回数】7回/年度	男女共同参画に関するクイズ動画のオンラインでの配信等のほか、イベント等での男女共同参画に関するクイズ冊子や、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」等の配布による啓発を行った。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
	/	R1	B	定期的に職員用情報システムに掲載し周知し、閲覧申請が3件あり、そのうち2件が委員の登用に繋がった。また、女性人材リストへの登録についてホームページや市報で周知を行い、新規登録が3名あった。	県内で活躍する女性人材の審議会等委員や各種研修講師等への登用を促進するため、引き続き、庁内への周知および女性人材リストの充実を図る必要がある。	引き続き、庁内への周知に努め、事前協議の際に積極的な利用を促すとともに、女性人材リストの充実のため、市報やホームページなどの様々な媒体を利用し、制度の周知及び登録者の募集を行う。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
5	○	R1	B	男女共同参画に関するクイズ動画のオンラインでの配信、イベント等での男女共同参画に関するクイズ冊子や、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」等の配布など、複数の手法により啓発を行い、啓発活動の実施回数が目標値を上回ったため、自己評価を「A」とした。	市民等へ広く男女共同参画の必要性や意義を広めるため、引き続き、オンラインでのイベント、会場で実施されるイベント双方で啓発を行っていく必要がある。	男女共同参画の効果的な啓発のため、参加するイベントや啓発方法の検討を引き続き行っていく必要がある。	人権政策・男女共同参画課
	△	R2	C				
	◎	R3	A				
	◎	R4	A				

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進	① 仕事と生活の両立の促進	54	ワーク・ライフ・バランス出前講座の開催	事業所等を対象に、ワーク・ライフ・バランスの考え方や実践的な取り組みなど、「働きやすい職場」についての講座を開催します。	事業所において、ワーク・ライフ・バランスに関する出前講座を1回実施した。 テーマ:あらゆる職員が活躍できる職場づくり～LGBTQの視点から考える多様性～ 対象:関東財務局職員 参加人数:123人 「ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識した受講生の割合」:92.7%	出前講座実施にあたっては、より効果的な講座となるよう、受講者の要望に合わせた内容とした。
		55	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座の開催	男女共同参画推進センター及び事業所などにおいて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座・講演会を開催します。 【数値目標】 「ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識した受講生の割合」 87.4%（平成29年度末） →90%（令和5年度末）	事業所において、ワーク・ライフ・バランスに関する出前講座を1回実施した。 テーマ:あらゆる職員が活躍できる職場づくり～LGBTQの視点から考える多様性～ 対象:関東財務局職員 参加人数:123人 「ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識した受講生の割合」:92.7% また、「企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組について」をテーマに「さいたま市内企業等男女共同参画研修会」を開催した。	出前講座の実施にあたっては、より効果的な講座となるよう、受講者の要望に合わせた内容とした。 また、令和4年度より新規に企業等向けの研修会を実施した。
2 事業者等による取組の促進	② 事業者等による取組の促進	56	子育てを支援している企業への入札制度における優遇措置	建設工事競争入札参加資格審査における等級区分において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ提出した「市内に本店を有する企業」に発注者別評価点を加点します。	建設工事競争入札参加資格審査の等級区分において、市内に本店を有する業者のうち、従業員100人以下の企業等で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合、又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合、従業員101人以上の企業等で、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている場合、発注者別評価点として10点の加点を行った。	前年度に引き続き、次世代育成支援に取組んでいる業者へインセンティブを与えることで、仕事と子育ての両立を図り、雇用環境等の整備を推進した。
		57 Ⅳ-2-④ に再掲	事業所内保育事業推進事業	企業等が、既存の事業所内保育施設において地域の児童の受入枠を設ける場合、または新規に事業所内保育事業を実施する場合、事業実施に係る支援、運営費の補助を行います。	事業所内保育事業所3施設を新設し、50人分の定員を拡大した。	事業所内保育事業所3施設の新設整備により、保育の受け皿を拡大し、働きながら子育てしやすい環境の整備を推進した。
		58 Ⅴに再掲	積極的な取組を行っている事業者への表彰制度の実施	男女共同参画の推進に関する積極的な取組を行っている市内の事業者を表彰し、その取組を広く周知します。 【数値目標】 「表彰事業者数」 2事業者（平成30年度） →3事業者／年度（令和5年度）	男女がともに働きやすい職場づくりに向け男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる市内事業者を「さいたま市男女共同参画推進事業者」として表彰した。 ・募集期間:令和4年8月1日～8月20日 ・表彰事業者:なし	表彰制度を広く周知するため、チラシを市内公共施設に配置し、市ホームページに掲載した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	性の多様性を切り口にして、全ての働く人が活躍できる職場について考える講座を実施できた。	より多くの方にワーク・ライフ・バランスを意識していただくよう、継続して講座を実施する必要がある。	オンラインも含めた実施手法や実施内容について、受講者のニーズに合わせた講座を実施していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
20	◎	R1	A	出前講座について、性の多様性を切り口にして、全ての働く人が活躍できる職場について考える講座を実施できた。また、新規に実施した企業等向けの研修会においてワーク・ライフ・バランスをテーマに扱い、広く企業等向けの啓発を行うことができたため。	より多くの方にワーク・ライフ・バランスを意識していただくよう、継続して講座等を実施する必要がある。	出前講座について、オンラインも含めた実施手法や実施内容について、受講者のニーズに合わせた講座を実施していく。	人権政策・男女共同参画課
	○	R2	B				
	—	R3	B				
	◎	R4	B				
		R1	B	市内に本店を有する業者のうち加点業者の割合は約22%となっている。	本取組は次世代育成支援に取組んでいる業者にインセンティブを与えるものであり、実際の取組みへの直接的な効果を及ぼすものではないが、国における次世代育成支援の方針を踏まえ、継続して取り組んでいく必要がある。	令和5年度の取組みについては今年度と同様の内容で取組むこととなるが、令和6年度以降に実施する発注者別評価項目の検討において、他の評価項目とのバランスを踏まえ、適否を含めた検討を行う。	契約課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	—	事業所内保育事業所の新設により、保育の受け皿を拡大し、男女ともに子育てと就労の両立ができる環境に寄与したため。	男女ともに子育てと就労の両立ができるよう、保育の充実を図っており、令和5年4月1日現在の待機児童数は、0人となったものの、今後も保育需要の増加が見込まれる地域があることから、更なる保育の受け皿の確保が必要である。	今後については、待機児童の状況を見ながら、必要に応じて事業所内保育施設の整備に係る相談・協議等を進める。	のびのび安心子育て課
		R2	—				
		R3	A				
		R4	A				
21	○	R1	B	女性活躍推進法の改正に伴い、表彰対象事業者を雇用する従業員数100人以下の事業者等としたところ、応募事業者がなかった。	女性活躍推進法の改正に伴い、表彰対象事業者の規模を縮小することとなった。このことを踏まえ、事業者等に対し、ジェンダー平等に関する意識啓発を図るため、さいたま市内企業等男女共同参画研修会を実施した。	法改正や制度改正など国の動向を注視し、事業者等への効果的な啓発方法について検討する。	人権政策・男女共同参画課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
	△	R4	C				

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	② 事業者等による取組の促進	59	「CSRチェックリスト」の活用による意識啓発	「CSR（企業の社会的責任）チェックリスト」の活用により、ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方への支援に関する意識啓発を、市内中小企業に対して促します。 【数値目標】 「CSRチャレンジ企業認証企業数」 10社（平成29年度） →25社／年度（平成30年度～令和2年度）	令和2年度をもって、「CSRチャレンジ企業認証制度」は廃止。 （令和3年度から「SDGs企業認証制度」に発展的に移行）	
		60	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業	ワーク・ライフ・バランスの理解と意識啓発を推進するため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住又は在勤の勤労者等を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中でワーク・ライフ・バランスについて扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「働き方改革・ワークライフバランスを考える」 受講者数：8人 対象者：市内在住または在勤の労働担当者・管理者・経営者 アンケート結果：100%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2023を作成し、仕事と家庭の両立等についての内容を掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 また、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座を実施した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。
		61	労働法規等への理解の促進	労働法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住又は在勤の勤労者等を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中でワーク・ライフ・バランスについて扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「働き方改革・ワークライフバランスを考える」 受講者数：8人 対象者：市内在住または在勤の労働担当者・管理者・経営者 アンケート結果：100%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2023を作成し、仕事と家庭の両立等についての内容を掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。
		62	労働時間短縮のための啓発	定時退社の促進など労働時間短縮のための意識啓発を行うため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住又は在勤の勤労者等を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中でワーク・ライフ・バランスについて扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「働き方改革・ワークライフバランスを考える」 受講者数：8人 対象者：市内在住または在勤の労働担当者・管理者・経営者 アンケート結果：100%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2023を作成し、仕事と家庭の両立等についての内容を掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
22	○	R1	B				経済政策課
	△	R2	E				
		R3	—				
		R4	—				
		R1	B	・働く人の支援講座については、男女問わず参加があったため。 ・働く人の支援ガイドについては、仕事と家庭の両立に関する周知・啓発を図ることができたため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう時勢に応じた内容・レイアウト等を工夫する必要がある。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、分かりやすい内容を心がける。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	・働く人の支援講座については、男女問わず参加があったため。 ・働く人の支援ガイドについては、仕事と家庭の両立に関する周知・啓発を図ることができたため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう時勢に応じた内容・レイアウト等を工夫する必要がある。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、分かりやすい内容を心がける。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	・働く人の支援講座については、男女問わず参加があったため。 ・働く人の支援ガイドについては、仕事と家庭の両立等に関する周知・啓発を図ることができたため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する必要がある。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、分かりやすい内容を心がける。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	③ 育児・介護休業等への理解と取組の促進	63 Ⅳ-3-① に再掲	育児休業・介護休暇取得の促進	さいたま市職員の育児休業、育児短時間勤務、部分休業、介護休暇の取得を促進します。 【数値目標】 「男性の育児休業取得率 ※教職員除く」 12.1%（平成29年度） →13.0%（令和2年度）	育児休業等の取得率促進のため、以下の取組を行った。 ①イクボス宣言の実施 ②男性職員の育児休業取得経験談の収集、発信 ③結婚、子の出生があった職員への子育て支援制度に関するチラシ配布 ④基本研修（2年次、5年次、主任研修、主査研修他）での子育て支援制度の周知及びキャリアデザイン意識の醸成 ⑤育児休業取得等の相談窓口の設定（男性育児の自主研究グループによる相談受付） ※令和4年度の男性の育児休業取得率 61.8%	男性職員の育児休業取得経験談の収集、発信や男性育児の自主研究グループの活動について周知する等、男性の育児参加に焦点をあて、積極的なPRを行った。
		37 Ⅱ・Ⅳ-3-① に再掲	育児・介護休業制度の普及・啓発	育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住又は在勤の勤労者等を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で育児・介護休業法を扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「安心して働き続けるための労働法～労働法の基礎知識や、就労継続の措置・仕組みについて押さえましょう～」(全5回) 受講者数：延べ38人 対象者：市内在住又は在勤の勤労者 アンケート結果：100%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2023を作成し、育児・介護休業等の諸制度について掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。（例 育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等） また、育児・介護休業法の改正のポイントとして、産後パパ育休の創設等についても掲載した。
2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	① 介護者支援策の充実	64	介護に関する情報提供と相談の充実	介護保険事業等に関する情報提供を実施します。また、各区役所に介護保険相談員を配置し、介護相談を行います。	各区役所高齢介護課に配置している介護保険相談員により、介護保険全般に関する相談の受付を随時行った。	なるべく多くの市民に内容を理解していただけるよう継続して取り組みを行う。
		64	介護に関する情報提供と相談の充実	介護保険事業等に関する情報提供を実施します。また、各区役所に介護保険相談員を配置し、介護相談を行います。	各区役所高齢介護課に配置している介護保険相談員により、介護保険全般に関する相談の受付を随時行った。	なるべく多くの市民に内容を理解していただけるよう継続して取り組みを行う。
		65	認知症サポーター養成事業	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となる、認知症サポーターの養成や周知・啓発を行います。 【数値目標】 「認知症サポーター養成数」 62,719人（平成29年度末） →今後3年間で24,600人養成	認知症サポーターの養成を推進し、認知症になっても住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる地域づくりを推進した。 ＜認知症サポーター養成数＞ 実績 ・令和4年度 3,185人 ・平成30年度～令和4年度累計 26,028人	男女の区別なく多くの方が受講できるよう、土日にも認知症サポーター養成講座を開催した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
23	◎	R1	A	育児休業等の取得促進のための取組を行い、男性の育児休業取得率が目標値を大きく上回ったため。	女性の育児休業取得率と比較して、男性の育児休業取得率は依然として低い状況にあるため、引き続き男性の育児休業取得率を向上させる必要がある。	今後も取組を継続し、男性の育児休業取得率等の更なる向上を図る。	人事課
	◎	R2	A				
	◎	R3	A				
	◎	R4	A				
	/	R1	B	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、男女問わず参加があったため。 ・働く人の支援ガイドについては、育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるために、周知・啓発を図ることができたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう時勢に応じた内容・レイアウト等を工夫する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、分かりやすい内容を心がける。 	労働政策課
	/	R2	B				
	/	R3	B				
	/	R4	B				
	/	R1	B	男女それぞれからの相談を受け付け、介護保険制度等について説明。内容を理解していただくと共にサービスの利用につなげている。	介護保険制度等の内容を理解していただくと共にサービスの利用につなげるため、引き続き窓口において説明をしていく。	なるべく多くの市民に内容を理解していただけるよう継続して取り組みを行う。	介護保険課
	/	R2	B				
	/	R3	B				
	/	R4	B				
24	○	R1	B	男女ともに認知症の理解促進をおこなった。	新型コロナウイルス感染症の影響で、サポーター養成数がコロナ禍前より減少傾向にあるが、引き続き、多くの方に受講いただけるよう取り組んでいく。	引き続き男女ともに認知症サポーターの養成に取り組んでいく。	いきいき長寿推進課
	○	R2	B				
	△	R3	B				
	/	R4	B				

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	① 介護者支援策の充実	66	介護者サロン・カフェの充実（介護者支援体制充実事業）	介護をしている人が悩みや疑問を語り合う介護者サロン・カフェを設置するとともに、介護者サロン実施主体の地域包括支援センターを広く周知します。 【数値目標】 ①介護者サロンの実施回数 ②介護者カフェの実施か所数 ③地域包括支援センターの認知度 ①923回、②4か所、③現状値なし（平成29年度末） →①980回、②8か所、③指標の設定（令和2年度末）	①602回 ②22か所 ③指標を設定（令和7年度までに65%）（令和4年度は55%）	コロナ禍でも事業継続でき、男性にも好評な介護者サロンのオンライン開催の取組を紹介した。
		67	介護保険関連施設等の整備促進	在宅での介護が困難な高齢者が必要なサービスを受けられるよう、民間事業者による整備の促進を図るため、施設建設費等の一部助成などを行います。 【数値目標】 「施設の定員」 7,824人（平成29年度末） →8,481人（令和2年度末）	地域密着型特別養護老人ホーム1施設24床及び認知症対応型共同生活介護3施設63床を採択した。 施設の定員 8,519人	利用者が男女の区別なく、十分な介護サービスを受けられるように配慮した。
		68	生活支援ショートステイの実施	介護保険制度によるサービスを受けられない場合などを対象に、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設への短期入所サービスを実施します。	延べ利用日数 4,604日	事業の対象となる単身高齢者、その他の介護者や養護者がいない高齢者について、適切に事業を実施した。
		69	レスパイトサービスの実施	知的障害児（者）の介護者を一定期間介護から解放し、心身のリフレッシュを図るために知的障害児（者）を一時的に生活ホームで預かります。	実施事業者が休止し再開の見込みがないこと等からR3年度末に事業を廃止し、実施なし。	

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
25 26 27	○	R1	B	感染症の影響により数値目標が達成できなかったことから、「C」とした。	介護者サロンについて、オンライン開催の取組が広がっていないため、開催回数が達成できていない。	介護者サロンのオンライン開催、男性向け介護者サロンの取組の拡充を推進する。多くの方に介護者サロンを利用してもらうため、市民向けに地域包括支援センター(介護者サロン)の周知を行う。	いきいき長寿推進課
	△	R2	C				
		R3	C				
		R4	C				
28	○	R1	B	計画に基づいて整備を行い、概ね目標を達成できたため。	利用者及び職員に対する処遇に配慮し、引き続き必要な施設整備を推進する必要がある。	利用者及び職員に対する処遇に配慮し、引き続き必要な施設整備を推進する。	介護保険課
	○	R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	事業の対象となる単身高齢者、その他の介護者や養護者がいない高齢者について、適切に事業を実施したため。	単身高齢者の増加が見込まれる中で、本事業が地域における支援ニーズに適切に対応しているのか、限りある財源との兼ね合いを含め、継続的に検証していく必要がある。	単身高齢者の増加が見込まれる中で、本事業が地域における支援ニーズに適切に対応しているのか、限りある財源との兼ね合いを含め、継続的に検証していく必要がある。	高齢福祉課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	—				障害福祉課 (障害支援課)
		R2	—				
		R3	—				
		R4	—				

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	② 子育て支援策の充実	33 Ⅱに再掲	出産前教室の実施	初めて出産する妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・産褥及び育児に関する講義や実習等を各区役所で実施します。	新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、対面・オンライン・ハイブリッド形式で教室を実施した。実施延回数162回、参加実人数4279人。参加者アンケートでは、内容を理解できたと回答した割合が98.1%であった。	妊娠・出産・育児についての理解と協力を促し、積極的に家事・育児に取り組めるように社会資源の情報提供も含めた内容の教室を実施した。また、教室内で出産前教室動画について周知した。
		70	育児学級の開催	おおむね生後2～3か月の児とその保護者を対象に、育児について学び、親子のふれあいや親同士が交流する場を提供し、子どもの発育・発達や母子の愛着形成などの情報を発信し、育児不安の軽減を図るため「育児学級」を各区役所で実施します。 【数値目標】 「育児不安軽減者の割合」 78.3%（平成29年度末） →80%以上（令和5年度）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場開催時は2部制実施や2部屋実施とした。また、1部あたりの定員縮小や講義時間を短縮したり、オンライン開催とした区もあった。新型コロナウイルス感染症拡大のため、各区8月～10月のいずれかで中止した回があった。教室内容の満足度は94.8%、育児不安の軽減率は81.5%であった。	父親も参加することができる講座や遊び場の情報提供を行うとともに、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じながら可能な限り事業を実施できるようオンライン開催をするなどし、父母の育児不安軽減に努めた。
		71	ファミリー・サポート・センターの充実	育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）からなる会員組織で、会員による相互援助活動の調整などをアドバイザーが行います。	ファミリー・サポート・センター事業を委託にて実施。 提供会員数：1,197人	令和2年度からではあるが、本来であれば、依頼会員の入会説明会の実施をしていたが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、書類の提出による申し込みとし、利用したい会員への配慮を行っている。
		72	子育てヘルパー派遣事業	体調不良などで昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいない子育て世帯にホームヘルパーを派遣し、家事・育児支援を行います。	介護事業者等への委託により実施。 利用件数：1,028件	仕事をしている方もいつでも申請できるよう電子申請での申込受付を開始した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	新型コロナウイルス感染症の影響で、教室の実施方法や内容を変更しながら教室を実施することができた。また、参加者のアンケートの結果、内容を理解できたと回答した割合が昨年度と同程度であった。以上の理由から自己評価Bとした。	新型コロナウイルス感染症の影響で教室の実施方法等に変更があり各区で工夫して対応した。今後も実施方法等が変更する可能性はあるが、そういった場合でも妊婦と夫やパートナー等が対等に協力して妊娠・出産・育児に取り組んでいけるように引き続き教室を工夫して実施する必要がある。	教室の実施方法等に変更があった場合でも、妊婦と夫やパートナー等が対等に協力しながら育児に取り組めるような教室内容を実施する。	地域保健支援課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
29	◎	R1	A	育児不安軽減者の割合が81.5%であり、数値目標を達成したため、自己評価をAとした。	会場開催時、座談会を中止した区は3区あった。実施する場合は、時間短縮や任意参加とする等し実施した。通常開催時と比較し親同士が交流する機会が減っている。	父母が前向きに育児に取り組めるように、引き続き父親も参加することができる講座や遊び場の情報提供をしていく。また、育児不安が強い方については、引き続き個別支援をしていく。	地域保健支援課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
	◎	R4	A				
		R1	A	コロナ禍でありながら昨年度に比べ利用実績が増え、安定した事業運営ができたため。	働く親たちが仕事と育児を両立できる環境を整備するため、提供会員の確保が必要である。	引き続き提供会員の確保に努め、安定した事業運営となるよう、委託事業者と調整していく。	子育て支援課 (子育て支援政策課)
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	A	ホームページにて事業所を募集し、新たに2社と追加契約を行い、増加する申込者に対し、概ね安定した事業運営ができた。	さらなる安定した事業運営を行うため、事業者の確保が必要である。	事業者を増やすため、市ホームページ等を活用し、引き続き事業者を募集していく。	子育て支援課 (子育て支援政策課)
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	② 子育て支援策の充実	73 Ⅶに再掲	子どもショートステイ事業	<p>疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害などの理由により、家庭においての養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設などに空きがある場合、児童を短期間預かります。</p> <p>【数値目標】 「契約施設数」 6施設（毎年度契約） （平成29年度末） →6施設（毎年度契約） （令和5年度）</p>	<p>児童養護施設等において、養育・保護が必要な児童の預かりを行った。 利用実績：延べ人数6名、延べ日数36日</p> <p>施設契約数 6施設</p>	男女を問わず、児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに施設にて一時預かりができる体制としている。
		74	小児救急医療体制の充実	<p>子どもが急病のときに看護師などがアドバイスを行う「さいたま市子ども急患電話相談」を実施します。また、市民向け医療機関情報検索サイト「さいたま市医療なび」を公開します。</p>	<p>・子どもが急病のときに、看護師等が家庭での対処や医療機関への受診のアドバイスを行う「子ども急患電話相談」を、月～金曜日は17時～翌9時、土・日曜日、祝・休日、年末年始は9時～翌9時に実施している。</p> <p>・パソコンやスマートフォンから市内の医療機関情報を検索できる市民向けサイト「医療なび」を開設している。</p>	全ての市民を対象とし、個々の相談に対して個別性を尊重し対応することを前提とし、情報提供している。
		75	子育て支援拠点施設整備・運営事業	<p>3歳未満の児童及びその保護者が、気軽に集い交流を図れる場を提供するとともに、保護者に対し育児不安などについての相談指導を実施します。</p> <p>【数値目標】 「単独型施設数」 10カ所（平成29年度末） →10カ所（令和5年度）</p>	<p>3歳未満の子ども及びその保護者が、気軽に集い、交流を図れる場を提供するとともに、保護者が抱える育児不安などについて相談指導を実施した。</p> <p>単独型実施施設数 10カ所</p>	父親向けイベントを全10センターで実施することができた。また、全10センターでオンラインイベントを実施し、2センターで、オンラインを活用した父親向けのイベントも実施した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
30	◎	R1	A	児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに、男女を問わず、児童を一時的に預かれる場所として、児童養護施設等計6施設と契約を行った。契約施設数が6施設と目標を達成したため、「A」評価とした。	空床利用のため、満床の場合や利用希望が重複したときなど、希望に応じられない場合がある。	空床利用のため、満床の場合や利用希望が重複したときなど、希望に応じられない場合があるため、受け入れ可能な施設等の追加等について、検討する。	子育て支援課 (子育て支援政策課)
	◎	R2	A				
	◎	R3	A				
	◎	R4	A				
		R1	B	市民等へ「子ども急患電話相談」・「医療なび」の周知を行い、男女の区別なく、個性を尊重して、本事業を実施した。	個々の相談に、個性を尊重した対応を引き続き実施	個々の相談に、個性を尊重した対応を引き続き実施	地域医療課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
31	○	R1	B	オンラインイベントの実施や来場者の人数制限、開室時間の制限を設け、感染症対策に配慮しながら事業を継続することができた。	母親の育児不安や負担感を緩和するため、男性保護者の育児参加を推進する必要がある。	父親が来場しやすいイベントや講座の企画、センターの雰囲気づくりを行い、父親の育児参加を推進を支援していく必要がある。	子育て支援課 (子育て支援政策課)
	◎	R2	B				
	◎	R3	B				
	◎	R4	B				

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	③ 子育て情報の提供と学習機会の充実	76	子育て情報の提供	子育て応援ダイヤルの実施、子育て応援ブックなどの情報誌の発行、子育て専用のホームページ「さいたま子育てWEB」の運営など、市内の子育てに関する情報を集約し、広く提供します。 【数値目標】 「子育て応援ブックの発行数」 50,000部（平成29年度末） →50,000部（令和5年度）	子育て応援ダイヤルの実施、子育て応援ブックなどの情報誌の発行、子育て専用のホームページ「さいたま子育てWEB」の運営などにより、子育て情報の提供を行った。 子育て応援ブック発行部数 50,000部	冊子やウェブサイトの表記について、男女の表現に偏りがないよう配慮した。
		77	子育て支援ネットワークの充実	市民サービスの向上を図るため、子育て支援関係機関、団体等が連携し、子育て支援に係る様々な課題について情報を共有し、意見交換を行います。 【数値目標】 「ネットワーク会議の開催回数」 1回（平成29年度末） →1回（令和5年度）	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面会議とした。 開催1回	関係機関や団体が、今後の子育てで支援のあり方について協議、情報提供する場であり、男女を問わず参加できる。
		78	親子教室の開催	児童センターの自主事業として保健師による健康の話、赤ちゃん体操や手遊び、絵本の読み聞かせ、工作など様々な教室を開催します。	児童センター18館で赤ちゃん体操、手遊び、絵本の読み聞かせ、土日プチタイム、おとうさんもあそぼう、工作等の教室を感染対策を取りながら少人数制で実施した。 また、助産師による乳児相談や保健師による健康講話、家庭児童相談員による育児相談、栄養士による食育講話、歯科衛生士による歯磨き指導といった、外部講師による教室も、感染対策を取りながら実施した。	感染拡大防止のため、事業の周知を控え、人数を制限せざるを得なかった。
		79 Ⅶに再掲	ふれあい親子支援事業	子育てに関する悩みを抱える母親同士が、話し合いを通して不安を解決できるよう支援を行い、虐待の防止や早期発見に取り組みます。 【数値目標】 「自分の気持ちを話せる母親の割合」 100%（平成29年度末） →100%（令和5年度）	23回開催し、延べ40人参加した。子どもとの生活の中で、うまくいかないことを振り返ったり、母親自身の親世代も含めた家族全体の話も含めて、参加者全員が自分の気持ちを話せることができた。また、参加者同士の話を聞くことで、母子関係を見つめ直す機会になっている。	子どもとの関係だけでなく、夫婦関係の話、家事・育児の分担の話などを共有し、対等な関係性を意識できるように配慮した。
	④ 保育施設等の整備・充実	57 Ⅳ-1-② に再掲	事業所内保育事業推進事業	企業等が、既存の事業所内保育施設において地域の児童の受入枠を設ける場合、または新規に事業所内保育事業を実施する場合、事業実施に係る支援、運営費の補助を行います。	事業所内保育事業所3施設を新設し、50人分の定員を拡大した。	事業所内保育事業所3施設の新設整備により、保育の受け皿を拡大し、働きながら子育てしやすい環境の整備を推進した。
		80	認可保育所の延長保育・一時預かり事業	子育てと仕事の両立を支援するため、認可保育所における延長保育及び一時的に家庭での育児が困難な場合や保護者の育児疲労の解消に対応するため、一時預かり事業を拡充します。	令和4年度新設園のうち、延長保育については認可保育施設27園、一時保育については認可保育施設1園で新たに実施した。	男女共に仕事と育児を両立できるよう、働く親の就労形態や就労時間の多様化に対応した保育の充実を図った。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
32	○	R1	B	予定通り冊子を発行できたため。	冊子の更新にあたり、イラストの男女比や色使いに引き続き配慮する。	父親の育児参加の推進など、引き続き性別役割分担意識の解消に配慮し、情報提供に努める。また、子育て応援ブックを利用した方の意見を取り入れるためのウェブアンケート活用し等について検討していく。	子育て支援課 (子育て支援政策課)
	◎	R2	B				
	◎	R3	B				
	◎	R4	B				
33	○	R1	B	書面会議により情報共有ができたため。	多くの機関が参加できるよう、集合形式や書面方式等、今後の会議開催方法を検討し、今後も効率的な会議運営を実施していく必要がある。	開催方法について引き続き検討していく。	子育て支援課 (子育て支援政策課)
	◎	R2	B				
	◎	R3	B				
	◎	R4	B				
		R1	B	コロナ対策による人数制限を設けたが、様々な教室を開催することで、子育てによる負担感や不安感の解消を図った。また、男性が参加する機会や親同士が共感できる場としても機能しており、一定の効果があつたため。	ニーズに沿った内容の設定や参加機会が増えるよう実施回数設定。また、多くの方に知っていただける周知方法の工夫。	事業を継続するとともに、男性を含めより多くの方に参加いただけるよう内容や実施回数、広報について検討していく。	子ども政策課 (青少年育成課)
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
34	○	R1	B	安心して自分の気持ちや考えを表現できるように目を見て相手を打つなど配慮した。毎回最後にワークを実施し、気持ちを落ち着かせたり、具体的な対処方法を学べる機会となるよう工夫した。	夫婦関係を含め、対等な関係をどのように築けるのかについて具体的な方法を検討する必要がある。	夫婦関係を話す中で、役割分担意識にも視点を向けて話をしていく。	地域保健支援課
	◎	R2	B				
	◎	R3	B				
	◎	R4	B				
		R1	—	事業所内保育事業所の新設により、保育の受け皿を拡大し、男女ともに子育てと就労の両立ができる環境に寄与したため。	男女ともに子育てと就労の両立ができるよう、保育の充実を図っており、令和5年4月1日現在の待機児童数は、0人となったものの、今後も保育需要の増加が見込まれる地域があることから、更なる保育の受け皿の確保が必要である。	今後については、待機児童の状況を見ながら、必要に応じて事業所内保育施設の整備に係る相談・協議等を進める。	のびのび安心子育て課
		R2	—				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	B	延長保育、一時保育を実施する施設数が増加したことにより、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などを推進したため。	ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などをさらに推進していく必要がある。	保護者が求めるニーズをふまえ、引き続き実施施設の拡大を図る必要がある。	保育課・保育施設支援課 (保育課)
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	④ 保育施設等の整備・充実	81	病児保育室の拡充	<p>保育所などを利用中の児童が、病気又は病気回復期のため集団保育が困難な時期に、病院又は保育所などの専用スペースで一時的に預かる「病児保育」の実施施設を拡充します。</p> <p>【数値目標】 「病児保育室施設数」 9施設（平成30年4月1日） →14施設（令和5年度）</p>	<p>病児保育室の追加整備にあたり、整備検討地域における保護者の負担状況等を把握するアンケート調査や、医師会への意見聴取を行ったが、医療機関の新型コロナ対応の状況等を踏まえ、整備時期を見直すこととなった。</p> <p>「病児保育室施設数」 11施設（令和5年4月1日）</p>	<p>既存の病児保育室ではカバーできていない地域について、病児保育室の追加整備を検討した。</p>
		82	認可保育所等の拡充	<p>民間活力を利用した認可保育所等の設置や、年間を通じて長時間の預かり保育を実施する「子育て支援型幼稚園」の利用を促進させるとともに、「保育ママ」といった新たな事業を創設することで、保育所等利用待機児童の解消を図ります。</p> <p>【数値目標】 「保育所等利用待機児童数」 315人（平成30年4月1日） →0人（令和5年度）</p>	<p>認可保育所11施設、認定こども園1施設、小規模保育事業所4施設、事業所内保育事業所3施設を整備し、956人分の定員を拡大した。</p> <p>「保育所等利用待機児童数」 0人（令和5年4月1日）</p>	<p>前年度に引き続き、認可保育所11施設、認定こども園1施設、小規模保育事業所4施設、事業所内保育事業所3施設の新設により、定員の拡大を図った。</p>
		83	私立幼稚園預かり保育事業の充実	<p>私立幼稚園の正規の教育時間の前後に実施する「預かり保育事業」に対して補助金を交付します。</p> <p>また、一定の要件を満たす幼稚園（「子育て支援型幼稚園」）の認定制度を創設し、その普及を促進します。</p> <p>【数値目標】 「子育て支援型幼稚園の認定園数」 現状値なし（平成29年度末） →35園（令和2年度）</p>	<p>・私立幼稚園等における預かり保育事業に対し、補助金を交付した。</p> <p>・子育て支援型幼稚園を令和4年度に新たに2園認定し、令和5年度の認定園数は48園になった。</p>	<p>男女とも仕事と育児を両立できるよう、年間を通して長時間預かる施設への補助の加算や子育て支援型幼稚園のPRを実施している。</p>
		84	放課後児童健全育成事業	<p>児童福祉法に基づき、公設及び民設の放課後児童クラブにおいて、就労などにより保護者が居間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成・指導を行います。</p> <p>【数値目標】 「利用ニーズに対する入所者の割合」 96.6%（平成30年4月1日） →100%（令和5年度）</p>	<p>公設クラブ74か所、民設クラブ225か所で事業を実施した。</p> <p>「利用ニーズに対する入所者の割合」 97.3%（令和5年4月1日）</p>	<p>放課後児童クラブの受け入れ可能児童数を拡大した。</p>
		85	障害児保育の充実	<p>障害のある子どもを幅広く認可保育所で受け入れ、集団保育の中での健全な成長・発達を促します。</p>	<p>令和4年度は、公立保育園61園、私立保育施設143園において心身の発達に遅れ等のある児童を受け入れた。</p>	<p>男女共に仕事と育児を両立できるよう、働く親の就労形態や就労時間の多様化に対応した保育の充実を図った。</p>

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
35	△	R1	D	整備検討地域における医療機関の新型コロナ対応の状況等を踏まえ、整備時期を見直すこととなったため。	男女ともに子育てと就労の両立ができるよう、多様な保育の充実を図るため、病児保育室の追加整備を実施する必要がある。	今後は、既存の病児保育室ではカバーできていない地域への追加整備について、新型コロナの状況も見極めながら進める。	のびのび安心子育て課
	○	R2	B				
	△	R3	D				
	△	R4	D				
36	△	R1	D	認可保育所等の整備により、保育の受け皿を拡大し、待機児童の状況について、改善が見込まれるため。	男女ともに子育てと就労の両立ができるよう、保育の充実を図っており、令和5年4月1日現在の待機児童数は、0人となったものの、今後も保育需要の増加が見込まれる地域があることから、更なる保育の受け皿の確保が必要である。	今後も保育需要の増加が見込まれるため、引き続き、認可保育所等の施設整備を進め、多様な保育の受け皿確保を進める。	のびのび安心子育て課
	△	R2	C				
	△	R3	B				
	△	R4	B				
37	◎	R1	A	子育て支援型幼稚園の認定園数について、当初の経過目標を上回って認定できたため。	共働き世帯の増加により、預かり保育の需要が高まっている。需要の増加に対応し、各園の預かり保育がさらに充実するように支援する必要がある。	ほとんどの私立幼稚園等において、預かり保育事業が実施されている。今後は、私立幼稚園等の理解と協力を得ながら、預かり保育事業の更なる長時間化、長期間化を促進していく。	幼児・放課後児童課 (幼児政策課)
	◎	R2	A				
	/	R3	A				
	/	R4	A				
38	○	R1	B	民設放課後児童クラブの新設等によって、受入可能児童数を拡大できたため。	利用ニーズの増加に対応するため、更なる施設整備が求められている。	引き続き民設放課後児童クラブの整備促進に取り組む。	幼児・放課後児童課 (青少年育成課)
	○	R2	B				
	○	R3	B				
	○	R4	B				
	/	R1	B	障害のある子どもの受入施設数が増加したことにより、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などを推進したため。(前年度参考:公立保育園61園、私立保育施設112園)	ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などをさらに推進していく必要がある。	保護者が求めるニーズをふまえて、引き続き実施施設の拡大を図る必要がある。	保育課・保育施設支援課 (保育課)
	/	R2	B				
	/	R3	A				
	/	R4	A				

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
3 男性の家庭生活・地域活動への参画の促進	① 男性の家庭生活・地域活動への参画の促進	63 Ⅳ-1-③ に再掲	育児休業・介護休暇取得の促進	さいたま市職員の育児休業、育児短時間勤務、部分休業、介護休暇の取得を促進します。 【数値目標】 「男性の育児休業取得率 ※教職員除く」 12.1%（平成29年度） →13.0%（令和2年度）	育児休業等の取得率促進のため、以下の取組を行った。 ①イクボス宣言の実施 ②男性職員の育児休業取得経験談の収集、発信 ③結婚、子の出生があった職員への子育て支援制度に関するチラシ配布 ④基本研修（2年次、5年次、主任研修、主査研修他）での子育て支援制度の周知及びキャリアデザイン意識の醸成 ⑤育児休業取得等の相談窓口の設定（男性育児の自主研究グループによる相談受付） ※令和4年度の男性の育児休業取得率 61.8%	男性職員の育児休業取得経験談の収集、発信や男性育児の自主研究グループの活動について周知する等、男性の育児参加に焦点をあて、積極的なPRを行った。
		37 Ⅱ・Ⅳ-1-③ に再掲	育児・介護休業制度の普及・啓発	育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住又は在勤の勤労者等を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で育児・介護休業法を扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「安心して働き続けるための労働法～労働法の基礎知識や、就労継続の措置・仕組みについて押さえましょう～」(全5回) 受講者数：延べ38人 対象者：市内在住又は在勤の勤労者 アンケート結果：100%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2023を作成し、育児・介護休業等の諸制度について掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。（例 育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等） また、育児・介護休業法の改正のポイントとして、産後パパ育休の創設等についても掲載した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
23	◎	R1	A	育児休業等の取得促進のための取組を行い、男性の育児休業取得率が目標値を大きく上回ったため。	女性の育児休業取得率と比較して、男性の育児休業取得率は依然として低い状況にあるため、引き続き男性の育児休業取得率を向上させる必要がある。	今後も取組を継続し、男性の育児休業取得率等の更なる向上を図る。	人事課
	◎	R2	A				
	◎	R3	A				
	◎	R4	A				
		R1	B	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、男女問わず参加があったため。 ・働く人の支援ガイドについては、育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるために、周知・啓発を図ることができたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう時勢に応じた内容・レイアウト等を工夫する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、分かりやすい内容を心がける。 	労働政策課
	R2	B					
	R3	B					
	R4	B					

目標V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

目標V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 働く場における男女の均等待遇の促進	①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	86	職務・職場の固定的性別役割分担意識の見直しの推進	職員研修の開催、男女共同参画職員ハンドブックの配布などにより、職務・職場における固定的な性別役割分担意識の見直しを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員向けに「男女共同参画職員ハンドブック」を利用した研修を実施したほか、職員用情報システムの全庁掲示板へハンドブックを掲載し周知を図った。 ・庁内各課所等から選出された職員を対象に、「政策・方針決定過程への女性の参画について」、テーマとして職員研修を実施した。 	審議会等への女性の登用の促進と、市の施策への男女共同参画の視点の重要性についての理解の促進のため、「政策・方針決定過程への女性の参画について」をテーマに研修を実施した。
		87	男女雇用機会均等法の普及・啓発	男女雇用機会均等法に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住又は在勤の勤労者等を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で労働法規について扱い、周知・啓発を図った。 ・テーマ：「安心して働き続けるための労働法～労働法の基礎知識や、就労継続の措置・仕組みについて押さえましょう～」（全5回） ・受講者数：延べ38人 ・対象者：市内在住又は在勤の勤労者 ・アンケート結果：100%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2023を作成し、男女雇用機会均等法についての内容を掲載した。 ・作成部数 8,000部 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。
		88	採用時における男女平等意識の啓発	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、男女均等な採用選考の意識啓発を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住又は在勤の勤労者等を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で労働法規について扱い、周知・啓発を図った。 ・テーマ：「安心して働き続けるための労働法～労働法の基礎知識や、就労継続の措置・仕組みについて押さえましょう～」（全5回） ・受講者数：延べ38人 ・対象者：市内在住又は在勤の勤労者 ・アンケート結果：100%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2023を作成し、働き始める前に知っておきたいこと等についての内容を掲載した。 ・作成部数 8,000部 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	「男女共同参画職員ハンドブック」の周知、職員研修の実施により、職務・職場における固定的な性別役割分担意識の見直し及び性的少数者に対する理解を促進する機会とすることができた。 【職員研修】 ・受講者数：390人 ・研修の内容の理解度：99.0% ・「施策の実施にあたり男女共同参画の視点が必要であることの理解度」：99.0%	より多くの職員への啓発となるよう、周知方法や、実施方法等を引き続き工夫する必要がある。	引き続き、テーマや実施方法等を工夫し研修を開催する。また、職員用情報システムにより研修内容および職員向けハンドブック等を全職員に周知する。	人権政策・男女共同参画課 全庁
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	・働く人の支援講座については、男女問わず参加があったため。 ・働く人の支援ガイドについては、多様で柔軟な働き方の実現や、男女雇用機会均等法等に関する正しい理解と認識を深めるために、周知・啓発を図ることができたため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう時勢に応じた内容・レイアウト等を工夫する必要がある。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、分かりやすい内容を心がける。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	・働く人の支援講座については、男女問わず参加があったため。 ・働く人の支援ガイドについては、労働法等に関する正しい理解と認識を深めるために、周知・啓発を図ることができたため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう時勢に応じた内容・レイアウト等を工夫する必要がある。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、分かりやすい内容を心がける。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

目標V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 働く場における男女の均等待遇の促進	② 積極的格差是正措置の具現化に向けた取組の促進	52 Ⅲ・Ⅴ-2-③ に再掲	積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）の周知	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、ポジティブ・アクションの周知を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施やホームページでの周知を行います。	・市内在住又は在勤の勤労者等を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で女性が働きやすい職場環境や、女性活用について扱い、周知・啓発を図った。 テーマ:「働く女性の活躍支援を考える」 対象者:市内在住または在勤の労務担当者・管理者・経営者 受講者数:8人 アンケート結果:100%が満足と回答 ・厚生労働省の行うポジティブ・アクションの取り組みについて、ホームページで周知を行った。	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 また、女性の活躍支援をテーマとした講座を実施した。
		58 Ⅳに再掲	積極的な取組を行っている事業者への表彰制度の実施	男女共同参画の推進に関する積極的な取組を行っている市内の事業者を表彰し、その取組を広く周知します。 【数値目標】 「表彰事業者数」 2事業者（平成30年度） →3事業者／年度（令和5年度）	男女がともに働きやすい職場づくりに向け男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる市内事業者を「さいたま市男女共同参画推進事業者」として表彰した。 ・募集期間:令和4年8月1日～8月20日 ・表彰事業者:なし	表彰制度を広く周知するため、チラシを市内公共施設に配置し、市ホームページに掲載した。
		89	女性技術者を雇用している企業への入札制度における優遇措置	建設工事競争入札参加資格審査における等級区分において、女性技術者を雇用している「市内に本店を有する企業」に発注者別評価点を加点します。	建設工事競争入札参加資格審査の等級区分において、市内に本店を有する業者のうち、女性技術者を雇用している業者に対し、発注者別評価点として10点の加点を行った。	前年度に引き続き、女性技術者を雇用している業者にインセンティブを与えることで、女性技術者が工事現場に配置され、性別にかかわらず安全体制づくりや品質管理を図った。
2 女性の経済的自立に向けた取組の推進	① 就労継続や再就職のための支援体制整備	90 Ⅶに再掲	女性労働に関する情報の収集・提供	女性の労働に関する図書やチラシなどの情報を収集するとともに、貸出し・提供します。	国、県及び関係機関から提供された女性のチャレンジ支援に関する資料や図書等の各種資料を収集し、男女共同参画推進センターにおいて情報提供を行った。 ・男女共同参画推進センター 図書2546冊、情報誌3冊、ビデオ123作品	女性の労働に関するものも含め、男女共同参画の課題解決に資する資料をセンター内で検討、選定し、情報提供を行った。また、情報・資料コーナーの一部に、ビデオ視聴スペースを設置している。
		91	女性労働に関する情報の収集・提供	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、女性労働に関する情報を提供するため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）を実施します。	・市内在住又は在勤の勤労者等を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で女性が働きやすい職場環境や、女性活用について扱い、周知・啓発を図った。 テーマ:「働く女性の活躍支援を考える」 対象者:市内在住または在勤の労務担当者・管理者・経営者 受講者数:8人 アンケート結果:100%が満足と回答	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 また、女性の活躍支援をテーマとした講座を実施した。
		92	再就職支援のための講座等の開催	女性の再就職支援をテーマとした講座・講演会を開催します。	主催講座「ライフキャリア講座」にて、講座とした。 講師:竹信三恵子 申込者数:37人 視聴回数:140回	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによる講座を実施した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	・働く人の支援講座については、男女問わず参加があったため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
21	○	R1	B	女性活躍推進法の改正に伴い、表彰対象事業者を雇用する従業員数100人以下の事業者等としたところ、応募事業者がなかった。	女性活躍推進法の改正に伴い、表彰対象事業者の規模を縮小することとなった。このことを踏まえ、事業者等に対し、ジェンダー平等に関する意識啓発を図るため、さいたま市内企業等男女共同参画研修会を実施した。	法改正や制度改正など国の動向を注視し、事業者等への効果的な啓発方法について検討する。	人権政策・男女共同参画課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
	△	R4	C				
		R1	B	市内に本店を有する業者のうち加算業者の割合は約27%となっている。	本取組は女性技術者を雇用する業者にインセンティブを与えるものであり、実際の雇用状況に直接的な効果を及ぼすものではないが、男女共同参画推進の観点から、継続して取り組んでいく必要がある。	令和5年度の取組みについては今年度と同様の内容で取組むこととなるが、令和6年度以降に実施する発注者別評価項目の検討において、他の評価項目とのバランスを踏まえ、適否を含めた検討を行う。	契約課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	講座のテーマに関する理解を深めるため、関連する図書を紹介したことにより、講座受講後の資料貸出利用に繋がった。また、ビデオ視聴スペースや、集中して学習や作業ができるスペースを設置した。	情報資料をより多くの人に利用してもらうため、効果的に周知していく必要がある。	女性の労働に関する図書や関係機関の各種資料を収集し、一層の充実に努めるとともに、講座等にて引き続き周知する。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	・働く人の支援講座については、男女問わず参加があったため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	理解度、満足度ともに100%となったため、自己評価を「A」とした。	女性の再就職支援をテーマとした講座等を実施し、再就職を希望する女性への支援を実施していく。	引き続き、女性の再就職支援をテーマとした講座等を実施していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	A				
		R4	A				

目標V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

目標V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 女性の経済的自立に向けた取組の推進	① 就業継続や再就職のための支援体制整備	93	女性の再就職支援	<p>すぐにでも再就職したい方から、再就職への不安をお持ちの方まで、子育て世代をはじめとした女性求職者の多様なニーズに応える就労支援を実施します。</p> <p>【数値目標】 「ワークステーションさいたまにおけるワンストップ就職支援サービス利用者数」 9,156人（平成28年度末） →9,600人（令和2年度）</p>	<p>・市就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、託児付きの就職支援セミナー、子育てと仕事の両立相談及び女性求職者対象の就業体験付きスキルアップ講座などの各種就労支援を実施した。 ワークステーションさいたまにおけるワンストップ就職支援サービス利用者数：10,543人</p>	<p>・子育て中の方も参加しやすいよう、託児付きのセミナーや、WEBセミナーを実施した。 また、女性求職者を対象に、座学研修と就業体験をワンパッケージに組合せた支援を実施した。</p>
		94	働く女性の妊娠・出産に関する法令の普及	<p>働く女性の妊娠・出産に関する法令の普及・周知のため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。</p>	<p>・市内在住又は在勤の勤労者等を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で労働法規について扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「安心して働き続けるための労働法～労働法の基礎知識や、就労継続の措置・仕組みについて押さえましょう～」(全5回) 受講者数：延べ38人 対象者：市内在住又は在勤の勤労者 アンケート結果：100%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2023を作成し、産前・産後の就業に関する法令についての内容を掲載した。 作成部数 8,000部</p>	<p>・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。</p>
		95	働く女性のための講座などの開催	<p>女性の就業継続の促進や、労働法などの正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座を実施します。</p>	<p>・市内在住又は在勤の勤労者等を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で労働法規について扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「安心して働き続けるための労働法～労働法の基礎知識や、就労継続の措置・仕組みについて押さえましょう～」(全5回) 受講者数：延べ38人 対象者：市内在住又は在勤の勤労者 アンケート結果：100%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2023を作成し、労働法等についての内容を掲載した。 作成部数 8,000部</p>	<p>・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。</p>
		96	パートタイム労働者等の労働条件整備の普及・啓発	<p>パートタイム労働法等の普及・啓発のため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。</p>	<p>・市内在住又は在勤の勤労者等を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で労働法規について扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「安心して働き続けるための労働法～労働法の基礎知識や、就労継続の措置・仕組みについて押さえましょう～」(全5回) 受講者数：延べ38人 対象者：市内在住又は在勤の勤労者 アンケート結果：100%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2023を作成し、パートタイム・有期雇用労働法についての内容を掲載した。 作成部数 8,000部</p>	<p>・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。 また、パートタイム・有期雇用労働法のポイントについて掲載した。</p>

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
39	◎	R1	B	・子育て世代を始めとする求職者の多様なニーズに応える就労支援を実施し、多くの利用者があったため。	・引き続き、より多くの方に利用していただけるよう、ニーズを把握し、内容の充実及び周知を図る必要がある。	・多くの方に利用していただけるよう、内容の充実及び効果的な周知に努める。	労働政策課
	△	R2	E				
		R3	E				
		R4	B				
		R1	B	・働く人の支援講座については、男女問わず参加があったため。 ・働く人の支援ガイドについては、産前・産後の就業に関する法令等に関する正しい理解と認識を深めるために、周知・啓発を図ることができたため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう時勢に応じた内容・レイアウト等を工夫する必要がある。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実を努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、分かりやすい内容を心がける。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	・働く人の支援講座については、男女問わず参加があったため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実を努める。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	・働く人の支援講座については、男女問わず参加があったため。 ・働く人の支援ガイドについては、パートタイム・有期雇用労働法等に関する正しい理解と認識を深めるために、周知・啓発を図ることができたため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう時勢に応じた内容・レイアウト等を工夫する必要がある。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実を努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、分かりやすい内容を心がける。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

目標V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 女性の経済的自立に向けた取組の推進	② 起業等に対する支援	97 VIIに再掲	女性と若者の創業支援事業	創業を目指す女性や若者に対して、窓口相談・専門家派遣の実施、創業セミナーの開催、ビジネスプランコンテストの実施など、総合的な支援を実施します。 【数値目標】 ①女性創業件数 ②若者創業件数 ①9件 ②7件（平成29年度末） →①50件 ②39件（平成29年度～令和2年度累計）	【参考】 令和4年度 創業件数:88件	・創業者同士の交流・学び・挑戦の場を提供するオンラインプラットフォームを構築し、時間や場所にとらわれない創業支援に取り組むとともに、男女ともにニーズの高い副業・兼業に関するセミナーを開催し、創業機運の醸成に努めた。
		98	関連機関との連携したビジネス支援事業の開催	関連機関と連携し、創業を目指す女性を対象にした個別相談会等、ビジネス相談会やセミナーを開催します。	①「女性創業相談会」 創業を目指す女性を対象にした個別相談会を開催する。年12回（第3金曜日）開催。※「創業・ベンチャー支援センター埼玉」との連携事業 ②「創業相談会」 創業予定者を対象とした個別相談会を開催する。年12回（第3火曜日）開催。※「(株)日本政策金融公庫 国民生活事業 北関東信越創業支援センター」との連携事業	「女性創業相談会」は女性をメインの対象としており、性別役割分担意識(女性は家庭)の解消のための支援に取り組んだ。
	52 Ⅲ・V-1-②に再掲	積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）の周知	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、ポジティブ・アクションの周知を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施やホームページでの周知を行います。	・市内在住又は在勤の勤労者等を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で女性が働きやすい職場環境や、女性活用について扱い、周知・啓発を図った。 テーマ:「働く女性の活躍支援を考える」 対象者:市内在住または在勤の労務担当者・管理者・経営者 受講者数:8人 アンケート結果:100%が満足と回答 ・厚生労働省の行うポジティブ・アクションの取り組みについて、ホームページで周知を行った。	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 また、女性の活躍支援をテーマとした講座を実施した。	
	99	女性農業者の育成	女性農業者を含めた農業後継者の育成や、農業経営の安定化に向けた支援を行い、農業の発展と持続的な経営安定を図ります。 【数値目標】 「地場産農産物物理講習会への講師派遣人数」 10人/年度（平成29年度末） →10人/年度（令和5年度）	地場産農産物物理講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年5回のところを2回に減らしての開催となったため、講師派遣人数実績が4人となった。 【実績】 「地場産農産物物理講習会への講師派遣人数」 4人/年度（令和4年度）	農村経営においては、より一層女性の参画が期待されていることを踏まえ、長年女性が担ってきた農村食文化や農産加工技術を市民へアピールし、その価値の認知度向上につなげるよう努めた。	
100	従来女性が少なかった分野へのチャレンジ支援	理工系分野など従来女性が少なかった分野への女性のチャレンジを支援するための情報提供及び講座を開催します。	主催講座「社会を変える女性講座」にて、講座とした。 講師:大谷貴子 申込者数:21人 視聴回数:54回	理工系以外の女性の少ない分野へのチャレンジ支援となるような講座を企画・実施した。		
101	早期起業家教育事業の実施	市内小・中学生に対し、地域に根付いた一連の実践的なビジネス体験プログラムを提供することにより、起業家精神（アントレプレナーシップ）の醸成及び将来の地域経済を担う人材の育成を図ります。 【数値目標】 「早期起業家教育事業参加者数」 643人（平成29年度） →600人（令和2年度）	・市内小・中学生を対象に、自宅での事前学習、基礎学習、ビジネス学習、マーケティング調査、販売体験及び決算までの、一連のビジネス体験を実施した。 実施月:令和4年7月～8月 参加者数:40名 アンケート結果:97.4%が満足と回答	・男女ともに参加できることが伝わるよう、どちらかだけのイラストを使用せず、ヌウのイラストを使用した。		

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
40 41	○	R1	B	・本事業における数値目標は、改定前の総合振興計画で定めた指標を設定したものであることから、定量的な評価はできないが、性別にかかわらず多様な方々の創業支援を実施できたため。	・創業者の多様化したニーズへの対応が必要。	・ポストコロナ社会における創業者の多様化したニーズに対応するため、創業希望者の交流の場を引き続き提供するほか、専門家による個別のメンタリング支援を強化していく。	経済政策課
	○	R2	A				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	昨年度はオンライン開催の時期もあったが、今年度は感染症対策を講じつつ、毎月実施できたため。	気軽に参加できる相談会であることのPR。	図書館で開催することや、個別相談会であることを積極的にPRし、女性が気軽に参加できる相談会であることをPRしていく。	中央図書館 資料サービス課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	・働く人の支援講座については、男女問わず参加があったため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
42	○	R1	B	地場産農産物料理講習会への講師派遣人数実績が、目標の10人を下回る4人であり、達成率が40%となったため。	女性農業者の知識や技術を広く市民へアピールし、それらを活かせる活躍の場を創出する必要がある。	女性農業者の知識や技術を広く市民へアピールし、それらを活かせる活躍の場を創出するため、SNS等を活用して周知するとともに、より多くの方に参加していただけるような講習会を企画していく。	農業政策課
	—	R2	E				
	—	R3	E				
	△	R4	D				
		R1	B	理解度が100%となったため、自己評価を「A」とした。	今後も女性の少ない分野へのチャレンジ支援となるような情報提供をするとともに、講座を実施する。	引き続き女性の少ない分野へのチャレンジ支援となるような講座を開催していく。	人権政策・ 男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
43	◎	R1	A	・定員を超える応募があり、男性女性双方で申込者が多くあった。また、参加者満足度が高かったため。	・参加者毎の学校や学年に偏りがないよう、実施時期等の検討とともに、引き続き幅広く周知していく。	・多くの対象者に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。	労働政策課
	△	R2	E				
		R3	E				
		R4	B				

目標VI だれもが安心して暮らせるまちづくり

目標VI だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備	① ひとり親家庭への支援	90 Vに 再掲	女性労働に関する情報の収集・提供	女性の労働に関する図書やチラシなどの情報を収集するとともに、貸出し・提供します。	国、県及び関係機関から提供された女性のチャレンジ支援に関する資料や図書等の各種資料を収集し、男女共同参画推進センターにおいて情報提供を行った。 ・男女共同参画推進センター 図書2,546冊、情報誌3冊、ビデオ123作品	女性の労働に関するものも含め、男女共同参画の課題解決に資する資料をセンター内で検討、選定し、情報提供を行った。また、情報・資料コーナーの一部に、ビデオ視聴スペースを設置している。
		102	ひとり親家庭の生活安定と自立支援	ひとり親家庭の父母等の就業・自立を促進するため、相談から情報提供までの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、養育費の確保を含めた生活安定のための相談を行います。 【数値目標】 「ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数」 28人（平成29年度末） →30人（令和5年度）	ひとり親家庭の父母の就業・自立を促進するため、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業により、就業相談や就業支援講習会、家計管理講習会や弁護士による法律相談を実施した。また、養育費確保のため、養育費に関する取り決めや養育費保証契約をされた方に補助金を交付した。	弁護士による法律相談では、様々な事情を持つひとり親の方でも相談しやすいよう、ZOOMや電話での相談も可能とした。
		103	ひとり親家庭等医療費支給事業	母子家庭、父子家庭、父または母が障害者である家庭などの生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費の一部負担金を支給します。	・対象者に対し、円滑に医療費助成を実施することができた。 ・対象となる方の登録漏れがないよう、区役所窓口、ハローエンゼル訪問事業、子育てWEBなど様々な媒体を通じて、事業の周知を実施した。	広報物の作成等の際、男女区別なく制度を活用できるよう、誰もが違和感を持つことのない表現となるよう心掛けた。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	講座のテーマに関する理解を深めるため、関連する図書を紹介したことにより、講座受講後の資料貸出利用に繋がった。また、ビデオ視聴スペースや、集中して学習や作業ができるスペースを設置した。	情報資料をより多くの人に利用してもらうため、効果的に周知していく必要がある。	女性の労働に関する図書や関係機関の各種資料を収集し、一層の充実を図るとともに、講座等にて引き続き周知する。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
44	△	R1	C	就業支援講習会のひとつである、介護職員初任者研修は新型コロナウイルスの影響により実施が厳しい状況であったため、医療事務講座に変更し、支援を行うことができたため。	利用者の男女比をみると、母子の方の利用が多い。父子の方も参加できるよう周知・広報する必要がある。	ひとり親家庭の父母等の就業・自立を促進するため、就業相談や就業支援講習会、家計管理講習会や弁護士による法律相談を引き続き実施していく。	子育て支援課 (子育て支援政策課)
	—	R2	B				
	△	R3	B				
	—	R4	B				
		R1	B	広報物の作成等の際、男女区別なく制度を活用できるよう、誰もが違和感を持つことのない表現となるよう心掛けたため、自己評価を「B」とした。	来年度も引き続き、資格がある方が漏れなく受給できるよう、区役所関係各課が連携をとり制度案内を行うことが必要である。	今後も医療費の支給を円滑に実施していくとともに、男女区別なく制度を活用していただくよう意識した情報発信に努めていく。	子育て支援課 (年金医療課)
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標VI だれもが安心して暮らせるまちづくり

目標VI だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備	② 若年層への支援	97 Vに再掲	女性と若者の創業支援事業	創業を目指す女性や若者に対して、窓口相談・専門家派遣の実施、創業セミナーの開催、ビジネスプランコンテストの実施など、総合的な支援を実施します。 【数値目標】 ①女性創業件数 ②若者創業件数 ①9件 ②7件（平成29年度末） →①50件 ②39件 （平成29年度～令和2年度累計）	【参考】 令和4年度 創業件数:88件	・創業者同士の交流・学び・挑戦の場を提供するオンラインプラットフォームを構築し、時間や場所にとられない創業支援に取り組むとともに、男女ともにニーズの高い副業・兼業に関するセミナーを開催し、創業機運の醸成に努めた。
		104	さいたま市子ども・若者支援ネットワーク	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に実施するためにネットワーク会議を開催します。 【数値目標】 「さいたま市子ども・若者支援ネットワーク 開催回数」 5回（平成29年度） →6回（令和5年度）	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関等が連携し、効果的かつ円滑な支援をするにあたり、実務者会議および代表者会議をそれぞれ書面で開催し、情報交換等を行った。 ネットワーク会議開催回数:2回	子ども・若者の性差に関係なく支援できるよう情報交換等を行った。
		105	さいたま市若者自立支援ルーム	社会生活を営む上で困難を有する若者を対象に、個人の状態にあわせた自立支援プログラムを実施し、円滑な自立を果たせるよう支援します。 【数値目標】 「若者自立支援ルームの年間延べ利用者数」 9,300人（平成29年度） →12,000人（令和5年度）	社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑な自立が果たせるよう支援を行った。 新型コロナウイルス感染症感染拡大期は利用者数が減少した。 令和4年度年間延べ利用者数 8,908人	利用者が男女問わず参加できるプログラムを実施した。
		106	ニートの就労機会の創出	困難な状況を抱えた若年無業者等の職業的自立を促進するため、国と協働して実施している地域若者サポートステーション事業を実施します。 【数値目標】 「地域若者サポートステーションさいたまにおける就職等進路決定者数」 117人（平成28年度末） →130人（令和2年度）	・地域若者サポートステーション 新規登録者数140人 来所者数3,264人 就職等進路決定者数143人 セミナー等満足度99.3%	・男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方のイラストを使用した。
		107	専門の相談員等による相談の充実	全ての市立学校、市立教育相談室において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等をはじめとする専門の相談員が、児童生徒や保護者及び教職員に対し、教育相談を行います。	全ての市立学校及び市立教育相談室において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等の専門の相談員が、児童生徒や保護者及び教職員に対し、教育相談を行った。	充実した教育相談の実施に向け、不安や悩みを抱える、子どもたちや保護者の誰もが相談できるよう、案内リーフレット等を定期的に配付し、相談窓口の周知に努めた。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
40 41	○	R1	B	・本事業における数値目標は、改定前の総合振興計画で定めた指標を設定したものであることから、定量的な評価はできないが、性別にかかわらず多様な方々の創業支援を実施できたため。	・創業者の多様化したニーズへの対応が必要。	・ポストコロナ社会における創業者の多様化したニーズに対応するため、創業希望者の交流の場を引き続き提供するほか、専門家による個別のメンタリング支援を強化していく。	経済政策課
	○	R2	A				
		R3	B				
		R4	B				
45	△	R1	B	会議開催数は目標値を下回る一方、開催した会議で子ども・若者の支援に必要な情報をネットワーク内で共有できた。	困難を抱える子ども・若者は多岐に渡り、支援も複雑化していることから、連携支援の要となるユースアドバイザーの養成研修を継続して実施していく必要がある。	連携支援を推進にあたり、協議課題を検討し、ネットワーク会議を開催する。	子ども政策課 (青少年育成課)
	△	R2	B				
	△	R3	B				
	△	R4	B				
46	△	R1	B	年間延べ利用者数は目標値を下回る見込みであるが、感染拡大の状況で来所が難しい利用者へオンラインによる面談やプログラムを実施、電話相談を実施する等、数字には見えない支援を行った。また、感染防止対策を講じたスペースの配置により最大限の利用者を受入れることができた。	施設の性質上、男性の利用者が多いため、性差に関係なく利用できる施設であることを広く周知する必要がある。	現在実施している女性向けプログラム等を継続し、性差に関係なく利用できる施設として事業を実施する。	子ども政策課 (青少年育成課)
	△	R2	B				
	△	R3	B				
	△	R4	B				
47	△	R1	B	・男性女性双方で参加者が多くあったため。	・利用者の増加に繋がる効果的な周知が必要。 ・様々な困難を抱える利用者が多く、支援が長期化している。	・多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。	労働政策課
	△	R2	E				
		R3	E				
		R4	B				
		R1	A	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等の専門の相談員が、不安や悩みを抱える、一人ひとりの子どもたちや保護者の心に丁寧に寄り添い、教育相談を行うことができた。また、教職員に対しても、教育相談において適切な助言をすることができた。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等の専門の相談員と教職員が連携して児童生徒や、保護者に対して充実した教育相談を引き続き実施していけるようにする。	充実した教育相談の実施に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等の専門の相談員が、児童生徒や、保護者及び教職員に対して、1人ひとりに寄り添った教育相談を実施していく。	総合教育相談室
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	① 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が暮らしやすい環境の整備	108	居住環境の整備	日常生活において介助を必要とする高齢者の居宅の改善（居宅の老朽化に伴う補修などを除く）をするための経費の補助を行います。 【数値目標】 「居宅改善費補助金の交付申請件数」 4件（平成29年度） →4件（令和5年度）	4件の申請に対して、補助金を交付した。	従来通り、男女の別なく事業を実施した。
		109	居住環境の整備	肢体不自由の方の自立した生活を支援するため、居室、浴室、トイレなどの住居の一部を改善する整備費に対して、経費の補助を行います。	制度の周知を図り、真に住宅改修を必要とする障害者に対して補助を行った。 【実績】 令和4年度：8件	男女で性差を設けることなく周知を図ること。
		110	居住環境の整備	市営住宅入居者の募集手続きにおいて、ひとり親家庭・高齢者・障害のある人等に対する優遇措置を行います。	市営住宅入居者の募集手続きにおいて、ひとり親家庭・高齢者・障害のある方等に対して優遇措置を行った。	入居希望者からの要望の有無について、入居者の募集手続き担当者と打ち合わせを実施した。
		111	高齢者の見守り活動の支援	補助金の交付により、地区社会福祉協議会が主体となった見守り活動等を支援します。 【数値目標】 「見守り活動を行う地区社会福祉協議会数」 43地区（平成29年度末） →49地区（令和2年度）	高齢者の見守り活動を行う地区社会福祉協議会に対し、市社会福祉協議会を通して補助を行った。 1. 見守り活動を行う地区社会福祉協議会 50地区 2. 見守り活動を行う活動者数実績 6,136人	従来通り、男女の区別なく活動を実施した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
48	◎	R1	A	概ね目標値を達成した。	居宅の改善を通じて、介護を受ける方及び介護を行う方の負担軽減を促進していく。	引き続き、事業を実施していく。	高齢福祉課
	△	R2	C				
	○	R3	A				
	◎	R4	B				
		R1	B	男女で性差を設けることなく、周知を図り、補助を行った。	市民の方に対し、より広く周知を行うこと。	引き続き、周知を図りながら事業を継続する。	障害福祉課 (障害支援課)
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	A	昨年度に引き続き、抽選時と困窮度判定時に優遇を行うことで、多数のひとり親家庭・高齢者・障害のある方が市営住宅に入居することが出来た。	市営住宅の入居には、不自然な家族形態の入居を防ぐため、申込みの際に一定の要件がある。多種多様な家族形態の申込みに対し、個々の事情を考慮しながら柔軟に対応していく必要がある。	引き続き優遇措置を実施していく。	住宅政策課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
49	◎	R1	A	目標としていた人数を大きく上回ったため、十分な効果があったと考え、自己評価を「A」とした。	引き続き、活動が広がっていくよう周知する必要がある。	引き続き、活動が広がっていくよう周知する必要がある。	高齢福祉課
	◎	R2	A				
		R3	A				
		R4	A				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	① 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が暮らしやすい環境の整備	112	緊急通報・相談等事業の推進	常時注意を要するひとり暮らし高齢者に対しペンダント型発信機及び緊急通報電話機を貸与し、利用対象者が緊急時又は日常生活上において不安感若しくは孤独感を持った時に、いつでも通報または相談ができるような体制をとります。希望者には電話による安否確認を行います。	常時注意を要するひとり暮らし高齢者に対し、緊急通報機器等を貸与し、安心して暮らせる体制を整えた。 年度末設置台数 1,751人	従来通り、男女問わず利用できる事業である。
		113	だれもが住みよい福祉のまちづくり推進事業	小・中学校を中心とした地区で「モデル地区」を設定し、障害のある方や市福祉関係団体、保護者等の協力を得て、児童生徒と地域ぐるみで福祉のまちづくりをともに学びあう「モデル地区推進事業」を実施します。 【数値目標】 「モデル地区推進事業参加者アンケートによる理解度」 アンケート未実施 →90%（令和5年度）	令和4年度については、日進北小学校にて「モデル地区推進事業」を実施し、福祉関係団体や保護者等の参加を得られた。 アンケートによる理解度：98.3%	福祉のまちづくりについて、地域ぐるみでの学びあいができるよう、実施校と連携し、福祉関係団体や保護者等の参加を得た。
		114	交通バリアフリーの推進	高齢者や障害者等の移動等の円滑化を図るため、さいたま市バリアフリー基本構想に位置づけられた重点整備地区において、各特定事業者と協議・調整を図りながらバリアフリー化を推進します。	バリアフリー基本構想に基づく各特定事業の進捗状況をとりまとめ、バリアフリー専門部会に報告した。	性別に偏りなく多様な立場の方に委員になっていただいているバリアフリー専門部会において進捗状況を報告し、議論いただいた。
		115	民間賃貸住宅への入居支援	高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。	高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者に対し、「住宅ガイド」や「入居支援ガイドブック」、「賃貸住宅入居支援の案内」等を配布するとともに、入居支援に関する各種支援制度の情報提供を行った。また、入居支援制度により、協力不動産店の案内を行うとともに、埼玉県宅地建物取引業協会を通じた賃貸人への入居促進に向けた啓発を図った。	住まいを探すうえでの基礎知識や各種支援制度を掲載した「さいたま市入居支援ガイドブック」を作成し、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図った。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	—	本事業を利用するには、ひとり暮らし高齢者で且つ、慢性疾患等により、常時注意が必要な方であれば、男女を問わず利用できる事業となっている。事業の継続実施により、一定の効果はあったため、自己評価を「B」とした。	真に必要としている方に事業を周知する。	引き続き、事業を周知していく。	高齢福祉課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
50	◎	R1	A	モデル地区推進事業参加者アンケートによる理解度が目標とされていた90%を達成できたため。	モデル地区推進事業による福祉のまちづくりをより地域に広げるために、地域の方々の参加が必要である。	実施校と連携して、PTA、地区社会福祉協議会に対し、事業の周知を引き続き行っていく。	福祉総務課
	—	R2	E				
	—	R3	E				
	◎	R4	A				
		R1	B	バリアフリー基本構想に基づき、各施設のバリアフリー化の進捗を確認した。	・当事者・利用者視点での目標・評価手法の検討 ・「心のバリアフリー」に向けた取組を強化し、ハード・ソフトが一体となったバリアフリー化の推進	令和3年度に改定したバリアフリー基本構想に基づき作成された特定事業計画について、各バリアフリー事業の推進に取り組む。	交通政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	A	ひとり親世帯・DV被害世帯を含む住宅確保要配慮者に対し、男女同等に住まいに関する情報や必要に応じた相談窓口、各種福祉的な支援策等を案内することで、賃貸住宅への入居を支援した。また不動産団体との協定締結等により、賃貸人への入居促進に向けた啓発を行うことができた。	住宅確保要配慮者が性別に関係なく円滑に賃貸住宅へ入居できるように、引き続き、セーフティネット住宅登録数の増加や不動産団体等との連携強化を図っていく必要がある。	引き続き、さいたま市居住支援協議会を通じて、不動産団体、居住支援団体等との連携を強化し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援を推進していくと同時に、協議会の活動を通じて、要配慮者の民間賃貸住宅への入居等に関する施策を広報していくことで、男女が等しく必要な支援を受けられるよう努めていく。	住宅政策課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				

目標VI だれもが安心して暮らせるまちづくり

目標VI だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	② 高齢者、障害者の社会参加の促進	116	一般介護予防事業	<p>介護が必要となる更に前の段階からの予防を行い、高齢者の健康と暮らしの向上を目指すため、介護予防教室の開催や体操活動を中心とした住民主体の通いの場の支援などを行います。</p> <p>【数値目標】 「リハビリテーション専門職の派遣回数」 161回（平成29年度末） →300回（令和2年度末）</p>	<p>いきいき百歳体操の体験を行う「ますます元気教室」等の介護予防教室を開催するとともに、住民主体の通いの場として、いきいき百歳体操を行う自主グループの立ち上げ支援を行った。また、住民主体の通いの場等へリハビリテーション専門職を派遣し、運動や体操の助言などを行った。</p> <p>【実施回数】480回/年</p>	一般介護予防は女性参加者が多いため、男性も参加しやすいように、介護予防教室において男性参加者が多く参加している教室の写真を、教室周知媒体に使用した。
		117	生きがい活動事業の充実（アクティブチケット交付事業）	<p>次の交付対象者からの申請に基づき、市内にある公共施設等が無料又は割引料金で利用できるアクティブチケットを交付します。</p> <p>①さいたま市の住民基本台帳に記録されている75歳以上の方 ②シルバーポイント事業のポイント交換者 ③一般介護予防事業に参加した65歳以上の方</p> <p>【数値目標】 「アクティブチケット新規交付者数」 4,830人（平成29年度末） →5,100人（令和2年度）</p>	<p>交付対象者にアクティブチケットの交付をした。</p> <p>アクティブチケット新規交付者数 2,701人</p>	男女関係なく事業を利用できるように、様々な広告媒体を通じて事業を広く周知した。
		118	生きがい活動事業の充実	<p>高齢者の生きがいづくり・仲間づくりなどを目的として、介護予防普及啓発事業と連携して、「生きがい健康づくり教室」・「ますます元気教室」を公民館で実施します。</p>	<p>介護普及啓発事業と連携して、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりなどを目的とした「生きがい健康づくり教室」と、高齢者が自立した生活機能を維持し介護状態等になることをできる限り防止することを目的とした「ますます元気教室」を公民館において実施した。</p>	男女それぞれが参加しやすいように事業を企画した。
		119	シルバーバンクの充実	<p>高齢者を対象としたボランティア人材バンクで、ボランティア活動を望む市民と人材を求めている施設や団体とのコーディネートを行います。また、活動を始める方向けの研修会を開催します。</p> <p>【数値目標】 「マッチング成功数」 875件（平成29年度） →835件（令和5年度）</p>	<p>セカンドライフ支援センターで引き続きボランティアマッチングを行った。ボランティアセミナーを開催した。</p> <p>マッチング成功数 207件</p> <p>※シルバーバンク事業は令和元年度に廃止した。セカンドライフ支援事業に統合し、登録要件等を変更したうえで、引き続きボランティアマッチングを行っている。</p>	男女関係なくボランティアに参加できるように、様々な広告媒体を通じて事業を広く周知した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
51	◎	R1	B	新型コロナウイルス感染症の影響で休止していた、住民主体の通いの場の活動が8割程度再開したことで派遣依頼が増え、目標値を達成することができた。	引き続き介護予防教室や住民主体の通いの場の男性参加者を増やしていく必要がある。	介護予防教室や住民主体の通いの場に男性参加者が多く参加している事例を発掘し、取組の共有に努めていく。	いきいき長寿推進課
	△	R2	E				
		R3	E				
		R4	A				
52	◎	R1	A	新型コロナウイルス感染症の影響で交付者数が減少し、令和4年度についてもそれまでの水準に戻らず、目標値に達しなかった。	多くの市民に利用してもらえるよう、引き続き広く周知をしていく。	多くの市民に利用してもらえるよう、引き続き広く周知をしていく。	高齢福祉課
	△	R2	E				
	○	R3	B				
	△	R4	C				
		R1	B	介護普及啓発事業と連携し、「生きがい健康づくり教室」と「ますます元気教室」を公民館において実施したため。	講座内容等について、より充実した内容となるよう検討していく必要がある。	今後も介護予防普及啓発事業と連携して、内容の充実を図り実施する。	生涯学習総合センター
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
53	○	R1	B	新型コロナウイルス感染症の影響で、ボランティアの受け入れを中止する施設が多く、マッチング件数が目標に達しなかった。	多くの市民に利用してもらえるよう、引き続き広く周知をしていく。	多くの市民に利用してもらえるよう、引き続き広く周知をしていく。	高齢福祉課
	△	R2	E				
	△	R3	E				
	△	R4	E				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	② 高齢者、障害者の社会参加の促進	120	シルバー人材センターの充実	就業する意欲と能力のある高齢者に対し、就業の機会を提供する「（公社）さいたま市シルバー人材センター」の充実に向けた支援を行います。 【数値目標】 「シルバー人材センター会員数」 5,086人（平成29年度末） →5,500人（令和4年度）	シルバー人材センター運営に係る補助金の交付、入会説明会やシルバー人材センター主催講座の会場確保などの支援を行った。 シルバー人材センター会員数 4,738人	女性会員を増やすために、女性向け入会説明会の開催を支援した。
		121	中・高年者の就職支援の実施	中高年齢求職者を対象に、スキルアップに資する講座と就業体験等を組み合わせた実践的な就労支援を実施します。	・就業体験付きスキルアップ業務 中高年求職者対象2コース（マンション管理員検定チャレンジ、保育アシスタント） 受講者数：29人 就職者数：22人	・男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方のイラストを使用した。
		122	障害福祉サービス事業所などの充実	在宅及び特別支援学校卒業後等の障害者の社会的自立を支援するため、障害福祉サービス事業所等の整備を行います。 【数値目標】 「障害福祉サービス事業所等（生活介護）の整備人数」 1,422人（平成29年度末） →150人増 （平成30年度～令和2年度累計）	在宅及び特別支援学校卒業後の障害者の社会的自立を支援するため、障害福祉サービス事業所等の整備を進めた。 【実績】 ・令和4年度：136人増 ・平成30年度～ 令和4年度累計：638人増	男女の区別なく利用者が十分な支援を受けられるように、設計段階から、現場で利用者支援する職員の意見を男女双方から取り入れた。
		123	障害者の就職相談の充実	障害のある人を対象に就労に係る相談を受け、企業内実習やジョブコーチ（職場適応援助者）の派遣など必要に応じた就労支援を行います。障害のある人が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、就労促進を図ります。	就労している又は就労準備性の整った障害のある方を対象に、ジョブコーチによる職場定着支援又は企業内実習を実施した。 職場定着支援：228人、122社 企業内実習：35人	男女の区別なく対象者が十分な支援を受けられるよう、特性に合わせ、相談を受けやすい環境づくりに努めた。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
54	○	R1	B	会員数は減少しているものの、概ね目標値を達成した。	依然として男性会員が多いため、女性会員の新規入会を援する。	依然として男性会員が多いため、女性会員の新規入会を援する。	高齢福祉課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
	○	R4	B				
		R1	B	・男性女性双方で参加者が多くあり、就労支援を実施できたため。	・テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。	・多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実にも努める。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
55	◎	R1	A	国庫補助金を活用して障害福祉サービス事業所等を整備する際には、男女の区別なく利用者が十分な支援を受けられるように、職員の意見を取り入れるとともに、特別支援学校に通う生徒の保護者の方の意見も取り入れることで、ニーズに即した整備を進めた。	同性介助が基本となっているため、男女の区別なく利用者が十分な支援を受けられるように、現場で利用者を支援する職員の男女の比率も重要である。	国庫補助金を活用して障害福祉サービス事業所等を整備する際には、現場で利用者を支援する職員の男女比率についても計画法人に聞き、男女の区別なく利用者が十分な支援を受けられるように配慮する。	障害政策課
	◎	R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	B	コロナ禍の影響で、企業訪問数、企業実習数とともに減ったが、必要に応じてリモート面談や電話対応、センター面談等、職場定着支援を実施したため。	男女の区別なく対象者が十分な支援を受けられるよう、特性に合わせ、相談を受けやすい環境づくりに努める必要がある。	引き続き、男女の区別なく対象者が十分な支援を受けられるよう、特性に合わせ、相談を受けやすい環境づくりに努める。	障害者総合支援センター
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	③ 性的少数者（性的マイノリティ）の方への支援	4 Iに再掲	性の多様性への理解の促進	自分の性別に違和を感じる人々や同性愛、両性愛といった異性愛以外の性的指向を持つ人など、性の多様性についての理解を促進するための講座などを実施します。	「第2回パートナーシップさいたまフェスタ」(オンライン開催)において、「I Am Here-私たちはともに生きている-」をテーマに基調講演を実施した。 性の多様性への理解促進をテーマとする出前講座を5回実施した ・職員の性的少数者への理解が促進されるよう、性的少数者への配慮促進メッセージを入れた職員名札を着用するよう職員用情報システムで全庁的に周知を図った。 ・「多様な性を知る講座」と題し、専門家の講師による市民向けオンライン講義を2回実施した。 マッチングファンド事業「まず大人が知ろう！自分らしく生きていくための性の知識」(NPO法人にじの絲との協働)にて、性の多様性への理解の促進に関する講座を実施した。 第2回「性の多様性編」 講師：中島潤	より多くの方に向け、性の多様性への理解促進を図ることが出来るよう、主催講座に加え、教育委員会・事業者・団体との連携して講座等を行った。
		124	性的少数者出前講座の実施	男女共同参画推進センターにおいて、事業所等を対象に性的少数者（LGBT等）への差別や偏見をなくし、性の多様性に関する理解を促進するため、出前講座を実施します。	性の多様性に関する講座を5回実施した。 ①さいたま市母親大会実行委員会 参加人数：25名 理解度：100% ②さいたま市総合教育相談室 参加人数：24名 理解度：100% ③関東財務局 参加人数：123名 理解度：99% ④美園小学校 参加人数：285名 理解度：97% ⑤浦和西高校後援会 参加人数：34名 理解度：100%	出前講座実施に際しては、より効果的な講座となるよう、受講者のニーズに沿った内容とした。
		125	レインボーリボンの作成・配布	性的少数者（LGBT等）への理解を示すレインボーカラーを活用した啓発品を作成し、講座やイベント等で配布します。	・九都県市LGBT配慮促進検討会において作成した、性的少数者への配慮促進メッセージ「あなたはあなたそのままのいい～Just the Way You Are～」を活用し、イベントでの啓発を実施するとともに、12月1か月間、メッセージを入れた職員名札を着用し、周知を図った。	当課で作成する男女共同参画クイズ動画に、性的少数者への配慮促進メッセージを含め、性的少数者への理解促進のための設問を設け、イベントでの啓発を行った。
		126	性的少数者への支援	性的少数者（LGBT等）である当事者への支援として、（仮称）パートナーシップ宣誓制度を創設し、周知します。	さいたま市パートナーシップ宣誓制度に係る宣誓書の受付、審査、受領証の発行を行った。 制度について市ホームページに掲載するほか、職員向けの研修や市民・事業者向けの講座で制度の周知を行った。	制度についての職員向けの研修や市民・事業者向けのイベントや講座で周知を行った。また、宣誓者に対し、制度に関するアンケートを実施した。
		127	職員への啓発	性的少数者（LGBT等）に対する理解を促進するため、職員への研修や職員用対応ガイドラインを周知します。	職員用情報システムに「性的少数者に配慮した対応ガイドライン」のデータを保存し、常時閲覧できるようにするとともに、性の多様性に関する内容を掲載した「さいたま市職員の男女共同参画ハンドブック」をeラーニング研修の資料として使用した。	性の多様性に関する内容を掲載した「さいたま市職員の男女共同参画ハンドブック」をeラーニング研修の資料として使い、全職員が受講できるようにした。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	性の多様性への理解促進テーマとする出前講座では理解度(平均値)が99.2%と、高い値であった。	様々な年齢、立場の方が、性の多様性への理解を深めることが出来るよう、多様な手法による継続的な取組を実施するとともに、取組内容について発信していく。	全ての人が生きやすい社会を実現するため、今後も講座や研修をはじめ、多様な手法による取組を継続していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	A	性の多様性に関する講座を5回実施し、性の多様性への理解促進を図ることができた。また、講座の理解度も平均99.2%と高かった。	今後も出前講座を通じ、多くの方に性の多様性への理解促進を図るため、オンラインを活用した出前講座を実施していく。	継続的な啓発活動を行い、性の多様性に関する理解の促進を図る。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	B	職員名札の着用やイベントでの啓発等、年代や性別に関わらず、様々な人を対象に性的少数者や性の多様性の理解を促進する取組を実施したため。	性的少数者や性の多様性の理解が十分に浸透していない状況にある。	今後も引き続き、イベント等で性的少数者・性の多様性の理解の促進に向けた取組を行う。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	A	パートナーシップ宣誓制度について、本市職員、市民・事業者などに対し、研修や講座等で広く周知に努めたため、自己評価を「A」とした。	パートナーシップ宣誓制度の周知と併せ、性の多様性について理解が促進されるよう、継続的に啓発を行う必要がある。	今年度実施したアンケートの結果を踏まえ、制度の拡充等について検討する。また、性の多様性の理解が促進され、だれもが安心して暮らせる社会を実現するため、引き続き、市民や職員に対し、講座・研修等で啓発を実施する。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	B	「さいたま市職員の男女共同参画ハンドブック」のe-ラーニング研修の受講後のアンケートで講義の内容について「よく理解できた、概ね理解できた」とした人の割合が99.0%と高い数値となったことから、自己評価を「A」とした。	研修のアンケートで「統計データについて、さいたま市の状況のみを掲載しているものがあり、国や県などのデータも掲載した方がわかりやすい」との意見があり、より理解が深まるよう内容を充実させる必要がある。	引き続き、職員用情報システム等で研修内容およびガイドラインを全職員に周知する。より多くの職員が継続的に性的少数者に対する理解を深められるよう、職員向けの研修の実施方法等について検討する。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	④外国人のための生活支援策の充実	128	外国人のための生活情報の提供	市報への英文記事掲載、生活便利帳の配布、（公社）さいたま観光国際協会による多言語生活情報誌「ぶらら」の発行など、日常生活に役立つ情報の提供・周知を行います。	毎月市報への英文及びやさしい日本語での記事掲載、外国人がさいたま市へ転入時に日常生活の利便性を高めるため、さいたま市生活便利帳を配布。（公社）さいたま観光国際協会による多言語生活情報誌「ぶらら」を5回発行。	チラシやHPなどで周知する際、男女双方のイラストや写真を使用するよう配慮している。
		129	通訳・翻訳ボランティアの充実	各国語の通訳・翻訳ボランティアを登録し、公共の場面での必要性に応じて派遣します。	通訳・翻訳ボランティア登録者及び実績登録者数：691人(21言語延べ843人)	HPなどで登録制度を周知する際、男女双方が映った写真を使用するなど配慮している。
		130	外国人のための生活相談	大宮区役所において、婚姻、国籍、労働、消費生活、在留などに問題を抱えるさいたま市在住の外国人に対し、日本の行政事務を熟知している在日外国人相談員が日常生活を営む上で必要なアドバイスを行います。（言語は、英語、中国語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語。）	大宮区くらし応援室において毎週月曜日～木曜日の9時～12時に外国人生活相談を実施。 月：英語・タガログ語、火：韓国・朝鮮語、水：英語・ポルトガル語（年度途中に中止）、木：中国語。 令和4年度実績は45件であった。	誰もが相談しやすい環境づくりとして、受付時や相談時には柔軟に対応できるよう配慮した。
		131	外国人のための生活相談	外国人市民の日常生活における問題解決を支援するため、日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談を実施します。※「（公社）さいたま観光国際協会」実施事業	国際交流センター内にてサロンスタッフ（市民ボランティア）による外国人市民に対する簡易生活相談を実施。また、英語、中国語、韓国・朝鮮語のネイティブスピーカーによる多言語生活相談を実施。 簡易生活相談 210件、多言語生活相談（英語17件、中国語19件、韓国・朝鮮語4件）	外国人相談員は男性1名・女性2名おり、男女どちらでも相談しやすいよう配慮している。
		132	日本語学習の支援	外国人市民のための日本語教室を開催します。※「（公社）さいたま観光国際協会」実施事業	外国人市民のための日本語教室（にほんごのへや）を新型コロナウイルス感染症の影響により、新型コロナウイルス感染症防止策を講じてオンライン等で開催。 学習者数 延べ2,418人	HPなどで周知する際、男女双方の写真を使用するよう配慮している。
		133	日本語学習の支援	外国人向けの日本語講座を開催する市民団体に対して、施設の貸出しを行います。また、外国人のための日本語教室や自主学習・交流事業の会場を提供します。	公民館において、外国人向けの日本語講座を開催する市民団体に対して、施設の貸出しを行った。また、外国人のための日本語教室や自主学習・交流事業の会場を提供した。	男女それぞれが参加しやすいよう配慮した。
		134	外国人留学生への支援	さいたま市に対する理解を深めるため、留学生などの外国人市民に向けた書道などの日本文化体験を通じて、地域住民との交流の機会を提供します。※「（公社）さいたま観光国際協会」実施事業	書道や茶道等の日本文化体験を通して、市民とさいたまに来て間もない外国人市民との交流を図る「はじめての会」を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシに男女双方が映った写真を使用するよう配慮している。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	外国人の全転入者に各区役所等でさいたま市生活便利帳を配布した。	情報誌・冊子等の効果的な周知が課題である。	男女性別に関わらず、外国人にとって、より有益で必要とする情報を把握することが必要である。	観光国際課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	在住外国人と市民とのコミュニケーション向上を図るため、通訳ボランティアを募り、国際交流の推進に協力を得た。	登録制度の効果的な周知や、登録者の高齢化対策が課題である。	ボランティアの通訳・翻訳能力が自己申告制のため、今後客観的に能力を確認できるような仕組みを構築する必要がある。	観光国際課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	A	英語・ポルトガル語について年度途中から相談休止となったため、計画どおり実施することができなかった。	今後も誰もが相談しやすい環境づくりをする。	引き続き、安心して市民相談を利用できるよう、相談室の整備を行い、相談日の広報を行っていく。	市民生活安全課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	B				
		R1	B	男女問わず、相談者の利用がある。	相談窓口の効果的な周知が課題である。	利用周知のため、さらなる広報の必要性がある。また、観光国際課とさいたま観光国際協会が連携し、相談業務に係る情報収集等を行い効果的な運用を図る必要性がある。	観光国際課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	新型コロナウイルス感染防止策を講じて対面及びオンラインで開催したため。	対面とオンラインを併用し教室を継続しており、学習者数は新型コロナウイルス感染症拡大以前に戻りつつあるが、アフターコロナにおいてどのような開催方法がふさわしいか検討が必要である。また、外国人市民の人口の増加に対し、ボランティアの高齢化や人手不足が懸念されるため、人材確保・育成も求められている。	これまで実施してきたオンラインの手法と対面の手法のそれぞれのメリットを生かしつつ、教室を継続して開催する。また、地域のニーズも踏まえながら、日本語ボランティア養成講座を開催し、ボランティアの人材確保・育成に努める。	観光国際課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	公民館において、外国人向けの日本語講座を開催する市民団体に対して、施設の貸出しを行い、外国人のための日本語教室や自主学習・交流事業の会場を提供したため。	外国人のための日本語教室等のため、引き続きニーズに応じて会場の提供などを行っていく。	今後もニーズに応じて会場の提供などを行う。	生涯学習総合センター
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったため。	イベントの効果的な周知方法が課題である。	引き続き市民と留学生の交流を促進する。	観光国際課
		R2	E				
		R3	E				
		R4	E				

目標VI だれもが安心して暮らせるまちづくり

目標VI だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
3 性に関する理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり	① 性に関する正しい認識と理解についての教育・学習機会の充実	135	女性の性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の啓発	女性の性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）をテーマとした講座・講演会を開催します。	<p>リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関するテーマを扱うオンライン講座を開催し、学習する機会を提供した。</p> <p>・主催講座「私の身体は私のもので講座」 講師：くどうみやこ 申込者数：64人 視聴回数：103回</p> <p>マッチングファンド事業「まず大人が知ろう！自分らしく生きていくための性の知識」（NPO法人にじの絲との協働）にて、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する講座を実施した。 第1回「月経編・妊娠編・性感染症編」 講師：高橋幸子 申込者数：331人 視聴回数：545回</p> <p>第3回「恋愛編・SEX編」 講師：櫻井裕子 申込者数：412人 視聴回数：461回</p>	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインで、テーマに沿った講座を実施した。
		136	性に関する教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育を実施するため、啓発教材の貸出しを行います。	性に関する教育を実施するための啓発教材について、学校へ情報提供した。	啓発教材（ビデオ等）の貸出しについて、養護教諭や保健主事の研修会及び、課発行の冊子において周知した。
		137	HIV/エイズに関する正しい知識の普及・啓発	男女が互いの性を理解・尊重し、性に適切な意思決定や行動選択ができるよう、HIV/エイズに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	HIV/エイズに関する啓発品を作成し、市民へ配布した。	男性女性双方の職員が事業を担当し、男女双方が想定された表現で啓発品の作成を実施した。
		138	HIV/エイズ・性感染症の健康教育の推進	養護教諭などが行うHIV/エイズ・性感染症に関する健康教育に必要な資料などの提供を行います。	HIV・性感染症の検査・相談や電話相談で、性に関する相談や性感染症予防のための教育的関わりに努めた。	男性女性双方の職員が事業を担当し、業務を実施した。
		139	薬物・喫煙・飲酒に関する健康教育の推進	<p>市立小・中・中等教育・高等学校において、「薬物乱用防止教室」を開催し、児童生徒が薬物などの有害性について正しい知識を身に付けることができるようにします。</p> <p>【数値目標】 「市立中・中等教育・高等学校における薬物乱用防止教室開催数」 61校（平成24年度末） →62校（令和5年度）</p>	<p>市立小・中・中等教育・高等学校において、新型コロナウイルスの感染状況に応じて資料配布にする等、実施方法を工夫して実施した。</p> <p>※実施方法の変更については、文部科学省に確認済み。</p> <p>【数値目標】 市立中・中等教育・高等学校における薬物乱用防止教室を62校で開催した。</p>	児童生徒が薬物などの有害性について正しい知識を身に付けることで、生涯にわたる健康づくりが行えるよう、事業を実施した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
	/	R1	A	主催講座実施後のアンケートにおいて、理解度が100%となったことから、自己評価を「A」とした。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて考える契機となっている講座を継続して実施していく必要がある。	テーマに沿った講座を開催し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発を図っていく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
	/	R1	B	貸出について、養護教諭や保健主事の研修会及び、課発行の冊子において周知したため、自己評価を「B」とした。	性に関する教育をさらに充実させるために、男女共同参画の視点を踏まえて取り組んでいく必要がある。	養護教諭や保健主事の研修会において、男女共同参画についての理解が深められ、学校における性に関する教育がさらに充実した取組となるよう周知していく。	健康教育課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
	/	R1	A	男女に関係なく、誰にでもわかりやすい表現を心掛け、啓発品の作成ができた。	今年度は、職員のみで啓発グッズの作成を行った。今後は、市内大学等と協働し啓発品の作成や配布場所の検討を行いたいと考えており、その際は男性女性双方の意見が取り入れられるよう、工夫が必要である。	学生と協働し啓発品等の作成をする際は、男性女性双方の意見が取り入れられるよう配慮する。	疾病対策課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
	/	R1	A	HIV・性感染症の検査・相談事業では、性の多様性も考慮した事業の実施をすることができた。	若い世代に対する健康教育が必要と思われ、引き続き媒体の提供や健康教育の実施ができるよう、情報収集・情報発信が必要である。	ホームページの活用や、エイズ対策協議会、養護教諭の研究会を通し、提供可能な資料について、内容の詳細を具体的に説明し、資料の引用を引き続き促していく。	疾病対策課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
56	○	R1	B	対面での薬物乱用防止教室を全校実施することはできなかったが、資料配布等に実施方法を変え全校実施することができたため、自己評価を「B」とした。	薬物乱用防止教室をさらに充実させるために、男女共同参画の視点も踏まえて取り組んでいく必要がある。	保健主事研修会等において、男女共同参画についての理解が深められ、学校における薬物乱用防止教室に関する教育がさらに充実した取組となるよう周知していく。	健康教育課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
3性に関する理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり	②妊娠・出産・育児等に関する健康支援	140	妊婦・乳幼児健康診査の充実	妊娠した方に対して、経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査を一部公費負担します。また、児の疾病の早期発見、健全育成及び保護者への育児支援を図るため、乳幼児健康診査を実施します。	妊婦健康診査に係る経費の一部を公費負担し、妊娠した方の経済的負担を軽減した。 乳幼児(4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児)の健康診査及び1歳6か月児・3歳児の歯科健康診査を行うとともに、乳幼児健康診査後の保健指導や未受診のフォローを行った。	乳幼児健康診査の案内や未受診者に送付するアンケートでは、固定的な性別役割分担に陥らないよう、女の子・男の子、父・母の両方のイラストを使用した。広報での啓発や受診勧奨ハガキにて受診率の向上に努めた。
		141	周産期母子医療センター体制の充実	妊産婦、胎児から新生児へ一貫した高度の医療を提供できる地域の中心的役割を果たす施設を維持します。	新病院移転後、地域周産期母子医療センター(産科病棟、NICU、GCU、外来等)と小児病棟のワンフロア化による機能連携強化を図り、高度で専門的な医療を提供した。また、ドクターカーによる母体搬送等も開始した。	地域の医療機関と連携しながら、母体搬送や新生児搬送の受け入れを行い、妊娠期から新生児へと一貫した地域周産期母子医療センターとしての高度な医療を提供した。
		142	不妊治療支援事業	不妊カウンセラーによる不妊専門相談(面接)や、不妊相談専用電話において、不妊・不育の相談を行います。また、特定不妊治療費の一部助成を行います。	特定不妊治療費や早期不妊検査費、不育症検査費の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図った。 令和4年度実績 ・特定不妊治療費助成件数 959件 ・早期不妊検査助成件数481件 ・不育症検査助成件数100件 ・不妊専門相談 8回 11人 ・不妊不育の電話相談 143回 164件	性別にかかわらず、相談対応を行い、適切な情報の周知・提供に努めた。
		79 IVに 再掲	ふれあい親子支援事業	子育てに関する悩みを抱える母親同士が、話し合いを通して不安を解決できるよう支援を行い、虐待の防止や早期発見に取り組みます。 【数値目標】 「自分の気持ちを話せる母親の割合」 100%(平成29年度末) →100%(令和5年度)	23回開催し、延べ40人参加した。子どもとの生活の中で、うまくいかないことを振り返ったり、母親自身の親世代も含めた家族全体の話も含めて、参加者全員が自分の気持ちを話すことができた。また、参加者同士の話聞くことで、母子関係を見つめ直す機会になっている。	子どもとの関係だけではなく、夫婦関係の話、家事・育児の分担の話共有し、対等な関係性を意識できるように配慮した。
		143	乳がん・子宮がん等の検診の実施	①乳がん検診(40歳以上の女性で前年度未受診者) ②子宮がん検診(20歳以上の女性(40歳以上は前年度未受診者))などの各種検診を実施します。 【数値目標】 「がん検診の平均受診率」 乳がん検診 24.4%、子宮頸がん検診 29.9% 平均受診率 28.9%(平成29年度) →がん検診の平均受診率 40%(令和5年度)	市内の医療機関で、乳がん検診や子宮がん検診などの各種検診を実施した。 検診結果が「要精密検査」だった方のうち、一定期間経過後も受診状況が確認できない方に対し、アンケートの送付や電話による未受診フォローを行った。	がんの中でも乳がんは女性がかかるがんの中で一番多いため、個別の受診勧奨・再勧奨を実施したほか、SNSなども活用しながら受診啓発に取り組んだ。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	健診の案内や受診勧奨ハガキなどのイラストに配慮した。育児情報は保護者の性別を問わず、取り組めるような情報提供を行った。	各健康診査の受診率を維持する必要がある。	広報での啓発や受診勧奨ハガキにて健診の周知を行う。	地域保健支援課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	様々な職種で構成したスタッフの協働により、体制の充実を図ることができた。	多職種からなるスタッフの協働をより充実し、周産期センターとしての機能を強化する。	今後も現在の体制を維持するために、医師、看護師、助産師の確保に努める。	市立病院 病院総務課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	不妊の原因にわからず、夫婦に対して治療費を助成した。夫婦に対して相談対応し、適切な情報を提供できた。	引き続き、不妊専門相談など、相談先に関する情報の周知を行い、男女ともに関わる内容であることを伝える必要がある。	広報等を利用し、不妊専門相談の周知を行う。	地域保健支援課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
34	○	R1	B	安心して自分の気持ちや考えを表現できるように目を見て相槌を打つなど配慮した。毎回最後にワークを実施し、気持ちを落ち着かせたり、具体的な対処方法を学べる機会となるよう工夫した。	夫婦関係を含め、対等な関係性をどのように築けるのかについて具体的な方法を検討する必要がある。	夫婦関係を話す中で、役割分担意識にも視点を向けて話をしていく。	地域保健支援課
	◎	R2	B				
	◎	R3	B				
	◎	R4	B				
57	△	R1	B	乳がん検診や子宮がん検診などを実施することにより、市民の健康保持・増進に寄与することができた。	乳がん検診・子宮がん検診の受診率について、引き続き目標値に向けて伸ばしていく必要がある。	乳がん検診・子宮がん検診は女性の方のみを対象とした検診であるため、とくに女性の方に検診の大切さが伝わるような勧奨方法を検討し、受診率の向上を図っていく。	地域保健支援課
	△	R2	B				
	△	R3	B				
	△	R4	B				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
3性に関する理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり	③からだと心に関する相談等の充実	144	女性のための心の健康相談	心に様々な悩みを抱えた女性を対象に、心療内科医による健康相談を実施します。	心に様々な悩みを抱えた女性を対象に、女性の精神科医による、心の健康相談を実施した。 ・実施日時 第4火曜日 13:30～16:15 ・相談件数22件	女性の精神科医に依頼し、相談しやすい環境を整えた。
		145	精神保健福祉に関する講演会	精神保健福祉に関する普及・啓発活動の一環として、講演会を実施します。 【数値目標】 「参加者のアンケートによる満足度」 80%（平成29年度末） →80%（令和5年度）	精神保健福祉に関する普及・啓発活動の一環として、講演会を実施した（YouTubeによる配信）。この健康セミナーとして「HSC・HSPってなに？繊細さに寄り添って～子どもも大人も肯定感を育もう～」と題し、540名が申込。アンケートでは、95%が満足との回答であった。 自殺対策として「働く世代のための簡単心のセルフケア～やってみよう！今注目のマインドフルネス～」と題した講演では、223名の申込があり、アンケートでは、94%が満足と回答した。	性別や世代にとらわれずメンタルヘルスに関する影響は生じるものである。講演内容は、当事者はもちろん、その家族や支援者なども意識し、幅広い方に視聴してもらうことを意識した。
		146	子どもの精神保健相談室	小学校高学年から中学生とその家族を対象に、子どもの心の問題に関する精神保健相談を実施します。また、相談員等の知識・技術の向上を目的とした支援者研修を実施します。 【数値目標】 「支援者研修参加者のアンケートによる理解度」 現状値なし（平成29年度末） →80%（令和5年度）	関係機関支援者・教育関係者を対象とした「児童・思春期精神保健福祉基礎研修」を実施した。アンケートによる理解度は98.4%であった。	DVの講義において、パートナー間の暴力の影響と人権尊重に繋がる支援について説明した。
		147	性感染症に関する情報提供・相談事業	市民からの性感染症※に関する相談に対応し、適切な情報提供を行います。	市民からの性感染症に関する相談に対応し、適切な情報提供を行った。新型コロナウイルス感染症への感染予防策を講じた上で、検査の再開、相談の体制を整えた。	男女ともに検査を受けやすい検査会場にするため、男女双方の視点から資料や会場内の配置等に配慮した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	心に様々な悩みを抱えた女性を対象に、精神科医による健康相談を実施した。	心の悩みをケアすることで、生涯にわたり健康的な生活が営めるよう支援する必要がある。	悩みをもった女性が利用できるよう周知に努める。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
58	○	R1	B	講演会実施後のアンケートにおいて、満足度が94%を超えていたため。	今後も男女がともに生涯における、健康づくりができる視点を取り入れ、事業を実施していく。	市民のニーズを捉え企画運営していく中で、男女がともに生涯を通じて健康な生活を送るために、メンタルヘルスに関する情報提供を行う。	こころの健康センター
	—	R2	—				
	○	R3	B				
	○	R4	B				
59	◎	R1	A	研修後のアンケートの理解度が98.4%であったことから、思春期の精神保健福祉の知識・技術の向上とともに男女平等意識の観点の理解を広げる機会になったと考えられる。	今後も講義内容に人権尊重、男女平等意識を啓発する視点を取り入れていく必要がある。	DVの講義やその他の講義において、人権尊重の視点を組み込み、支援者研修を実施する。	こころの健康センター
	◎	R2	A				
	◎	R3	A				
	◎	R4	A				
		R1	A	男女ともに検査を受けやすい環境を整えることができた。	男女共に、ハイリスク層への情報提供が必要である。	引き続き、男性女性双方にとって参加しやすい環境づくりに努め、市民周知を図り、ハイリスク層も含めた検査・相談件数の増加に努める。	疾病対策課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				

目標VI だれもが安心して暮らせるまちづくり

目標VI だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
4 男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進	① 男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進	148	自主防災活動の推進	<p>地域における自主防災組織の結成を促進します。</p> <p>【数値目標】 「自主防災組織の結成率」 91.8%（平成29年度末） →97%（令和元年度）</p>	<p>自主防災組織連絡協議会内の各選出先へ結成促進の依頼文を送付する際に、女性の積極的な登用を配慮するよう申し添えている。</p> <p>【数値目標】 「自主防災組織の結成率」 目標 97%（達成期限：令和元年度末） 実績 令和4年度 92.6%（令和5年1月1日時点）</p>	<p>依頼時に女性の登用に配慮するよう申し添えることで、継続的な登用率の向上に努めている。</p>
		149	女性消防団員の入団促進	<p>消防団員の確保及び屋間消防力低下対策の一環として、女性消防団員の入団を促進します。</p> <p>【数値目標】 「女性消防団員数」 74人（平成30年4月1日現在） →140人（令和5年度）</p>	<p>消防団員確保の対応策の一つとして、女性消防団員の積極的な登用を推進しており、消防団PR動画、ポスター等で女性消防団員の存在を、広く市民にアピールし、認知度向上に取り組んだ。</p> <p>H25.4.1 女性消防団員 58名 H26.4.1 女性消防団員 60名 H27.4.1 女性消防団員 63名 H28.4.1 女性消防団員 65名 H29.4.1 女性消防団員 64名 H30.4.1 女性消防団員 74名 H31.4.1 女性消防団員 72名 R 2.4.1 女性消防団員 80名 R 3.4.1 女性消防団員 85名 R 4.4.1 女性消防団員 90名 R 5.4.1 女性消防団員 102名</p>	<p>女性消防団員の認知度向上を図るため、幅広く活動するイラストレーターに作画を依頼し、ポスターを作成した。 また、男女両方が描かれているイラストを使用した。</p>
		150	避難所運営における男女共同参画の推進	<p>避難所運営マニュアル及び避難所担当職員活動要領などに、災害時における男女のニーズの違いに配慮する旨の内容を盛り込み、周知を図ります。</p>	<p>男女のニーズの違いに配慮した避難所運営に関する所運営マニュアル及び避難所担当職員活動要領の記載について、内容を見直すとともに、避難所担当職員に対し配付・活用し、周知を行った。</p>	<p>避難所担当職員へのマニュアル等の配布にあたっては、説明用のスライド（音声入り）を添付し、分かりやすい説明となる要努めた。 マニュアル等の配布に併せ男女共同参画の視点からの防災も配布し啓発を行った。</p>
		151	自主防災組織における女性役員登用の促進・啓発	<p>自主防災組織の結成を促進するにあたり、出前講座などを通じ、女性役員の登用を啓発します。</p>	<p>自主防災組織連絡協議会内の各選出先へ結成促進の依頼文を送付する際に、女性の積極的な登用を配慮するよう申し添えている。</p>	<p>依頼時に女性の登用に配慮するよう申し添えることで、継続的な登用率の向上に努めている。</p>

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
60	○	R1	B	各方面に推薦を募ったことにより周知をはかることはできた。	加入者は男性が多く、女性が少ない。	今後も女性の参加について、特段の配慮をしてもらうよう依頼する。	防災課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
61	○	R1	B	昨年から女性消防団員の人数を12名増員することができたため。	現場での女性消防団員の地位と取り組みについて、消防団活躍推進室として、今後もより一層の活動が必要だと考察する。	消防団員は全国的にも団員数が減少傾向にある。様々な広報活動を展開しているが、消防団の認知度が低く首都直下地震等の大規模災害の発生が危惧される中、地域防災の中核を担う消防団員の必要性を強くアピールすると同時に、女性消防団員の活動を含めた広報を展開し、認知度向上を図る。	消防団活躍推進室
	△	R2	C				
	△	R3	C				
	○	R4	B				
		R1	B	男女のニーズの違いに関するマニュアル等の記載を増やすとともに、性的マイノリティに対する配慮についての記述も増やすことで、避難所での対応が図られるよう取り組んだ。	昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症により、避難所運営委員会の活動を縮小せざるを得なくなるなど、地域住民への周知の機会を確保することが困難であった。	避難所運営マニュアルを適宜改定し、各避難所に配置するとともに、避難所担当職員に男女の違いへの配慮の必要性について、繰り返し説明を重ねることにより、避難所運営委員会への周知徹底を図っていく。また、HP等でのマニュアル等の市民に周知についてもより積極的に行っていく。	防災課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	各方面に推薦を募ったことにより周知をはかることはできた。	加入者は男性が多く、女性が少ない。	今後も女性の参加について、特段の配慮をしてもらうよう依頼する。	防災課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	① 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進	152	女性に対する暴力防止に関する啓発事業の実施	女性に対する暴力防止、性犯罪防止をテーマに、男女共同参画推進センターにおける講座・講演会の開催、情報誌・広報誌による啓発記事の掲載、パンフレットの作成・配布などを実施します。 ①DVの防止・啓発 ②女性に対する暴力をなくす運動の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・デートDV防止出前講座(オンライン動画配信) 日程:4月7日～5月10日 対象:埼玉大学学生 参加人数:1,294人 ・ジェンダー平等出前講座(デートDV防止がテーマ) 日程:7月1日 対象:さいたま市立高校・中学校等教諭 参加人数:24人 ・ジェンダー平等出前講座(デートDV防止のテーマを含む。オンライン動画配信) 日程:9月30日～11月30日 対象:埼玉大学学生 参加人数:1,056人 ・性暴力防止セミナー(埼玉県男女共同参画推進センターと共催)の実施 テーマ:すべての人にかかわる性暴力を知る 配信期間:8月2日～8月28日 受講者数:136名 ・DV防止セミナーの実施 テーマ:「女性による女性のための相談会」が必要な理由 配信期間:11月1日～11月30日 受講者数:21名 	埼玉大学と連携し、実施している出前講座については、より多くの若年層に対する啓発を確実にするため、昨年度に引き続き全学生を対象として、オンラインにより実施した。
		153	女性に対する暴力防止のための情報提供	女性に対する暴力の防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センター及び男女共同参画相談室において、女性に対する暴力の防止に関する資料や情報の提供を行った。 ・女性の悩み電話相談を通じて、相談者に対し必要な情報を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の収集・提供に際して、課題解決に資する資料を所内で検討し、選定した。 ・女性の悩み電話相談において、男女共同参画推進センターで実施している「傷ついた心のケア講座」等を案内した。
		154	若年層(生徒)における未然防止(デートDV防止)啓発の推進	DV及びデートDVの予防のため、学校等関係機関などと連携して、若年層を対象とした啓発活動を行います。 ①デートDVの防止・啓発 ②デートDV防止出前講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・デートDV防止出前講座(オンライン動画配信) 日程:4月7日～5月10日 対象:埼玉大学学生 参加人数:1,294人 ・ジェンダー平等出前講座(デートDV防止がテーマ) 日程:7月1日 対象:さいたま市立高校・中学校等教諭 参加人数:24人 ・ジェンダー平等出前講座(デートDV防止のテーマを含む。オンライン動画配信) 日程:9月30日～11月30日 対象:埼玉大学学生 参加人数:1,056人 ・市内市立高等学校3年生を対象に相談窓口案内チラシを配布した。チラシには、パートナーとの関係性に気づく「支配のチェックリスト」や、AV出演被害についてとその相談窓口等、関連する情報を記載した。 	出前講座については、より効果的な講座となるよう、講師及び内容の選定を行い、令和4年度は主に新入学生向けに配信を行った。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	より多くの受講者に向けて、講座を実施することができたため。	デートDV防止をテーマとした出前講座については、引き続き若年層を対象に継続的に実施していく必要がある。	引き続き、幅広い対象に向けて、主催講座及び出前講座を実施していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	B	女性に対する暴力の防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行ったため、「B」評価とする。	男女共同参画推進センター等において、女性に対する暴力防止についての図書、映像、行政資料などの情報資料を収集し、貸出し・閲覧を行うこと等により、女性に対する暴力防止の意識を啓発する。	今後も女性に対する暴力の防止に関連する各種資料を収集・提供し、女性の悩み電話相談の相談者等に対し、適切な情報を提供していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	DV及びデートDVの予防のため、学校と連携して、若年層を対象とした啓発活動を行った。	デートDV防止をテーマにした出前講座については、引き続き若年層を対象に継続的に実施していく必要がある。	引き続き、オンライン手法を活用しながら、より多くの若年層に向けて、デートDV防止に関する出前講座を実施していく。また、相談窓口案内チラシを配布することで、相談窓口の周知に努める。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	① 女性に対する教育・啓発の推進の根絶に向けた	155	若年層における未然防止啓発の推進	デートDVの防止のため、学校と連携して、教職員や生徒を対象とした研修・啓発活動を行います。 ① デートDVの防止・啓発 ② 教職員を対象とするデートDV防止研修会の実施 【数値目標】 「中・高等学校教職員を対象とするデートDV防止研修の参加校数」 中学校2校、高等学校4校（平成29年度） →中学校16校、高等学校4校（令和5年度）	①各種人権教育研修会において、デートDVの発生状況の周知とデートDV研修会への参加を促した。 また、デートDV防止啓発リーフレットを市立中・高等学校の第2学年の全生徒向けに作成し、各学校へ配布した。 ・デートDV防止啓発リーフレット …15,000部 ②中等教育・高等学校の養護教諭、人権教育主任、希望する中・中等教育学校の教職員を対象としたデートDV防止研修会を開催し、有識者による講演や関係課から、情報提供を受けた。 ・デートDV防止研修会 開催日：令和4年7月1日（金） 場 所：教育研究所 参加校数：中学校3校 中等教育学校1校 高等学校3校	人権政策・男女共同参画課と講師選定について協議を行ったうえで招聘した。新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じながら、対面研修を実施した。養護教諭等の教職員への理解を深めることができた。
		156	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する情報提供・意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する図書、DVDなどを収集し、市民・市内事業者へ提供し、ハラスメント防止に関する意識の啓発を図ります。	男女共同参画推進センターにおいて、セクシュアル・ハラスメント等防止に関する各種資料を含む、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行った。 ・男女共同参画推進センター 図書2,546冊、情報誌3誌、ビデオ123作品、貸出点数109点	セクシュアル・ハラスメント等防止を含め、男女共同参画の課題解決に資する資料をセンター内で検討、選定し、情報提供を行った。また、情報・資料コーナーにはビデオ視聴スペースを設置している。
	157	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する意識啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止に関する意識の啓発を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住又は在勤の勤労者等を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で育児・介護休業法を扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「安心して働き続けるための労働法～労働法の基礎知識や、就労継続の措置・仕組みについて押さえましょう～」(全5回) 受講者数：延べ38人 対象者：市内在住又は在勤の勤労者 アンケート結果：100%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2023を作成し、職場のハラスメントについて特集し掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。また、職場のハラスメントについて特集し掲載した。	
	158	セクシュアル・ハラスメント等に関する雇用管理上の配慮の周知	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮について周知を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住又は在勤の勤労者等を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で育児・介護休業法を扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「ハラスメント対策について考える」 受講者数：11人 対象者：市内在住または在勤の労務担当者・管理者・経営者 アンケート結果：100%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2023を作成し、職場のハラスメントについて特集し掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 また、ハラスメント対策をテーマとした講座を実施した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。また、職場のハラスメントについて特集し掲載した。	

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
62	○	R1	B	デートDV防止啓発リーフレットについては、予定通り作成・配布し、活用を促進した。デートDV防止研修会は、対面研修を実施することで、教職員の理解を深めることができた。	対面研修だと、質疑応答の時間等による実践的な研修にすることができるが、動画研修のように幅広く研修を受講できる機会が少なくなる。	対面研修のよさを保ちつつ、広く受講できる方法も検討していく。	人権教育推進室
	—	R2	B				
	◎	R3	A				
	◎	R4	A				
		R1	B	講座のテーマに関する理解を深めるため、関連する図書をリスト化し、講座等受講者へ配布したことにより、講座受講後の資料貸出利用に繋がった。	情報資料をより多くの人に利用してもらうため、効果的に周知していく必要がある。	図書や関係機関の各種資料を収集し、一層の充実を図るとともに、講座等にて引き続き周知する。また、コロナ収束後にはビデオ視聴スペースや作業スペースの利用を促進する。様々なハラスメントについて、講座等でも取り上げる。	人権政策・男女共同参画課
	R2	B					
	R3	B					
	R4	B					
		R1	B	・働く人の支援講座については、男女問わず参加があったため。 ・働く人の支援ガイドについては、職場におけるハラスメント防止に関する周知・啓発を図ることができたため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう時勢に応じた内容・レイアウト等を工夫する必要がある。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実を目指す。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、分かりやすい内容を心がける。	労働政策課
	R2	B					
	R3	B					
	R4	B					
		R1	B	・働く人の支援講座については、男女問わず参加があったため。 ・働く人の支援ガイドについては、職場におけるハラスメント防止に関する周知・啓発を図ることができたため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう時勢に応じた内容・レイアウト等を工夫する必要がある。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実を目指す。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、分かりやすい内容を心がける。	労働政策課
	R2	B					
	R3	B					
	R4	B					

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	③ 行政・事業者・団体による取組の促進	159	学校現場等における防止体制	<p>市立学校において、セクシュアル・ハラスメントを防止するとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切な措置を行います。</p> <p>【数値目標】 ①校内研修の実施校数 ②苦情及び相談に係る問題の未解決件数 ①市立全167校 ②0件（平成29年度） →①市立全168校 ②0件（令和5年度）</p>	<p>市内全168校において、事例研修のテキストを活用し、セクシュアル・ハラスメントを含む、ハラスメント防止に関する校内研修を実施した。また、各校が倫理確立委員会を校内組織に位置づけ、同委員会を年1回以上開催し、問題が生じた場合においても適切に対応する体制を整えた。校内研修の実施、倫理確立委員会の開催については、管理資料票で確認した。</p> <p>①市内全168校で校内研修を実施 ②未解決件数は0件</p>	<p>校内で組織する倫理確立委員会を、男女で構成するよう各校が配慮した。また、同委員会の開催を、管理訪問の際に管理主事が確認した。</p>
		160	市役所におけるハラスメント防止体制	<p>職員に対し、セクシュアル・ハラスメントを含むハラスメントの防止に関する意識啓発を行います。</p> <p>【数値目標】 「ハラスメント防止のための研修の実施回数」 1回/年度（平成29年度末） →1回/年度（令和5年度）</p>	<p>ハラスメントを生まない職場づくりに必要な知識を習得するとともに、組織的な防止対策を推進するため、全職員を対象とした自己学習形式の研修として、「ハラスメント防止セミナー」を実施した。</p> <p>令和4年度の「ハラスメント防止のための研修の実施回数」1回</p>	<p>庁内イントラネットを利用し、管理職・非管理職の別に関わらず、全職員を受講可能な形式とした。また、研修内容についてもハラスメントに関する一般的な知識のほか、市における職員・所属長の責務や相談窓口に関する周知を行った。</p>
		161	地域と連携した防犯の推進	<p>地域防犯活動の促進を図るため、自主防犯活動団体に対する活動経費の一部の助成や、市民に対する広報・啓発を行います。また、地域社会から暴力団を排除し、安全・安心なまちづくりを推進するため、暴力団排除活動に関する広報・啓発を行います。</p> <p>【数値目標】 「刑法犯認知件数」 10,958件（平成29年度末） →11,560件（令和2年）</p>	<p>自主防犯活動を行う団体に対し、活動経費の一部を助成した。振り込め詐欺防止ポップシールや振り込め詐欺防止ウエットティッシュ等を作成し、啓発活動等を実施した。</p> <p>「刑法犯認知件数」 7,113件(令和4年)</p>	<p>男女共同参画の観点から、女性が被害者、男性が加害者といった表現を控えた。</p>
		162	道路照明施設（公衆街路灯）の設置及び維持管理	<p>夜間における交通事故や犯罪の発生を防止し、地域住民の通行の安全を図るため、地域住民からの道路照明施設（公衆街路灯）の設置要望を各区役所で受け、地域の実態に即して設置するとともに維持管理を行います。</p> <p>【数値目標】 「道路照明施設（公衆街路灯）設置数」 870灯/年（平成29年度末） →800灯/年（令和2年度）</p>	<p>市民からの設置要望が多い場所や事故が起こりやすい場所を中心に、公衆街路灯の設置を進めた。</p> <p>「公衆街路灯設置数」 541灯</p>	<p>誰もが要望しやすいよう、受付時に要望内容が周りに漏れ聞こえないように配慮した。</p>

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
63	○	R1	B	校内研修と、校内組織である倫理確立委員会がセクシュアル・ハラスメントを未然に防ぐ役割を担い、問題が生じた場合に適切に対応する体制が整えられているため、一定の効果があると評価した。	セクシュアル・ハラスメントを含めたハラスメントの防止に向けた取組を継続し、校内組織だけでなく教職員人事課の相談窓口を周知し、問題を未然に防ぐとともに、問題が発生した場合においても適切な措置を行う。	引き続きセクシュアル・ハラスメント防止の取組と適切な措置を行っていく。倫理確立委員会については、適切な時期に開催する。	教職員人事課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
	○	R4	B				
65	◎	R1	A	庁内イントラネットを利用し、管理職・非管理職の別に関わらず、全職員を受講可能にすることで、ハラスメントを生まない職場づくりに必要な知識を広く周知し、組織的な防止対策を推進することができた。	新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、専門講師による講義形式の研修を実施するなど、より研修効果を高める取組を検討する必要がある。	今後も継続的に研修を実施し、意識の向上と正しい理解の促進を図り、あらゆるハラスメントを防止する。	人事課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
	○	R4	B				
66	◎	R1	A	令和4年の数値目標を達成することができた。	刑法犯認知件数は、減少傾向にあるが、依然として多くの市民に身近な犯罪が発生している。	犯罪のない安全安心なまちづくりを推進するため、自主防犯活動団体への支援、広報啓発活動の実施、事業所・警察等と連携・協力し、刑法犯認知件数の減少を目指す。	市民生活安全課
	◎	R2	A				
	/	R3	A				
	/	R4	A				
67	◎	R1	A	目標値の達成には至らなかったが、令和元年度に市内の公衆街路灯を一斉LED化した効果があったと考える。	交通事故件数は減少傾向にあるが、死亡事故等の重大な交通事故が発生している	市民からの設置要望が多い場所や事故が起りやすい場所を中心に、公衆街路灯の設置を進める。	市民生活安全課
	○	R2	B				
	/	R3	B				
	/	R4	B				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援	①被害者の早期発見と相談体制の充実	163	住民相談事業	各区役所において、弁護士による法律相談などを実施し、離婚やDVなどの相談に対応し、市民サービスの向上を図ります。	各区役所暮らし応援室にて弁護士による法律相談などを実施。離婚・DVに関する相談について、令和4年度実績は384件であった。	誰もが相談しやすい環境づくりとして、受付時や相談時には柔軟に対応できるよう配慮した。
		164	早期発見・通報体制の整備・充実	DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知します。 ①通報体制の周知	DV相談センターの周知カードをDV被害者等が安全な環境で手に取れるよう、公共施設の女性用トイレなどに配置した。	DVは女性が被害者となるケースが多いことから、女性への周知を心掛けた。
		165 Ⅶ-2-③ に再掲	早期発見・通報体制の整備・充実	DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知します。 ①24時間児童虐待通告電話の充実：児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受け付けています。	児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受け付けた。	DV被害者の早期発見のため、電話相談員が即座に判断できない場合はすぐに担当の職員に報告、相談し、それ以外のケースも勤務時間終了後にFAXで担当職員に周知するなど、迅速な対応を心がけた。また、該当ケースがあった際は、男女共同参画相談室と適宜連携した。
		166	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①人権相談事業 【数値目標】 「人権相談の実施回数」 13回（平成28年度末） →13回（令和5年度）	女性、子ども、高齢者、障害のある人など、様々な人権に関わる人権相談を市内4か所において各13回実施した。会場：大宮区役所、中央区役所、浦和コミュニティセンター、岩槻区役所、武蔵浦和コミュニティセンター（※）、桜区役所（※） （※）は6月1日のみ実施の会場	相談対応を行う人権擁護委員は、法務局での研修等を踏まえ、男女共同参画の視点も含め、柔軟な対応を行うことができるよう努めている。
		167	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①住民相談事業	各区役所暮らし応援室にて弁護士による法律相談などを実施。離婚・DVに関する相談について、令和4年度実績は384件であった。	誰もが相談しやすい環境づくりとして、受付時や相談時には柔軟に対応できるよう配慮した。
		168	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①DV相談事業 ②婦人相談員研修の実施	①関係機関との連携を図るため、既存の連携会議を見直し、さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議実務者会議（8月、3月）とさいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議代表者会議（8月、3月）を開催した。 ②多様な相談者に対応するため、婦人相談員研修を13回実施した。	①ネットワーク会議では、DV被害者支援のため、DVの現状に関する報告及び事例研究、関係機関による情報交換等を実施した。 ②婦人相談員研修については、スーパービジョン他専門家等による研修を13回実施した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	相談室に新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、電話相談だけでなく対面相談にも対応できるように整備し計画通りに実施した。	今後も誰もが相談しやすい環境づくりをする。	引き続き、安心して市民相談を利用できるよう、相談室の整備を行い、相談日の広報を行っていく。	市民生活安全課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	B	DVの相談窓口及び通報体制の周知を行ったため。	DV被害者の早期発見により、被害の深刻化を防ぐ必要がある。	引き続き、市民や関係機関に対して情報の周知を図っていく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	A	すべての件について電話相談員が迅速に対応することができた。	電話相談員が自身で判断してよいか、担当職員に判断を仰ぐか、ケースごとに判断する力をつけなければならないが、今年度は特段報告もれ等はなく、適切に判断することができたと考える。引き続き、迅速な対応を行っていく。	24時間電話相談員として適切に各通話に対応するための判断力を養うために、年3回の研修機会をもうけている。	北部児童相談所 南部児童相談所
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
68	○	R1	B	最終目標値を達成したため。	ジェンダー問題を含めたあらゆる人権問題について相談ができることを周知する必要がある。	自治会にチラシやポスターを配付するなど、人権相談の周知を図り、相談しやすい窓口とすることを旨とする。	人権政策・男女共同参画課
		R2	E				
		R3	B				
		R4	A				
		R1	A	相談室に新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、電話相談だけでなく対面相談にも対応できるように整備し計画通りに実施した。	今後も誰もが相談しやすい環境づくりをする。	引き続き、安心して市民相談を利用できるよう、相談室の整備を行い、相談日の広報を行っていく。	市民生活安全課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	A	①関係機関との連携を図るため、既存の連携会議を見直し、さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議を実施したため。 ②婦人相談員研修を13回実施することができたため。うち1回は、DV被害者支援に携わる庁内関係所管課職員も対象とした。	多様な相談に対応するため、婦人相談員については、ネットワーク会議への参加や各種研修の受講を通じて、さらなる資質向上に努める必要がある。	DV被害の内容が多様化・複雑化しているため、その相談に応じることができるよう、婦人相談員の資質向上・研鑽に努めるとともに、利用できる支援についての情報を収集する。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援	①被害者の早期発見と相談体制の充実	169	多様な被害者への配慮	被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談を受けることができるように環境を整備します。 ①多様な被害者への配慮：被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談を受けることができるように環境を整備します。	大宮区くらし応援室において毎週月曜日～木曜日の9時～12時に外国人生活相談を実施。 月：英語・タガログ語、火：韓国・朝鮮語、水：英語・ポルトガル語（年度途中に中止）、木：中国語。 令和4年度実績は45件であった。 市民生活安全課において犯罪被害者等相談を実施。令和4年度実績40件のうち、性被害・DV・ストーカーに関する相談は13件であった。	誰もが相談しやすい環境づくりとして、受付時や相談時には柔軟に対応できるよう配慮した。
		170	多様な被害者への配慮	被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備します。 ①多様な被害者への配慮：被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備します。	通訳派遣制度を活用し、被害者の国籍等にかかわらず相談に応じた。また、外国人支援を行うNPO等の庁外機関や障害福祉の所管課・関係機関等と連携し、被害者に必要な支援を実施した。	性別や国籍による生きづらさなどを原因とした悩み相談に適切に対応できるよう、婦人相談員を対象に必要な研修を実施した。
		171	多様な被害者への配慮	外国人市民の日常生活における問題解決を支援するため、日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談を実施します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」実施事業	①外国人のための生活相談 外国人市民の日常生活における問題解決を支援する。日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談の実施。 ②外国人のための情報提供 外国人市民の日常生活の利便性を高める。外国人市民のために、さいたま市生活便利帳を配布。	①HPなどで周知する際、男女双方の写真を使用するよう配慮している。 ②チラシやHPなどで周知する際、男女双方のイラストや写真を使用するよう配慮している。
		172 Ⅶ-2-③ に再掲	産科医療機関等との連携	早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握し、継続支援します。	出産ができる医療機関のうち特定妊婦や、ハイリスク児及びハイリスク家族の連絡を45箇所の医療機関から総数910件受け支援を行うことで、子ども虐待の発生を防いでいる。	家族全体への支援を意識し、医療機関と連携し、支援を実施した。また、医療機関との連携強化のために、医療と保健の連携について書面会議にて意見を共有した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	英語・ポルトガル語について年度途中から相談休止となったため、計画どおり実施することができなかった。	今後も誰もが相談しやすい環境づくりをする。	外国人相談、犯罪被害者等相談とも、引き続き安心して利用してもらえるよう、相談環境の整備を行うとともに、周知を図っていく。	市民生活安全課
		R2	A	犯罪被害者等相談では、相談員を配置し相談体制を整え、また、対象となる犯罪被害者等に見舞金の支給を実施した。			
		R3	A				
		R4	B				
		R1	B		関係機関と連携を図りながら、多様な被害者への対応を行った。	被害者の国籍や障害の有無、年齢等にかかわらず、誰でも相談や支援を受けられるよう配慮する必要がある。	引き続き、各関係機関との連携を図りつつ、多様な被害者への対応ができるよう、相談環境を整備していく必要がある。
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	B	①男女問わず、相談者の利用がある。	①相談窓口の効果的な周知が課題である。 ②情報誌・冊子等の効果的な周知が課題である。	①利用周知のため、さらなる広報の必要性がある。また、観光国際課と(公社)さいたま観光国際協会が連携し、相談業務に係る情報収集等を行い効果的な運用を図る必要性がある。 ②引き続きさいたま市生活便利帳を配布し生活情報を提供する。	観光国際課
		R2	B	②各区役所等でさいたま市生活便利帳を配布した。			
		R3	B				
		R4	B				
		R1	C	家族全体への支援を意識し、医療機関と連携し、性別にかかわらず支援しており、虐待の予防に寄与できている。	医療と保健の連携を強化し、妊娠期からの切れ目ない支援につながるような体制を整えていく必要がある。	より早期から、医療と保健が連携し、支援につながるように、医療機関との連携会議を開催し、連携・協力体制の強化を図っていく。	地域保健支援課
		R2	C				
		R3	C				
		R4	C				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援	②被害者保護と自立支援の充実	173	安全な保護体制の整備	被害者の安全を確保しつつ、地域における社会資源の活用などにより、保護を行います。 ①被害者の緊急時における一時保護事業 ②民間団体への支援 ③母子緊急一時保護事業 緊急的に保護を必要とする母及び子（義務教育終了前）を施設に入所させ、必要な保護を行います。	緊急に一時保護を必要とする母及び子を施設に入所させ、必要な保護を行った。 利用実績：4世帯、11人	DV等の理由により、緊急に一時保護が必要となる母子に、短い期間の中で新たな居住場所を探す支援を行う必要があり、区役所支援課や福祉課、また各相談機関と情報共有を行い、母子の生活の安定に向けた支援を行う必要がある。
		174	安全な保護体制の整備	被害者の安全を確保しつつ、地域における社会資源の活用などにより、保護を行います。 ①被害者の緊急時における一時保護事業 ②民間団体への支援	緊急に一時保護を必要とする被害者及びその子を施設等に入所させ、必要な保護を行った。 利用実績：13世帯、27人	DV等の理由により、緊急に一時保護が必要となる母子等に、今後の生活の安定に向けた支援を行う必要があり、区役所の支援課や福祉課、関係機関と情報共有を図りながら、連携した支援を行った。
		175 Ⅶ-2-③ に再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底	被害者からの申し出により、各区役所区民課において住民基本台帳の閲覧等の制限を依頼し、被害者の現住所等情報の保護を行った。	総務省が示す事務処理要領に基づき、判断した。
		176 Ⅶ-2-③ に再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底 ②住民基本台帳の閲覧等の制限	各区役所区民課において、被害者の情報を保護するため住民基本台帳の閲覧等の制限を行った。また情報管理を徹底するために、被害者支援に関わる関係機関などと、被害者及び関係者に関する情報について連携した。	被害者及びその関係者を保護することを目的として、各区役所区民課の窓口で相談、申請を受け付けた。
		177	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①DV被害者への情報提供	被害者の心情に寄り添いながら相談を継続して実施し、被害者のおかれている段階に応じた必要な情報を提供し、自立に向けた自己決定ができるよう支援した。	相談者の意思を尊重する相談対応を心掛けた。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	—	緊急に一時保護を必要とする母及び子を施設に入所させ、必要な保護を行ったので、「A」評価とする。	母子緊急一時保護期間が長期化の傾向にあり、引き続き、各関係機関と連携を図る必要がある。	引き続き、各関係機関との連携を図っていく。	子ども家庭支援課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	A	緊急に一時保護を必要とする被害者及びその子を施設に入所させ、関係機関と連携しながら必要な保護を行ったため、「A」評価とする。	緊急に避難を必要とする被害者等を安全に保護するため、引き続き、各関係機関との密な連携を図る必要がある。	DV防止対策関係機関ネットワーク会議等を活用しながら、DVにかかわる情報共有を行い、各機関と連携を図りながら、被害者の安全な保護に努める。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	A	総務省が示す事務処理要領に基づき、適切に対応し、被害者の情報の保護を行った。	人事異動による職員の入れ替えがあり、経験の浅い職員が対応することで事務処理誤りのリスクが高まるため、注意が必要である。	事務の引継ぎ、マニュアルの整備を徹底し、総務省が示す事務処理要領に基づき適切な対応を行っていく。	人権政策・男女共同参画課 全庁
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	A	被害者及びその関係者の情報管理を徹底し、情報の漏洩等の事案は無かった。	被害者及びその関係者の情報を保護するため、引き続き情報管理を徹底する。	被害者及びその関係者の情報を保護するため、引き続き情報管理を徹底する。	区政推進部
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	A	福祉や雇用などの各種施策を活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援した。	被害者への継続的な相談対応による精神的な支援、また、被害者の生活再建に必要な情報を提供することで、被害者の自立を目指す必要がある。	引き続き、被害者への継続的な自立支援及び生活再建に向けた情報提供を継続していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援	②被害者保護と自立支援の充実	178	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①さいたま市多重債務者生活再建安心プログラムの周知徹底	さいたま市多重債務者生活再建安心プログラムを実施し、消費生活相談として多重債務者の相談を受け付け、弁護士や関係団体等につなぐことにより相談者の救済を行った。	引き続き専門資格を持った消費生活相談員が相談者に適した支援を行っており、男女の区別なく多くの方が相談し易いよう、土曜日の開所及び日曜日の電話相談を実施している。
		179 Ⅶ-2-④ に再掲	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①家庭児童：家庭児童相談員が、家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する種々の児童問題に関する相談を受けます。 ②ひとり親家庭等相談 ③母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ④ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 【数値目標】 「ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数」 28人（平成29年度末） →30人（令和5年度）	ひとり親家庭の父母の就業・自立を促進するため、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業により、就業相談や就業支援講習会、家計管理講習会や弁護士による法律相談を実施した。また、養育費確保のため、養育費に関する取り決めや養育費保証契約をされた方に補助金を交付した。	弁護士による法律相談では、様々な事情を持つひとり親の方でも相談しやすいよう、ZOOMや電話での相談も可能とした。
		180	自立に向けた支援	婦人相談センターに入所した者のうち、医療費や転宅費用等の捻出が困難な者に対して生活保護法を適用し、社会復帰や生活支援を行います。	令和4年度について、婦人相談センターに入所した世帯に対し、生活保護法を適用し、社会復帰及び生活の支援を行った。	支援を必要とする世帯に対し、生活保護法を適用し、必要な支援を行った。
		181	自立に向けた支援	被害者で住宅に困窮している方に対し、市営住宅の一時使用を認めることにより、被害者の精神的、時間的ゆとりの確保及び生活基盤立て直しを支援します。	利用実績なし。	被害者に対する支援制度や入居までの連携について関係部署と情報共有を図った。
		182	心身の健康回復への支援	自助グループなどの活動に関する情報提供や、グループの形成・継続に対する支援を行うこととおして、地域における継続的なサポートにつながる体制の整備に努めます。 ①精神保健に関する支援	・精神保健福祉士によるDV被害者カウンセリングを24回実施した。また、心の健康相談及びDV被害者カウンセリング希望者に対し「こころの健康ガイド」活用と、医療機関についての情報提供を行った。 ・男女共同参画推進センターにおいて「傷ついた心のケア講座」及びピアサポートグループを実施した。	精神保健福祉士によるDV被害者カウンセリングや「傷ついた心のケア講座」参加者の中から希望の方を対象に、講師の援助のもと、対等な関係で話し合う機会となるピアサポートグループを引き続き実施した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	専門資格を持った消費生活相談員が対応、男女の区別なく経済的・精神的困窮状況を的確に聞き取り、相談者に適した支援につなげられたため。	貸金業法改正の効果で多重債務に関する消費生活相談件数は少なくなっているが、消費生活センターを知らずに相談できていない方が少なくなるよう一層の周知が必要。	多重債務者無料相談会の周知を含め、相談が必要な方が消費生活センターに相談できるように、当センターの周知啓発を市ホームページや情報紙など複数の広報媒体で行う。	消費生活総合センター
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
69	△	R1	C	就業支援講習会のひとつである、介護職員初任者研修は新型コロナウイルスの影響により実施が厳しい状況であったため、医療事務講座に変更し、支援を行うことができたため。	利用者の男女比をみると、母子の方の利用が多い。父子の方も参加できるよう周知・広報する必要がある。	ひとり親家庭の父母等の就業・自立を促進するため、就業相談や就業支援講習会、家計管理講習会や弁護士による法律相談を引き続き実施していく。	子育て支援課 (子育て支援政策課)
	—	R2	B				
	—	R3	B				
	—	R4	B				
		R1	B	支援を必要とする世帯に対し、生活保護法を適用し、必要な支援を行った。	生活保護法による支援を必要とする世帯に生活保護法を適用し、社会復帰及び生活の支援を適切に行っていく。	今後も生活保護法による支援を必要とする世帯に生活保護法を適用し、社会復帰及び生活の支援を行っていく。	生活福祉課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				
		R1	—	利用実績がないため。	被害者保護と自立支援の推進のため、引き続き緊急の目的外使用に備え、住戸を確保していく。	緊急の目的外使用に備え、住戸を確保する。また、関係部署との情報共有体制を強化確立し、相談があった際には被害者が円滑に入居できるよう努める。	住宅政策課
		R2	—				
		R3	—				
		R4	—				
		R1	B	ピアサポートグループや、精神保健福祉士によるDV被害者カウンセリングを引き続き実施したため、「B」評価とする。	ピアサポートグループの受講者から、自助グループなどの活動に繋がらない。	引き続き、ピアサポートグループを実施しつつ、自助グループの形成を目指す。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R4	B				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援	③ 関係機関との連携協力	165 Ⅶ-2-① に再掲	早期発見・通報体制の整備・充実	DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知します。 ①24時間児童虐待通告電話の充実：児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受け付けています。	児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受け付けた。	DV被害者の早期発見のため、電話相談員が即座に判断できない場合はすぐに担当の職員に報告、相談し、それ以外のケースも勤務時間終了後にFAXで担当職員に周知するなど、迅速な対応を心がけた。また、該当ケースがあった際は、男女共同参画相談室と適宜連携した。
		172 Ⅶ-2-① に再掲	産科医療機関等との連携	早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握し、継続支援します。	出産ができる医療機関のうち特定妊婦や、ハイリスク児及びハイリスク家族の連絡を45箇所医療機関から総数910件受け支援を行うことで、子ども虐待の発生を防いでいる。	家族全体への支援を意識し、医療機関と連携し、支援を実施した。また、医療機関との連携強化のために、医療と保健の連携について書面会議にて意見を共有した。
		175 Ⅶ-2-② に再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底	被害者からの申し出により、各区役所区民課において住民基本台帳の閲覧等の制限を依頼し、被害者の現住所等情報の保護を行った。	総務省が示す事務処理要領に基づき、判断した。
		176 Ⅶ-2-② に再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底 ②住民基本台帳の閲覧等の制限	各区役所区民課において、被害者の情報を保護するため住民基本台帳の閲覧等の制限を行った。また情報管理を徹底するために、被害者支援に関わる関係機関などと、被害者及び関係者に関する情報について連携した。	被害者及びその関係者を保護することを目的として、各区役所区民課の窓口で相談、申請を受け付けた。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	すべての件について電話相談員が迅速に対応することができ、DV事案に関しても関係機関との連携ができた。	電話相談員が自身で判断してよいか、担当職員に判断を仰ぐか、ケースごとに判断する力をつけなければならないが、今年度は特段報告もれ等はなく、適切に判断することができたと考える。引き続き、迅速な対応及び連携を行っていく。	24時間電話相談員として適切に各通話に対応するための判断力を養うために、年3回の研修機会をもうけている。	北部児童相談所 南部児童相談所
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	C	家族全体への支援を意識し、医療機関と連携し、性別にかかわらず支援をしており、虐待の予防に寄与できている。	医療と保健の連携を強化し、妊娠期からの切れ目ない支援につながるような体制を整えていく必要がある。	より早期から、医療と保健が連携し、支援につながるように、医療機関との連携会議を開催し、連携・協力体制の強化を図っていく。	地域保健支援課
		R2	C				
		R3	C				
		R4	C				
		R1	A	総務省が示す事務処理要領に基づき、適切に対応し、被害者の情報の保護を行った。	人事異動による職員の入れ替えがあり、経験の浅い職員が対応することで事務処理誤りのリスクが高まるため、注意が必要である。	事務の引継ぎ、マニュアルの整備を徹底し、総務省が示す事務処理要領に基づき適切な対応を行っていく。	人権政策・男女共同参画課 全庁
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	A	被害者及びその関係者の情報管理を徹底し、情報の漏洩等の事案は無かった。	被害者及びその関係者の情報を保護するため、引き続き情報管理を徹底し、住民基本台帳の閲覧等の制限を実施していく。	被害者及びその関係者の情報を保護するため、引き続き情報管理を徹底し、住民基本台帳の閲覧等の制限を実施していく。	区政推進部
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援	③ 関係機関との連携協力	183	関係機関・民間団体との連携協力体制の強化	被害者の適切な保護を行うために、庁内及び庁外の関係機関と連携会議を開催します。また、DV被害者の支援のために、関係機関や民間団体との連携を強化します。 ①DV防止対策関係機関との連携（連携会議の開催） ②警察との連携 ③教育機関や保育園等との連携 ④福祉・保健機関との連携 ⑤専門家（弁護士、精神科医等）との連携 ⑥DV被害者支援団体との連携	・関係機関との連携をより一層強化するため、既存の連携会議を見直し、さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議実務者会議（8月、3月）とさいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議代表者会議（8月、3月）を開催した。 ・相談員研修の講師を、民間団体や警察等に依頼した。また、弁護士会との意見交換会を実施した。	・さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議においては、DV被害者支援のため、DVの現状に関する報告及び事例研究、関係機関による情報交換等を実施した。 ・相談員研修の機会を利用し、民間団体や警察等の取組や活動についての理解を深めるとともに、弁護士会との援の充実につながる取組等についての意見交換を行った。
		184	職務関係者による配慮	被害者の立場に配慮した適切な対応ができるよう、DVに対する意識及び知識の向上を図るため、職務関係者を中心に職員研修を実施します。 ①職務関係者研修の実施 ②庁内外DV防止対策関係機関との連携（連携会議の開催）	①婦人相談員の質の向上を図るため、スーパービジョン(4回)や専門家等による研修(9回)を実施した。うち1回は、DV被害者支援に携わる庁内関係所管課職員も対象とした。 ②関係機関との連携を図るため、さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議実務者会議(8月、3月)とさいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議代表者会議(8月、3月)を開催した。	①相談員研修のテーマについては、男女共同参画の視点を持ち、関係機関との連携による支援の観点から選定した。また、庁内関係所管課職員対象の研修を実施した。 ②さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議においては、DV被害者支援のため、関係機関との情報共有に努めた。
		185	調査研究の推進	市民意識調査、デートDV意識調査を実施、また、国の調査研究、他自治体の取組について調査・研究し、加害者の更生に向けた施策のあり方を検討します。 ①DVに関する実態調査・研究	内閣府が実施する加害者プログラムに関する説明会に参加し、策定された「配偶者暴力加害者プログラム 施行のための留意事項」をもとに、今後の施策のあり方について検討した。	内閣府が実施する加害者プログラムに関する説明会や、県が主催する加害者対策研究会に参加した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	・関係機関との連携をより一層強化するため、新たにさいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議を開催したため。 ・相談員研修や意見交換会を通じて、民間団体、警察、弁護士と連携しやすい関係性の構築につながったため。	DV被害者支援のため、各庁内機関や警察、民間支援団体等との連携をさらに強化する必要がある。	引き続き、ネットワーク会議等を通じて、DV対策について各関係機関との連携を図る。	人権政策・ 男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	A	①婦人相談員の意識及び知識向上を図るため、研修を13回実施したため。また、うち1回は、庁内関係所管課職員も対象としたため。 ②関係機関との連携を図るため、既存の連携会議を見直し、さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議を実施したため。	婦人相談員については、多様な相談に対応し必要な支援に繋げるため、さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議への参加や各種研修の受講を通じて、さらなる資質向上に努める必要がある。	DV被害の内容が多様化・複雑化しているため、その相談に応じることができるよう、婦人相談員の資質向上・研鑽に努めるとともに、利用できる支援についての情報を収集する。	人権政策・ 男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R4	A				
		R1	A	内閣府が実施する加害者プログラムに関する説明会等に参加し、今後の施策のあり方について検討したため。	引き続き国の調査研究、他自治体の取組について調査・研究し、加害者の更生に向けた施策のあり方を始め、様々なDV施策について検討していく必要がある。	引き続き加害者更生に向けた施策のあり方を始め、DVに関する実態調査・研究を行う。	人権政策・ 男女共同参画課
		R2	B				
		R3	A				
		R4	A				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R4年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援	④子どもへの支援	179 Ⅶ-2-② に再掲	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①家庭児童：家庭児童相談員が、家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する種々の児童問題に関する相談を受けます。 ②ひとり親家庭等相談 ③母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ④ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 【数値目標】 「ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数」 28人（平成29年度末） →30人（令和5年度）	ひとり親家庭の父母の就業・自立を促進するため、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業により、就業相談や就業支援講習会、家計管理講習会や弁護士による法律相談を実施した。また、養育費確保のため、養育費に関する取り決めや養育費保証契約をされた方に補助金を交付した。	弁護士による法律相談では、様々な事情を持つひとり親の方でも相談しやすいよう、ZOOMや電話での相談も可能とした。
		73 Ⅳに再掲	子どもショートステイ事業	疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害などの理由により、家庭においての養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設などに空きがある場合、児童を短期間預かります。 【数値目標】 「契約施設数」 6施設（毎年度契約） （平成29年度末） →6施設（毎年度契約） （令和5年度）	児童養護施設等において、養育・保護が必要な児童の預かりを行った。 利用実績：延べ人数6名、延べ日数36日 施設契約数 6施設	男女を問わず、児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに施設にて一時預かりができる体制としている。
		186	児童生徒の就学支援	住民票の異動を伴わずに住所を変更したDV被害者の子どもについて、教育を受ける権利を確保するために、居住の事実によって学校を指定し、就学の支援を行います。また、必要に応じて就学援助制度について案内します。	DV被害を理由に緊急避難をしてきた児童生徒に対し、居住の事実を確認の上、速やかに就学支援を実施した。また必要に応じ、生活保護制度又は就学援助制度の案内を行った。	・速やかな就学支援 ・個人情報の厳重な管理
		187	保育・就学支援	被害者の子どもが安心して生活できるよう、被害者などの安全の確保を図りつつ、教育委員会、学校、保育所などの関係機関と連携し、子どもが適切な配慮を受けられるよう支援します。	婦人相談員に「子育て応援ブック」を配布し、子育てに関わる情報を周知した。	DV被害者とその子どもを支援するため、最新の支援策等の情報提供に努めた。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
69	△	R1	C	就業支援講習会のひとつである、介護職員初任者研修は新型コロナウイルスの影響により実施が厳しい状況であったため、医療事務講座に変更し、支援を行うことができたため。	利用者の男女比をみると、母子の方の利用が多い。父子の方も参加できるよう周知・広報する必要がある。	ひとり親家庭の父母等の就業・自立を促進するため、就業相談や就業支援講習会、家計管理講習会や弁護士による法律相談を引き続き実施していく。	子育て支援課 (子育て支援政策課)
	—	R2	B				
	—	R3	B				
	—	R4	B				
30	◎	R1	A	児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに、男女を問わず、児童を一時的に預かれる場所として、児童養護施設等計6施設と契約を行った。契約施設数が6施設と目標を達成したため、「A」評価とした。	空床利用のため、満床の場合や利用希望が重複したときなど、希望に応じられない場合がある。	空床利用のため、満床の場合や利用希望が重複したときなど、希望に応じられない場合があるため、受け入れ可能な施設等の追加等について、検討する。	子ども家庭支援課
	◎	R2	A				
	◎	R3	A				
	◎	R4	A				
		R1	B	関係機関と連携し、子どもの就学機会が失われることがないよう、速やかに対応した。併せて必要な制度の案内及び個人情報の厳重な管理を徹底した。	子どもの就学機会の確保に向けて、引き続き、速やかな就学の支援及び、個人情報の厳重な管理を徹底する。	今後も、DV被害を理由に緊急避難をしてきた児童生徒に対し、居住の事実を確認の上、速やかに就学の支援を実施する。また必要に応じ、生活保護制度又は就学援助制度の案内を実施する。	学事課
	R2	B					
	R3	B					
	R4	B					
		R1	A	婦人相談員にさいたま市の子育てに関わる最新の情報を周知したため。	保育や就学の機会等において、利用できる制度や必要な支援について婦人相談員に周知することで、被害者の子どもの安心・安全へ配慮する必要がある。	今後も子育てに関連する最新の情報を収集し、的確に被害者へ提供できるように努める。	人権政策・ 男女共同参画課
	R2	A					
	R3	A					
	R4	A					

